

東京湾沿岸海岸保全基本計画

[神奈川県区間]

平成 28 年 3 月

神 奈 川 県

まえがき

東京湾は、観音崎を挟んで南側を外湾部、北側を内湾部と呼んでいる。この内、神奈川県に接する沿岸は東京湾の南西側に位置し、外湾部は平磯地形やリアス式の岩石海岸と長い美しい砂浜海岸からなり、まだまだ豊かな自然が残っている。また、内湾部は川崎港、横浜港、横須賀港が並び、そのほとんどが港湾施設として利用され、我が国最大の生産拠点として中枢を形成している。

外湾の間口漁港は一本釣り及び磯根漁業、金田漁港は大・小型定置網漁業及び磯根漁業、三浦海岸は海水浴場として賑わい「琴音磯」の清水が湧き出る比較的広い砂浜があり、北下浦漁港は沿岸漁業が盛んに行なわれている。外湾から内湾へ続く横須賀港は、徳川幕府を起源として軍港の役割を果たし、その後自動車等の輸出入等の拠点及び房総半島とを結ぶフェリーによる旅客輸送拠点として発展してきた。横浜港は、日本の海の玄関口として安政6年の開港以来、我が国を代表する国際貿易港として重要な役割を果たしてきた。川崎港は、明治時代から京浜工業地帯を支える港湾として発展を遂げてきた。

このように神奈川県沿岸部は、豊かな自然ゾーンと物流ゾーン等の相反する形態を抱えているが、昨今の価値観の多様化、自然と触れ合い、自然を学ぼうとする欲求、自然環境に対する認識の高まり、活気のある拠点整備の取り組みなど、その存在価値はさらに高まっています。しかし、神奈川県沿岸の区域によっては、高潮による道路・住宅地への越波・浸水被害や北下浦漁港海岸等の砂浜の侵食、漂着ゴミ等の散乱等による影響、海岸における放置艇や海岸利用者の増加に伴う利用の輻輳など、様々な課題を抱えている。

このような状況を踏まえ、県では、平成12年4月に施行された改正海岸法を受けて国が策定した「海岸保全基本方針」に基づき、東京都界から三浦半島剣崎まで延長約280kmの神奈川県沿岸に係る東京湾沿岸について、「地域とともにあゆみ、人・自然・都市を育む、安全で、美しく、快適な海岸」をテーマとして平成16年8月に海岸保全基本計画を策定した。この基本計画は、「海岸の防護」に加え、「海岸環境の整備及び保全」並びに「海岸における公衆の海岸の適正な利用」の確保を図り、これらが調和した総合的な海岸の管理を実現していくための道しるべとなるものである。そして、美しく、豊かで、活気のある神奈川県沿岸を次世代に引継いでいくためには、行政、県民、企業、団体等が手を携えていくことが不可欠である。

そうした中、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震における未曾有の津波災害により、今後の海岸防護や防災について新たな考え方が示されたこと、また、計画策定後10年が経過したため、時点修正を含め、平成27年3月に海岸保全基本計画の変更を行った。

今回、平成26年12月に改正された海岸法施行令において、海岸保全基本計画に「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」を定めることが明確化され、国が平成27年2月に海岸保全基本方針を変更したことから、再度、計画を変更するものである。

なお、東京湾沿岸海岸保全基本計画は、東京湾沿岸の特性を踏まえ千葉県、東京都及び神奈川県の1都2県共同により策定するものである。従って、この東京湾沿岸海岸保全基本計画（神奈川県区間）は、「東京湾沿岸海岸保全基本計画」の神奈川県の資料である。



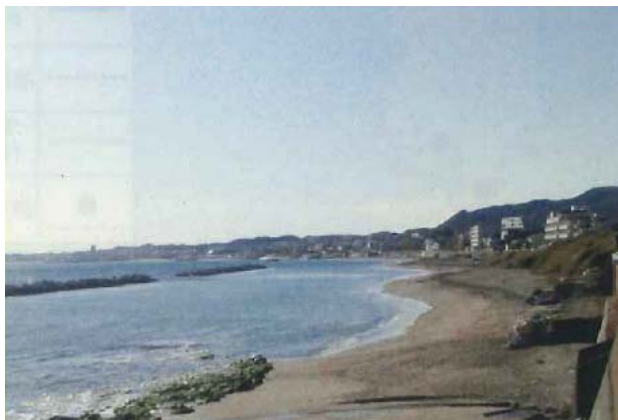
川崎港（夜光運河）



柴漁港と海の公園（人工海浜）



馬堀海岸（高潮対策護岸）



野比海岸（侵食対策の離岸堤）



三浦海岸（砂浜）



金田漁港（朝市）

目 次

まえがき	1
第1編 海岸保全基本計画の策定にあたって	
1.1 海岸保全基本計画の策定にあたって	1-1
1.2 海岸法改正の趣旨	1-2
1.3 国が策定した海岸保全基本方針の概要	1-3
1.4 海岸保全基本計画で定めるべき事項	1-5
1.5 東京湾沿岸海岸保全基本計画（神奈川県区間）の策定にあたって	1-8
第2編 海岸の現況及び保全の方向に関する事項	
2.1 海岸の概要	2-1
2.2 自然的特性	2-4
2.2.1 気象・海象	2-4
2.2.2 地形・地質	2-4
2.2.3 漂砂特性	2-5
2.2.4 河川	2-5
2.2.5 水質	2-6
2.2.6 生物相	2-7
2.3 社会的特性	2-8
2.3.1 人口	2-8
2.3.2 産業	2-8
2.3.3 漁業	2-8
2.3.4 土地利用	2-9
2.3.5 歴史・文化	2-9
2.3.6 レクリエーション利用	2-9
2.3.7 沿岸利用	2-10
2.4 海岸災害とその実態	2-11
2.4.1 既往災害とその実態	2-11
2.4.2 海岸事業の実態	2-12
2.5 関連する法規制・諸計画	2-13
2.5.1 関連する法規制	2-13
2.5.2 関連する諸計画	2-15
2.6 海岸への要請	2-17
第3編 海岸保全の方向性について	
3.1 海岸保全のための基本理念	3-1
3.2 海岸保全の方向性	3-2
第4編 海岸保全の目標と施策について	
4.1 海岸防護の目標	4-1
4.2 海岸の保全に関する施策	4-6
4.3 ゾーン毎の施策	4-11
第5編 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項	5-1
5.1 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項	5-1
5.1.1 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域	5-1
5.1.2 海岸保全施設の種類、規模及び配置	5-2
5.1.3 受益の地域	5-2
5.2 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項	5-3
5.2.1 海岸保全施設の存する区域	5-3
5.2.2 海岸保全施設の種類、規模及び配置	5-3
5.2.3 維持又は修繕の方法	5-3
5.2.4 受益の地域	5-3
第6編 用語集	6-1

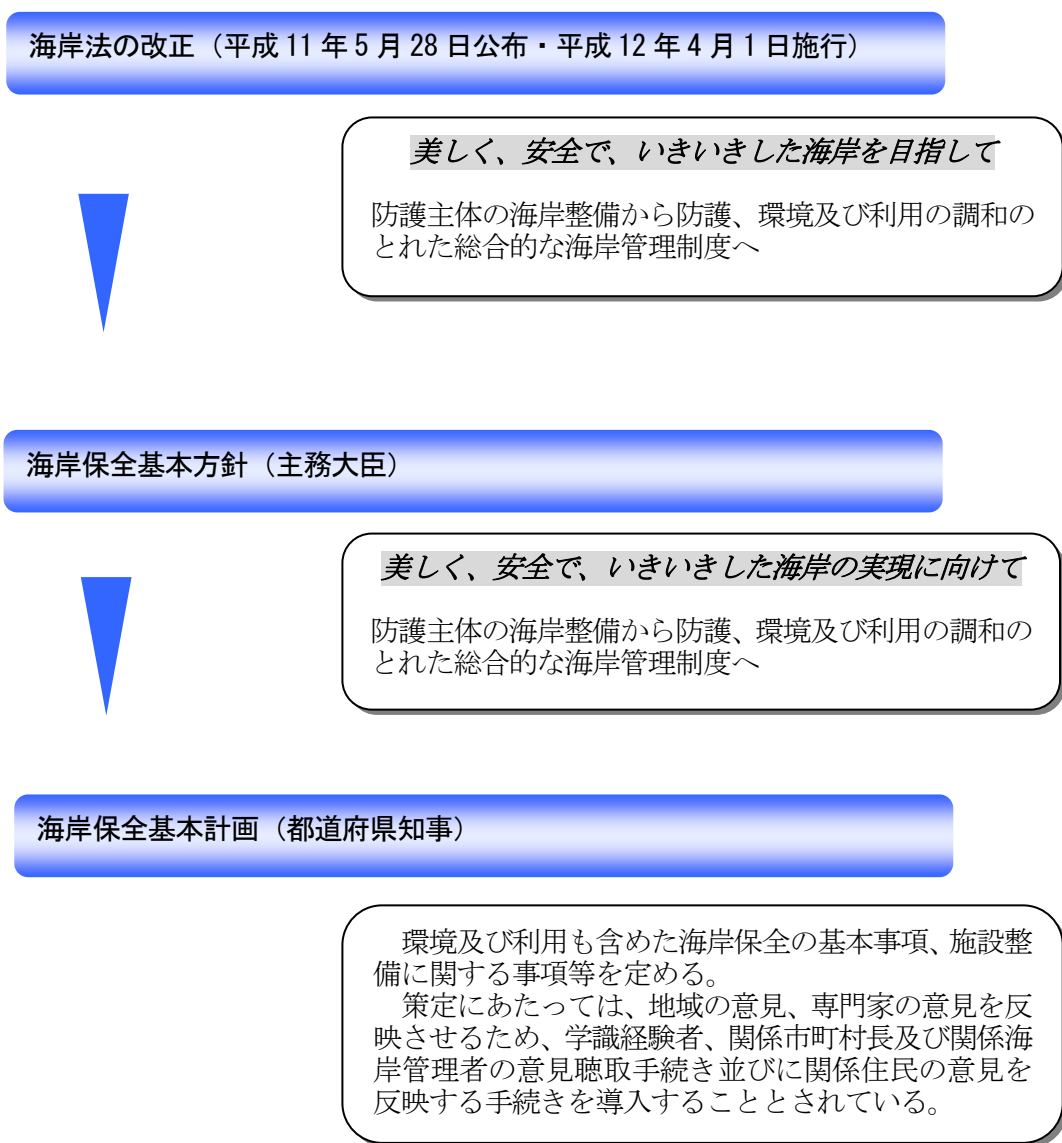
第1編 海岸保全基本計画の策定にあたって

1.1 海岸保全基本計画の策定にあたって

平成11年に海岸法が改正され、その目的が「海岸の防護」に「海岸環境の整備及び保全」、「海岸における公衆の適正な利用」を加えたものとなった。

海岸法の改正、海岸保全基本方針、海岸保全基本計画の関係については、以下の図1.1-1に示すとおりである。

また、海岸法改正の趣旨、海岸保全基本方針の概要、海岸保全基本計画において定めるべき事項について次頁以降に示す。



※海岸保全基本計画は、地域の状況変化や社会経済状況の変化等に応じ、計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容等を点検し、適宜見直しを行うこととされている。

図 1.1-1 海岸法の改正、海岸保全基本方針、海岸保全基本計画の関係

1.2 海岸法改正の趣旨

海岸法改正の流れ、及び要点を、以下に示す。

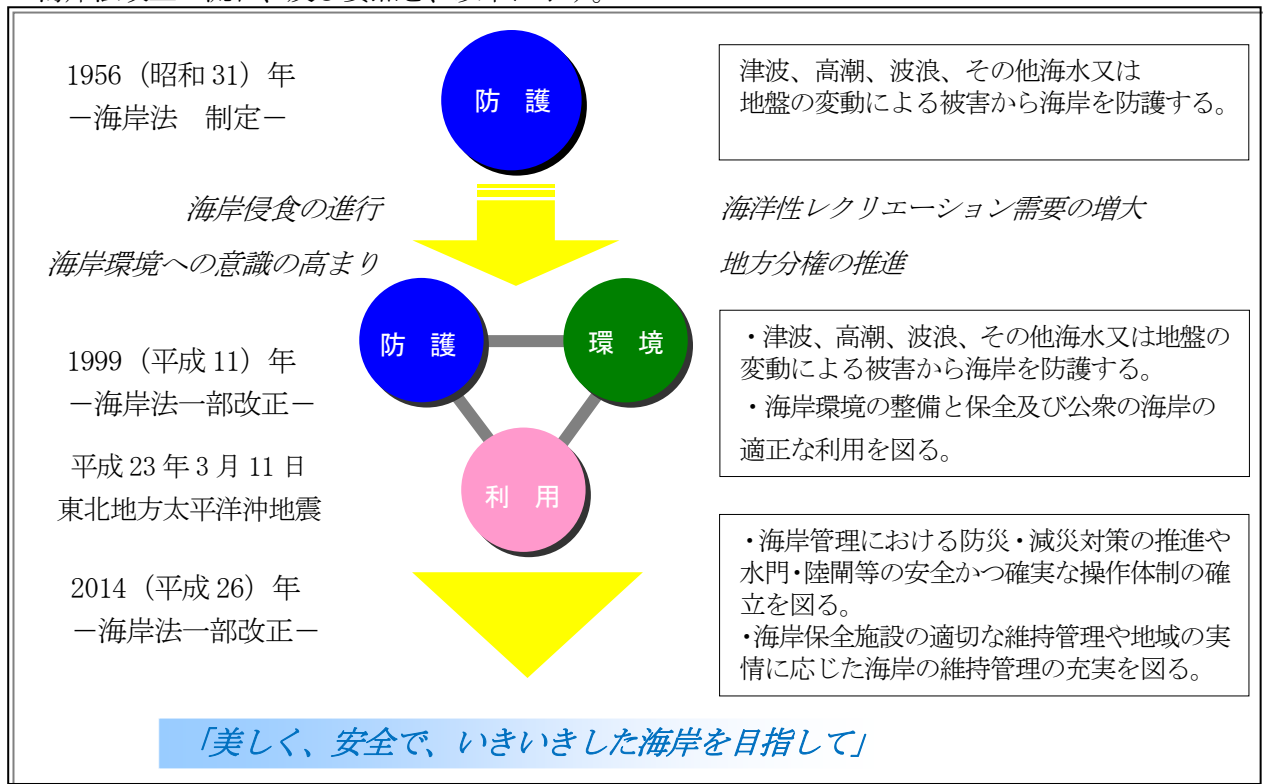


図 1.2- 1 海岸法改正の流れ

平成11年海岸法一部改正

<防護、環境及び利用の調和のとれた総合的な海岸管理制度の創設>

- ・法の目的に「海岸の防護」に加え、「海岸環境の整備及び保全」、「海岸における公衆の適正な利用」を追加。
- ・防護、環境、利用の調和のとれた海岸管理を推進。

<地域の意見を反映した海岸整備の計画制度の創設>

- ・海岸保全基本計画策定時に、地域の意見や専門家の知見を反映するための手続きを導入。

<海岸法の対象となる海岸の拡張>

- ・海岸保全区域以外の公共海岸を一般公共海岸区域として位置づけ、管理を推進。
- ・海岸の日常的な管理における市町村参画の推進。

<海岸の適正な保全のための措置の創設>

- ・指定区域において、みだりに行う一定の行為の禁止、簡易代執行制度の創設、海岸の維持に関する原因者負担制度を創設。

平成26年海岸法一部改正

<海岸の防災・減災対策の強化>

- ・堤防と一体的に設置される減災機能を有する樹林等粘り強い構造の堤防等を海岸保全施設に位置付け。
- ・関係者が海岸の防災・減災対策を協議するための協議会の設置。
- ・海岸管理者等に対して、水門・陸閘等の操作方法、訓練等に関する操作規則等の策定を義務付け。
- ・海岸管理者は、津波等の発生のおそれがあり緊急の必要があるときは、障害物の処分等をし、付近の居住者等を緊急措置に従事させることができることとし、これらに伴う損害を補償。

<海岸の適切な維持管理の確保>

- ・海岸管理者は、海岸保全施設を良好な状態に保つよう維持・修繕すべきことを明確化。
- ・統一的な維持・修繕の基準を策定。
- ・海岸管理者は、海岸保全区域内で座礁等した船舶が海岸保全施設を損傷等するおそれがある場合等に、船舶所有者に対し、当該船舶の撤去等を命令。
- ・海岸管理者は、海岸の維持等を適正かつ確実に行うことができる法人・団体を海岸協力団体として指定。

図 1.2- 2 海岸法改正の要点

1.3 国が策定した海岸保全基本方針の概要

海岸保全基本方針は、防護、環境及び利用の調和のとれた総合的な海岸管理が適正に行われるよう、国が海岸の保全に関する基本的方向性を明らかにするための基本理念として定められた。海岸保全基本計画は、この海岸保全基本方針に基づき、各都道府県知事が定めるものである。

海岸の保全に関する基本理念

－「美しく、安全で、いきいきした海岸」を次世代へ継承していくこと－

現状

- ① 我が国は、四方を海に囲まれ、約三万五千キロメートルの入り組んだ海岸線を有する。背後に、人口、資産、社会資本等が集積しているため、海岸整備が進められてきた。
- ② 海岸は、陸域と海域の境界のみならず、多様な生物が生息・生育する貴重な場であるとともに、独特の自然景観を有し、我が国の文化・歴史等を形成してきた。しかし、沿岸部の開発等に伴い自然海岸が減少してきた。
- ③ 海岸は、古くから漁業の場や港として利用され、また、近年ではレジャーやスポーツ、あるいは様々な動植物と触れ合う場としての役割も担ってきている。
- ④ このような中で、海岸保全施設の整備水準は未だ低く、依然として多くの被害が発生しており、加えて、施設の老朽化も進んでいる。また、海岸に供給される土砂の減少や海岸部での土砂収支の不均衡等の様々な要因により海岸侵食が進んでいる。
- ⑤ 海岸の汚損や海岸への車の乗入れ等無秩序な行為等により、美しく、豊かな海岸環境が損われている。
- ⑥ 価値観の多様化や少子・高齢化等が進む中で、今後海岸は、災害に対する安全の一層の向上と良好な海岸環境の整備と保全が図られ、さらに、人々の多様な利用が適正に行われる空間となることが求められている。

＜海岸の保全に関する基本理念＞

- ・ 国民共有の財産として「美しく、安全で、いきいきした海岸」を次世代へ継承していくことを海岸の保全のための基本的な理念とし、この理念の下、災害からの海岸の防護に加え、海岸環境の整備と保全及び公衆の適正な利用の確保を図り、これらが調和するよう、総合的に海岸の保全を推進する。
- ・ 海岸は、地域の個性や文化を育んできていること等から、地域の特性を生かした地域とともに歩む海岸づくりを目指すものとする。

＜海岸の保全に関する基本的な事項＞

1 海岸の防護に関する基本的な事項

- ・ 自然条件や過去の災害の発生状況を分析し、背後地の人口・資産の集積状況、土地利用状況等を勘案して、所要の安全を適切に確保する防護水準を定める。
- ・ 高潮・津波対策については、施設の整備によるハード面の対策だけでなく、適切な避難のための迅速な情報伝達等、ソフト面の対策を併せて講じる。
- ・ 侵食が進行している海岸にあっては、砂の移動する範囲全体において、土砂収支の状況を踏まえた広域的な視点に立った対応を適切に行う。

2 海岸環境の整備及び保全に関する基本的な事項

- ・自然と共生する海岸環境の保全と整備を図るとともに、特に優れた自然を有する海岸の保全や油流出事故等突発的に生じる環境への影響等に適切に対応する。
- ・良好な海岸環境の創出を図るため、必要に応じ、砂浜、植栽等を整備する。
- ・保全すべき海岸環境について関係者が共通の認識を有するよう努める。

3 海岸における公衆の適正な利用に関する基本的な事項

- ・海岸の利用の増進に資する施設の整備等を推進するとともに、景観や利便性を著しく損う施設の汚損、放置船等に適切に対処する。
- ・海との触れ合いの場の確保を図るとともに、利用者のマナーの啓発活動を推進する。

4 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

(1) 海岸保全施設の新設又は改良に関する基本的な事項

ア 安全な海岸の整備

- ・防護の必要な海岸において施設の計画的な整備を一層進めることとする。
- ・防護のみならず環境や利用の面からも優れた面的防護方式への転換をより一層推進する。
- ・背後地の状況等を考慮して、設計の対象を超える津波、高潮等の作用に対して施設の損傷等を軽減するため、粘り強い構造の堤防、胸壁及び津波防波堤の整備を推進する。
- ・海岸保全施設の機能や背後地の重要度等を考慮して必要に応じて耐震性の強化を推進する。

イ 自然豊かな海岸の整備

- ・海岸の多様な生態系や美しい景観の保全を図るため、それぞれの海岸の有する自然特性に応じた海岸保全施設の整備を進める。

ウ 親しまれる海岸の整備

- ・海岸保全施設の整備に当たっては、利用者の利便性や地域社会の生活環境の向上に寄与するため、これに配慮した施設の工夫に努める。

(2) 海岸保全施設の維持又は修繕に関する基本的な事項

- ・海岸保全施設の構造、修繕の状況、気象・海象の状況等を勘案して、適切な時期に巡視又は点検を実施し、計画的かつ効果的な維持又は修繕を推進する。

5 海岸の保全に関するその他の重要事項

(1) 広域的・総合的な視点からの取組みの推進

- ・関係する行政機関とより緊密な連携を図り、広域的・総合的な視点からの取組みを推進する。
- ・レジャーやスポーツの振興、自然体験・学習活動の推進、健康の増進及び自然との共生の促進等のため海岸及びその周辺で行われる様々な施策との一層の連携を推進する。

(2) 地域との連携の促進と海岸愛護の啓発

- ・関係機関と連携して防災情報の提供や災害時の対応方法の周知等、地域住民の防災意識の向上及び防災知識の普及を図る。
- ・海岸愛護の思想の普及を図るとともに、環境教育の充実にも努め、地域における愛護活動が推進されるような人材を育成する。

(3) 調査・研究の推進

- ・海岸に関する基礎的な情報に関する収集・整理を行いつつ、調査研究等を推進していく。
- ・地球温暖化に伴う気象・海象の変化や長期的な海水面の上昇が懸念されているため、潮位、波浪等についての監視を行うとともに、それらの変化に対応すべく所要の検討を進める。

1.4 海岸保全基本計画で定めるべき事項

海岸保全基本計画を作成するにあたって、「定めるべき基本的な事項」と「留意すべき重要事項」は、以下のとおりである。（海岸保全基本方針より抜粋）

海岸保全基本計画の作成に関する基本的な事項

都道府県においては、海岸保全基本方針に基づき、地域の意見等を反映して、海岸保全基本計画を作成すべき海岸の区分で定めた沿岸ごとに、整合のとれた海岸保全基本計画を作成し、総合的な海岸の保全を実施するものとする。

また、沿岸が複数の都府県にわたる場合は、原則として関係都府県が共同して計画策定体制を整え、一の海岸保全基本計画を作成するものとする。

海岸保全基本計画において「定めるべき基本的な事項」と「留意すべき重要事項」は、次のとおりである。

1 定めるべき基本的な事項

(1) 海岸の保全に関する基本的な事項

海岸の保全を図っていくに当たっての基本的な事項として定めるものは、次の事項とする。

- ア 海岸の現況及び保全の方向に関する事項：自然的特性や社会的特性等を踏まえ、沿岸の長期的な在り方を定める。
- イ 海岸の防護に関する事項：防護すべき地域、防護水準等の海岸の防護の目標及びこれを達成するために実施しようとする施策の内容を定める。
- ウ 海岸環境の整備及び保全に関する事項：海岸環境を整備し、及び保全するために実施しようとする施策の内容を定める。
- エ 海岸における公衆の適正な利用に関する事項：海岸における公衆の適正な利用を促進するために実施しようとする施策の内容を定める。

(2) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

沿岸の各地域ごとの海岸において海岸保全施設を整備していくに当たっての基本的な事項として定めるものは次の事項とする。

ア 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項

- (ア) 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域：一連の海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域を定める。
- (イ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置：(ア)の区域ごとに海岸保全施設の種類、規模及び配置について定める。
- (ウ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況：海岸保全施設の新設又は改良によって津波、高潮等による災害や海岸侵食から防護される地域及びその地域の土地利用の状況等を示す。

イ 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

- (ア) 海岸保全施設の存する区域：維持又は修繕の対象となる海岸保全施設が存する区域を定める。
- (イ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置：(ア)の区域ごとに存する海岸保全施設の種類、規模及び配置について定める。
- (ウ) 海岸保全施設の維持又は修繕の方法：(イ)の海岸保全施設の種類ごとに、海岸保全施設の維持又は修繕の方法について定める。

2 留意すべき重要事項

海岸保全基本計画を作成するに当たって留意すべき重要事項は次のとおりである。

- (1) 関連計画との整合性の確保：国土の利用、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、国土強靱化に関する計画、地域計画等に関連する計画との整合性を確保する。
- (2) 関連行政機関との連携調整：海岸に関する行政機関と十分な連携と緊密な調整を図る。
- (3) 地域住民の参画と情報公開：計画の策定段階で必要に応じ開催される公聴会等だけでなく、計画が実効的かつ効率的に執行できるよう、実施段階においても適宜地域住民の参画を得る。また、計画の策定段階から、計画の実現によりもたらされる防護、環境及び利用に関する状況について必要に応じ示すなど、事業の透明性の向上を図るため、海岸に関する情報を広く公開する。
- (4) 計画の見直し：地域の状況変化や社会経済状況の変化等に応じ、計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容等を点検し、適宜見直しを行う。

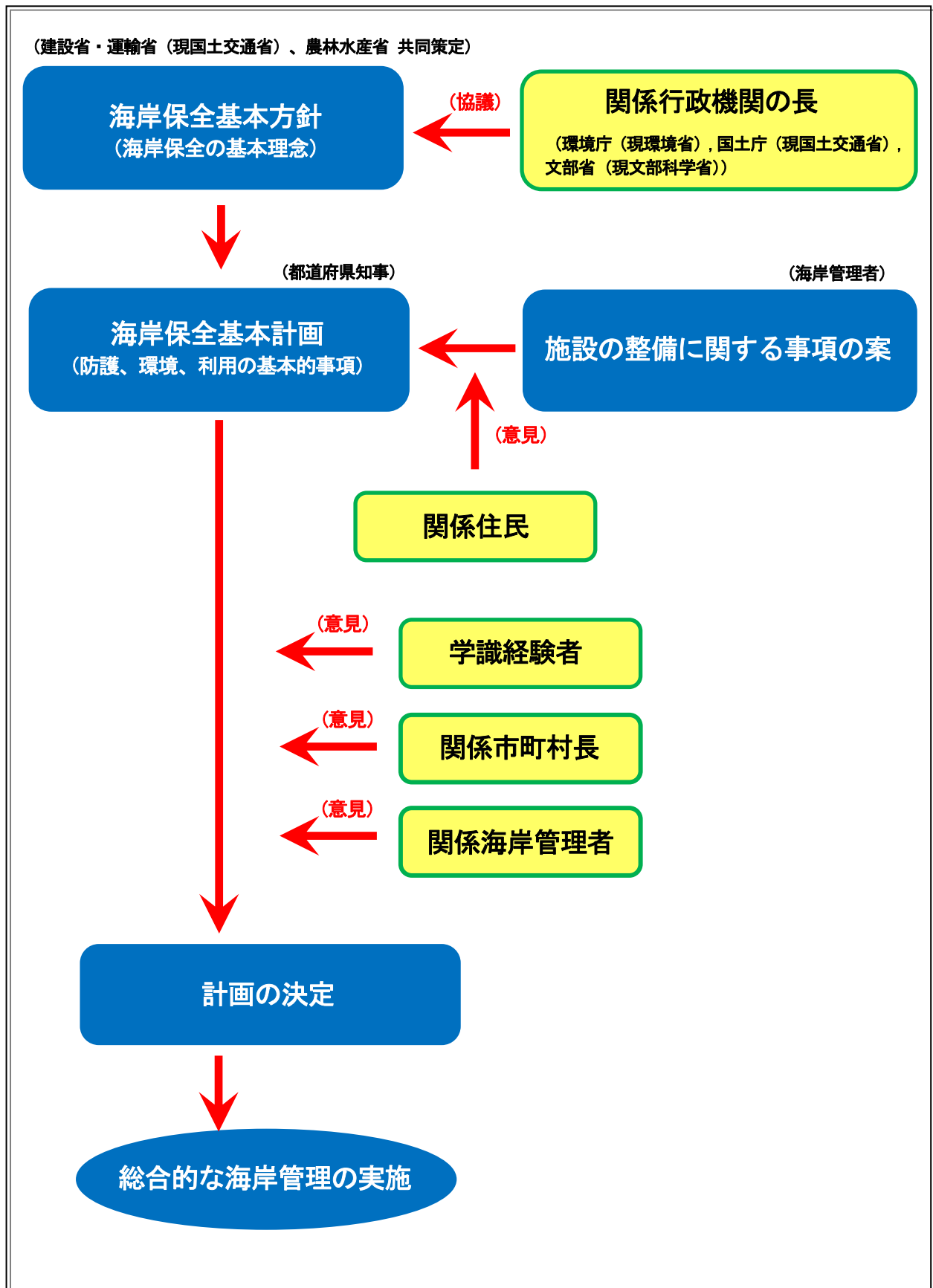


図 1.4- 1 海岸保全の計画制度

1.5 東京湾沿岸海岸保全基本計画（神奈川県区間）の策定にあたって

平成12年4月に改正された海岸法が施行され、その目的は海岸の防護、海岸環境の整備及び保全、海岸における公衆の適正な利用をもって国土の保全に資することとされた。

国の定めた海岸保全基本方針においては、この基本計画に定める事項として、「海岸の保全に関する基本的な事項」と「海岸保全の施設に関する基本的な事項」の2つに大きく分けられている。さらに、この基本計画の策定に当たって留意すべき重要事項としては、「関連計画との整合性の確保」「関係行政機関との連携調整」「地域住民の参画と情報公開」「計画の見直し」が挙げられている。この実現に向けて、地域の意見を反映し、防護、環境及び利用の調和のとれた総合的な海岸の保全を計画的に推進するため、神奈川県に係る東京湾沿岸海岸保全基本計画を平成16年8月に策定した。

本沿岸の臨海部には古くから物流、交流、産業等の多様な機能が集積し、東京圏のみならず、我が国の経済社会を支えている。本沿岸には、横須賀港、横浜港や川崎港等日本の物流を担う重要港湾や国際戦略港湾また東京圏の海の食材を担う漁港等が連なっているが、一步、外湾に出るとそこは別世界の自然と都市が共存した自然海岸が広がり、良好な住宅地であるとともに観光地や海洋レクリエーション利用の場となり、多様化した沿岸である。

こうした本沿岸のこれからの海岸整備の基本的な考え方となる基本理念、基本方針及び長期的な在り方並びに防護、環境及び利用に係る施策の内容は、国土の保全、水質の改善等、環境問題への対応、レジャーの多様化等海岸をとりまく状況の変化を踏まえ、総合的な視点から定めていく必要がある。

そうした中、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震における未曾有の津波災害により、今後の海岸防護や防災について新たな考え方が示されたこと、また、計画策定後10年が経過したため、時点修正を含め、平成27年3月に海岸保全基本計画の変更を行った。

一方、既存ストックの老朽化が懸念される中、海岸保全施設についても急速な老朽化が見込まれることから、今後の海岸管理においては、これまでに整備された海岸保全施設の適切な維持管理が重要な課題となっている。

このため、平成26年12月に改正された海岸法施行令や平成27年2月に変更された海岸保全基本方針では、海岸保全基本計画に「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」を定めることが明確化されたところである。

そこで、今回の変更は、海岸法施行令の改正等を受けて、海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項を追加するものである。

なお、計画策定後においても、地域状況や社会経済情勢の変化等に対応するために、計画の内容を適切に見直していくことが必要である。

また、施設整備に当たっては、この計画で示しているのは、あくまでも基本的な考え方であって、個別の施設の整備を実施する際には、改めて適切な対応を行うことが必要である。

第2編 海岸の現況及び保全の方向に関する事項

2.1 海岸の概要

東京湾沿岸の概要

東京湾沿岸は、房総半島の洲崎から三浦半島の剣崎に至る区間の海岸線をいい、千葉県、東京都、神奈川県 の1都2県にわたっている。

東京湾沿岸地域は、湾奥の江戸に幕府が置かれた17世紀以降、我が国の中心的地域へと発展した。江戸時代の東京湾は、干潟・浅場や人間活動による適度な栄養の流入が水産物の生産を支え、江戸前の海として豊かな水産物を江戸100万の住民に供給していた。

明治時代から工業集積のために埋立てが進み、高度経済成長期には、臨海部に工業地帯が発展した。さらに政治・経済の首都圏への一極集中に伴って、人口や都市機能が高度に集積し、都市住民の生活を支える埋立地造成が加速した。これらにより、東京湾沿岸地域は、我が国の経済成長と首都圏住民の生活を支えてきた。

東京湾は、富津岬・観音崎間の狭窄部を境とした内湾と外湾で、地形特性が大別できる。内湾は、閉鎖性が強く静穏であるとともに、荒川、多摩川の大河川が流入し、浅く平坦である。また、南西に開口部をもった細長く浅い地形から、台風等による高潮の影響が大きく、これに加え、地盤沈下に伴うゼロメートル地帯等の低地帯に、人口や都市機能が高度に集積していることから、高潮からの防護が極めて重要となっている。一方、外湾は、外海の影響を受けやすく、海底が急峻な地形であり、内湾に比べて波浪が大きく津波の危険性が高い。大規模地震の発生が想定されていることから、津波に対する安全性確保も急務となっている。

外湾の洲崎から富津岬、観音崎から剣崎にかけては、砂浜、岩磯、藻場が多く残されており、水質も比較的良好なため、生物の良好な生息環境や多くの人に親しまれる海水浴場が数多くある。一方、内湾は、高度成長期における都市活動の増大に伴い、首都圏からの汚濁負荷が流入し、水質悪化が進んだ。過去には、内湾にも海水浴場や潮干狩場等が広く分布していたが、高度成長期における水質悪化や臨海部の産業用地利用により減少し、人々と海岸との関わりも少なくなった。

これらの状況に対応するため、流域における排水規制や下水道整備等の対策が進んだため、昭和50年代以降水質は、昭和40年代の最も悪化した状態より改善されたが、近年は、ほぼ横ばい状態で、依然として赤潮や青潮が発生しており、汚泥の残存もある。しかし、減少していた水生生物の増加等、環境改善の兆しも見られ、貴重な干潟や浅場には、希少な動植物の生息が確認されている。

さらに、多様な社会ニーズに応え、昭和50年代から砂浜や干潟・浅場の再生・整備とともに、レクリエーション拠点、人工海浜、海釣り施設等の親水空間の整備も進められてきた。

東京湾の範囲は、千葉県館山市洲崎と神奈川県三浦市剣崎とを結ぶ線以北の水域である。また、富津岬と観音崎を結ぶ線以北の水域を「内湾」、それ以外の東京湾の水域を「外湾」と定義する。

東京湾沿岸（神奈川県区間）（以下、“神奈川県沿岸”という）とは、東京都界である多摩川を北端として、相模灘との区域境である剣崎を南端とする範囲であり、川崎市、横浜市、横須賀市、三浦市の4市から構成されている。

海岸線延長は、東京湾全体で約770km、うち神奈川県沿岸は約280kmである。

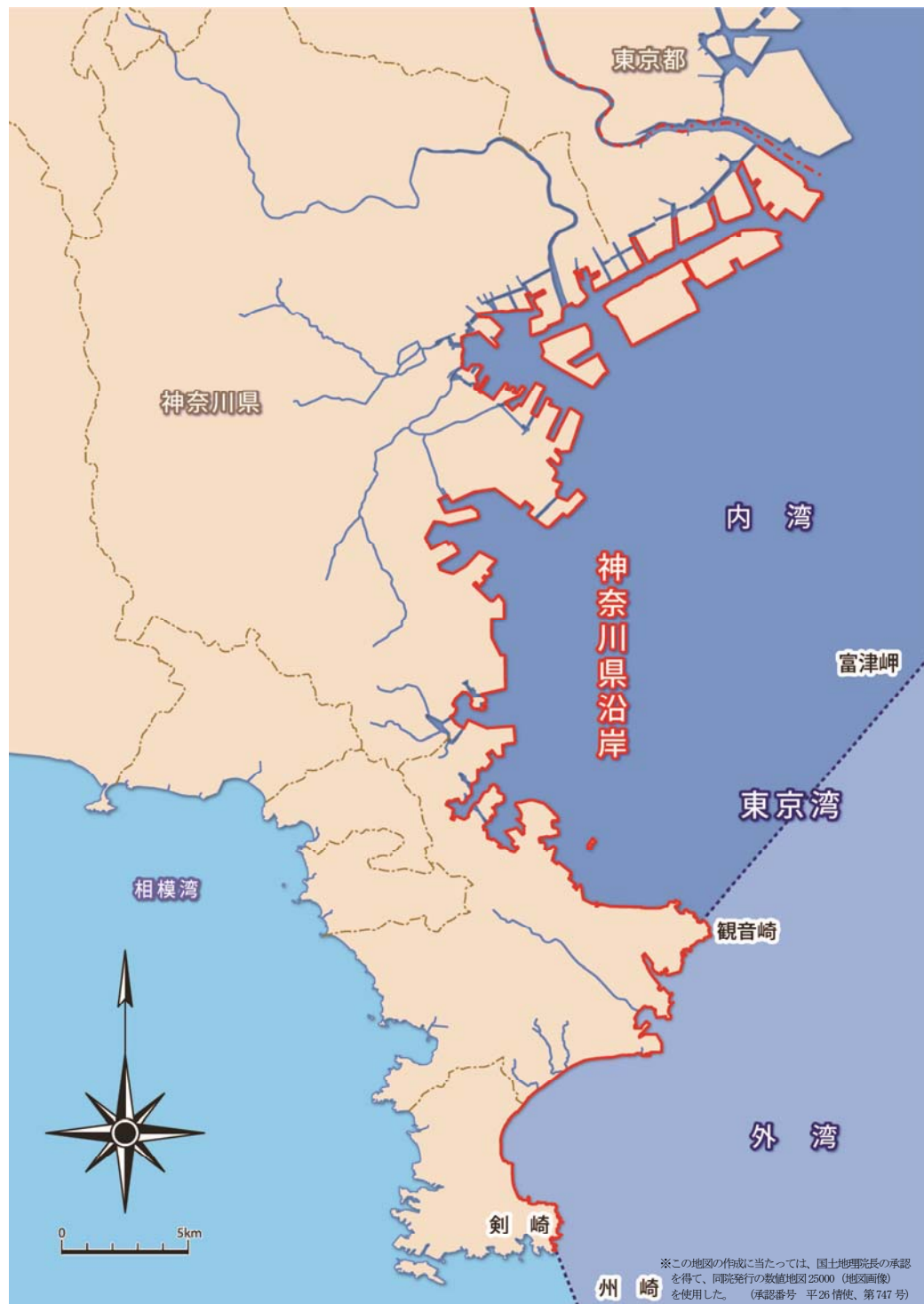


図-2.1- 1 東京湾沿岸・神奈川県沿岸範囲

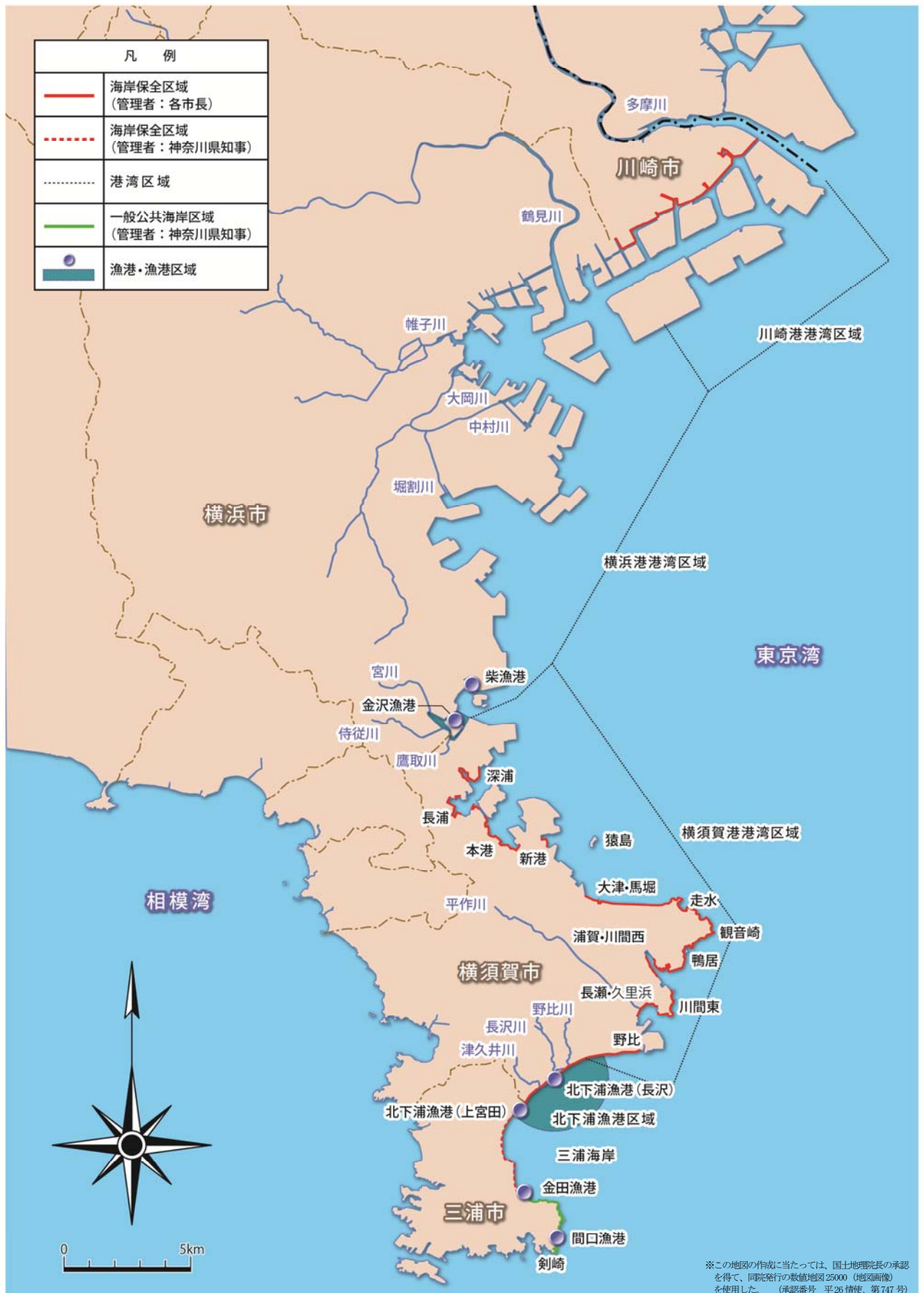


図-2.1-2 神奈川県沿岸管理区分図

2.2 自然的特性

2.2.1 気象・海象

(1) 気象

本県は、関東地方の南西部に位置し、北西部には関東山地を控え、東部及び南部は海に面している。このため、冬の季節風の影響が少なく、黒潮（暖流）の影響を受け温暖で湿潤な気候である。本県沿岸地域では、県西部より年平均気温は高く、年間降水量は低い。

平均気温は約16℃であるが、厳冬期（1、2月）の月別平均最高気温は約10℃であり、月別平均最低気温は約3℃を記録している。一方、夏期（7～9月）の月別平均最高気温は約29℃を記録している。

年間降水量は、横浜で約1,730mm、三浦で約1,570mm、日吉で約1,610mmであるが、時期別にみた降水量は、梅雨期の6月と台風期の9月～10月にピークがあり、12～2月は少ない。

横浜の風向は、9月から翌5月までは北の風が卓越し、6～8月は南西の風が卓越する。

(2) 海象

海水の流動は半日周期の潮流が最も卓越し、おおむね湾の主軸方向に沿っており、観音崎、富津岬間の狭窄した部分では1.5ノット以上の強い流れとなっている。恒流は冬期には北からの季節風の影響により、湾奥部で時計回りの循環流、夏期には西南からの季節風の影響により反時計回りの循環流となる。

また、湾奥部では北風の影響により上層の海水が沖へ移動し、それを補うために下層からの湧昇もおこっている。

「東京湾の内湾部は観音崎、富津岬間の狭窄した形状により、外海との海水交換が悪く、滞留時間は年平均で1.6ヶ月となっている。」※（伊勢・三河湾の年平均滞留時間は、0.7ヶ月。）

2.2.2 地形・地質

(1) 地形

神奈川県沿岸地域を含む本県東部地域では、北には関東ローム層で覆われた標高差の少ない細かな起伏を持った多摩丘陵（標高70～90m）や、平坦な下末吉台地（標高40～60m）があり、その東には多摩川の氾濫原として形成され、自然堤防が発達した多摩川低地が続いている。海岸部は古くから埋め立てが進み、地盤が低く、液状化対策がされていない脆弱な埋立地が広範にわたり存在する。また、この埋立地が複雑に水路を残し、高潮や津波対策における脆弱性をもたらしている。

南の三浦半島は、多摩丘陵が連続し南に突き出た半島で、相模湾と東京湾を分けており、その中部以北が丘陵地、南部が台地となっている。南北に細長く延びている半島であるが、南北に延びる脊梁山脈に相当するものはなく、大部分は三浦層群からなる丘陵部で覆われ、最も高い山でも大楠山の242.5mである。南部には畑地に利用された平坦な地勢をなしていることが多い。また、海岸部は小湾が多く変化に富んだ複雑な海岸線を示している。

(2) 地質

三浦半島は、約50万年前に陸地になった若い大地である。三浦半島の地質は、古第三系～中新統の葉山層群（2,300万～1,500万年前）を基盤とし、その上に中新統～鮮新統の三浦層群（1,200万～280万年前）、さらにその上位に更新統の相模層群が重なっている。半島中央部には、三浦層群が西北西から東南東方向に分布し、その北側と南側は断層によって区切られ葉山層群と接している。

一方、横浜市以北の多摩丘陵、下末吉台地は、鮮新統～下部更新統の上総層群（280万～50万年前）を基盤とし、その上に中部更新統以降の段丘堆積層とローム層が分布している。

※東京湾環境データブック（東京湾港湾連携推進協議会監修，運輸省第二港湾建設局発行，2000）より

また、沖積層は、多摩川をはじめとする大小河川及びその支流沿いと海岸低地等の沖積低地を構している。

(3) 東京湾の地形と底質

内湾の水深は70mより浅く、湾底には水深10～40mの平坦地が広がっている。湾岸には5m以浅の海底平坦面や干潟が連なり、それら浅海底と10m前後以深の平坦面との間は斜面で境され、ほぼその斜面下端を境に底質が砂から泥（シルト及び粘土）に変化する。すなわち、東京湾底は浅い砂質平坦地（州）と深い泥質底に分かれ、州はさらに干潮時に水面上に現れる干潟と現れない浅場に区別される。現在、州の大部分は埋立地や港湾に改変されている。

湾口部を大別すれば、次の三つの地形区よりなっている。

- ①水深40～50m以浅の沿岸部で岩や砂底の多いところ。
- ②中ノ瀬の西から南へと続く溝状をなし、水深50～100mの観音崎海底水道。
- ③浦賀沖の水深100mの谷頭に始まり、相模湾底の1000m以深にまで続く東京海底谷。

平成23年3月に発生した東日本大震災以後、関心が高まっている放射性物質に係る、海底土のモニタリングについては、原子力規制委員会を中心とした関係機関により実施されている。

2.2.3 漂砂特性

多摩川のみ河床勾配が1/1,000と河口部における河床勾配としては急勾配であるが、河床を構成する砂礫の粒径が大きく、移動しにくいいため、多摩川は流出量は多くない。

神奈川県沿岸における漂砂は、外洋に面した野比海岸から三浦海岸にかけての砂浜海岸のみ卓越方向が明確であり、南向きである。

2.2.4 河川

神奈川県の東京湾に注ぐ一級河川、二級河川は、11河川であり、概要を以下に示す。

表-2.2-1 神奈川県内の東京湾に注ぐ一級河川及び二級河川

種別	水系名	河川名	県内延長 (km)	県内流域面積 (km ²)
一級河川	多摩川	多摩川	28.36	68.22
	鶴見川	鶴見川	31.97	184.40
二級河川	帷子川	帷子川	17.34	57.90
	大岡川	大岡川	10.54	35.59
	大岡川	中村川	0.90	—
	大岡川	堀割川	2.70	—
	大岡川	大岡川分水路	3.64	13.64
	宮川	宮川	2.04	7.98
	侍従川	侍従川	2.62	5.27
	鷹取川	鷹取川	0.57	2.30
	平作川	平作川	7.07	26.08

出典：神奈川県河川・海岸・港湾図（神奈川県，平成23年4月）

2.2.5 水質

平成15年3月に東京湾再生推進会議が取りまとめた「東京湾再生のための行動計画」に基づく、「陸域からの汚濁負荷削減方策（下水道対策、各種生活排水処理施設の整備等）」、「海域における環境改善対策（干潟・藻場の再生・創造、汚泥の除去や底質の改善等）」、「東京湾の環境モニタリング」の大きな3つの取組の結果、水質改善の目標としている底層のD0に顕著な変化が認められるには至っていないものの、底層のD0悪化の原因となる汚濁物質濃度の減少や再生された干潟や浅場で生物の生息が確認されるなど、陸域・海域の各施策の効果とみられる変化が、モニタリング結果に捉えられ、一定の成果を挙げたとみられることが、平成15年度から平成24年度までの10年間の期末評価（総括）の中で、報告されている。

「平成25年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」によると、生活環境項目のうち、CODは22測定地点中17地点で環境基準を達成、全窒素は22測定地点中14地点、全磷は22測定地点中17地点で環境基準を達成している。

平成23年3月に発生した東日本大震災以後、関心が高まっている放射性物質に係る、海水のモニタリングについては、原子力規制委員会を中心とした関係機関により実施されている。

神奈川県沿岸には、海の公園（横浜市金沢区）、走水、猿島（以上、横須賀市）、三浦海岸、大浦（以上、三浦市）等の海水浴場がある。

国の「海水浴場水質保全対策要綱」に基づき、平成26年の海水浴シーズン前（第1回）及び海水浴シーズン中（第2回）に県が実施した海水浴場水質検査結果によれば、神奈川県沿岸の海水浴場の水質は、「可または適」（BまたはAA）と判定されている。

2.2.6 生物相

(1) 陸域植物相及び植生

県内の原自然植生は、現存する自然植生と気候データをもとに整理すると、海拔約700～800mを境に高海拔地はブナやミズナラを主とする夏緑広葉樹林で、低海拔地はスダジイ、タブノキ、ウラジロカシ、アカガシ、シラカシなどを主とする常緑広葉樹林で覆われていた。また、河川沿いにはヤナギ林、海岸風衝地では、土壌、風衝等の環境条件に適応したクロマツ、トラベ、シャリンバイなどの常緑低木林が生育していたと考えられる。

しかし、現在、これらの自然植生は人間によって変えられた代償植生に置き換えられ、局地的に残されているにすぎない。例えば、三浦半島では、比較的まとまった緑地がみられるが、その大部分はコナラなどを主体とする二次林やスギ・ヒノキ植林が占め、自然植生は社寺林と海岸断崖地等の環境条件の厳しい地域に限られている。また、川崎市、横浜市の沿岸地域の大部分は、市街地や工場地帯等に開発され、緑地部分は極めて狭く、僅かにクヌギ、コナラを主体とする二次林やスギ植林、アカマツ植林が広がり、その他には公園等に植栽された緑地、丘陵斜面の樹林が見られるにすぎない。

しかし、埋立地にある工場地帯の一部には、照葉樹を主とする環境保全林の形成がなされている。

神奈川県レッドデータ生物調査報告書(2006)によると、三浦の岩礁海岸ではイソギク、ハチジョウススキ群集、多摩川河口や三浦の一部に残る塩生湿地にはアイアシ、サンカクイ、シオクグ、イセウキヤガラ、イソヤマテンツキの群落、金田湾ではハマグルマーコウボウムギ群落、マサキートベラ群落等、立地に適した多様な植物群落がみられる。

(2) 陸域動物相

三浦半島は入り江・岩礁・干潟が残されており、陸域動物の生息環境としての多様性を備えている。

しかし、近年の急速な市街化等による環境の変化は、これらの動物相の多様性を低める方向に作用し、従来の生息域を狭め、三浦半島の海岸動物も海岸線の人工化と海水の汚濁によって減少する傾向にある。

(3) 海域生物相

環境庁が実施した第2回及び第3回自然環境保全基礎調査(海域生物調査等)では、横須賀市走水において潮上帯(飛沫帯)及び潮間帯に生息する生物の調査が行われている。動物の優占種は潮上帯からアラレタマキビ・タマキビ・イワフジツボ・ムラサキガイで、中潮帯以下には岩表面にマガキ、ヒメクボガイ、レイシなどが、砂底部にはアサリが生息する。植物の優占種はボタンアオサ・ボタンアオサ・ヒモアオノリー・ボタンアオサ・フダラク・オキツノリ・フダラクで、中潮帯以上の植物相は貧しいが、低潮帯にはカイノリ、サクラノリなどの生育も多い。生物相については、第2回調査(1978年)と第3回調査(1985年)との大きな差はないが、第3回調査では中潮帯(転石区)において生息生物の種数及び量とも少なくなっている。

また、「浅海域生態系調査(ウミガメ調査)報告書(環境省自然環境局生物多様性センター,平成14年8月)」によると、1975～1976年に北下浦海岸でアカウミガメの上陸及び産卵、1983年に南下浦海岸でアカウミガメの上陸の記録がある。

魚類については、横浜市沿岸域で192種、横須賀市沿岸域で166種の魚類の記録がある。この中で東京湾内湾において産卵する周年定住種として、マハゼなどのハゼ科の魚類、アイナメ、ギンポ、ウミタナゴ、アミメハギ、サッパ、カタクチイワシ、コノシロ、マコガレイ、イシガレイなどがあげられる。出典：東京湾の生物誌(沼田眞・風呂田利夫編、1997)

(4) 干潟・藻場・石サンゴ類

「第4回自然環境保全基礎調査海域生物環境調査報告書(干潟、藻場、サンゴ礁調査)(環境省自然環境局・(財)海中公園センター,1994年3月)」によると、神奈川県の東京湾沿岸に現存する干潟は2か所35ha、藻場は24か所1,122haであり、石サンゴの造礁については確認されていない。

また、藻場については、前回調査と比較して消滅したものはなく、その多くがアラメ場であり、一部アマモ場やガラモ場がある。

2.3 社会的特性

2.3.1 人口

神奈川県沿岸の市区人口データを表-2.2-2に示す。

表-2.3-1 神奈川県沿岸城市区の人口

市	区	昼間人口 (人)	夜間人口 (人)	昼夜間人口比 (%)	人口密度 (人/km ²)
川崎市	(全市)	1,275,628	1,425,512	89.5	9,990
	川崎区	260,412	217,328	119.8	5,543
横浜市	(全市)	3,375,330	3,688,773	91.5	8,434
	鶴見区	250,323	272,178	92.0	8,191
	神奈川区	233,168	233,429	99.9	9,775
	西区	170,450	94,867	179.7	13,475
	中区	243,277	146,033	166.6	7,001
	磯子区	136,711	163,237	83.8	8,515
	金沢区	195,740	209,274	93.5	6,749
横須賀市	—	381,727	418,325	91.3	4,154
三浦市	—	40,199	48,352	83.1	1,498
4市計	—	5,072,884	5,580,962	90.9	7,827
県計	—	8,254,193	9,048,331	91.2	3,745

注) 昼夜間人口比 = (昼間人口 / 夜間人口) × 100

出典：平成22年国勢調査

2.3.2 産業

神奈川県で最も事業所の多い産業は、「卸売業、小売業」、次いで「宿泊業、飲食サービス業」である。「製造業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」等は減少傾向にあり、特に県平均と比べ、臨海部の「卸売業、小売業」の減少率は大きい。

2.3.3 漁業

神奈川県沿岸地域の漁業経営体・漁業就業者数は減少傾向が続いており、魚価の低迷や水産資源減少、高齢化等の問題を抱え、厳しい状況が続いている。都市化や工業化の進行と共に東京湾沿岸の砂浜や干潟の多くが埋め立てられ、人工海岸が9割（東京湾全体）にも達する状況であるが、湾内には東京・千葉の記録を合わせ約400種類もの魚介類が生息すると言われる。

東京湾で行われている主な漁業は、小型機船底引き網漁業、まき網漁業、刺網漁業、あなご筒漁業、たこつぼ漁業等である。また、湾口部の金田湾では定置網漁業も操業されている。東京湾地区では、干潟や浅場の減少に伴ってあさりやはまぐりといった貝類は少なくなったが、このしろ類、すずき類、あなご類等が漁獲されている。また、三浦半島地区では、さば類、いわし類等が漁獲されている。

2.3.4 土地利用

神奈川県沿岸の各市ともに全域が都市計画区域となっているが、三浦市の市街化区域率は 23.2%と他市に比べて低く、自然あるいは農地が多いことが伺える。横須賀市の森林も 30.4%と多い。

川崎市川崎区の臨海部は京浜工業地帯であり、川崎港の商業地域を除き、ほぼ全域が工業専用地域に指定されている。これに隣接する横浜市鶴見区もほぼ全域が工業専用地域であり、神奈川区も同様に、大黒ふ頭を除いたほぼ全域が工業関連地域（工業専用地域、工業地域）に指定されている。

一方、横浜市西区及び中区の北側の臨海部は、みなとみらい 21 地区を中心にして、商業関連地域の指定がほとんどである。中区の南側臨海部から金沢区に至る南の沿岸部は、工業専用地域および工業地域に指定されているが、金沢区では「八景島シーパラダイス」、「海の公園」等が整備されている。

川崎市、横浜市の臨海部は、高密度な都市域が広がり、木造住宅の密集地が存在するといった特徴もある。

横須賀市の追浜・田浦地区は、工業専用地域あるいは工業地域がほとんどである。本港地区は米軍基地が臨海部の大勢を占める。新港地区は港湾関連施設のほか、商業・業務施設や住宅、さらに「うみかぜ公園」「海辺つり公園」等の緑地が配置され、複合的な土地利用が見られる。馬堀地区から観音崎・鴨居地区にかけては住居地域および緑地が多い。浦賀・久里浜地区は工業地域、野比海岸から三浦市の三浦海岸までは住居地域である。金田漁港以南は、住居等の利用はほとんど見られず岩礁海岸が続く。その背後の丘陵地は農地がほとんどである。

臨海部に工業地域が広がり、港湾も存在するため、昼間、防潮堤の外側において多数の人々が勤務していることも大きな特徴といえる。

2.3.5 歴史・文化

文化財は、縄文・弥生時代から明治時代のものまで数多く存在し、漁労関係用具等民俗関連の文化財から、三浦一族や北条一族との関連を示す美術品・社寺等、建造物等多岐にわたる。また、鎌倉幕府や江戸幕府との関連の文化財や、横浜港が開港し国内でも真っ先に近代化・文明化を謳歌した明治時代の文化財等、この地域の特性を示す文化財が数多い。

明治時代以降の近代化遺産、特に、土木関連遺産は、今尚、現役で使用されているものが多い。土木学会では、横須賀市・猿島の砲台等、軍事要塞関連施設が推奨土木遺産として指定されている。

2.3.6 レクリエーション利用

近年、海洋性レジャーへの志向が高まり、ヨットやモーターボートを楽しむ人々の数が増えてきている。それに伴い、不法係留・事故等の問題も多く発生しているが、国土交通省関東運輸局、海上保安庁第三管区海上保安本部海洋情報部、社団法人日本マリーナ・ビーチ協会等が、インターネットのホームページを通じてマリーナに関する情報を提供している。

また、スタンドアップパドルボードなど、新しいマリンスポーツも出てきており、多様なレクリエーションにより利用されている。

川崎市は、港湾緑地をのぞいて海岸の利用と関連する施設等の立地は見られない。

横浜市では、MM21 地区を中心としてウォーターフロント空間整備が進められている。また、近年の海洋性レクリエーション嗜好に対応するマリーナ等が横浜市内各地に分布している。

横浜市、川崎市の臨海部を跨ぐ京浜工業地帯では、海上から夜景を眺める工場夜景クルーズ等が人気を博している。

一方、三浦半島地域は、海水浴場や緑地が多く見られる。

神奈川県では、海水浴利用者に対し、平成 22 年 5 月 15 日に「かながわの海水浴場では、喫煙場所以外では喫煙してはいけない」という新たなルールを盛り込んだ「神奈川県海水浴場等に関する条例」及び同条例施行規則が施行された。

2.3.7 沿岸利用

(1) 港湾関連

川崎港、横浜港、横須賀港の海上出入貨物量及び入港船舶を以下に示す。

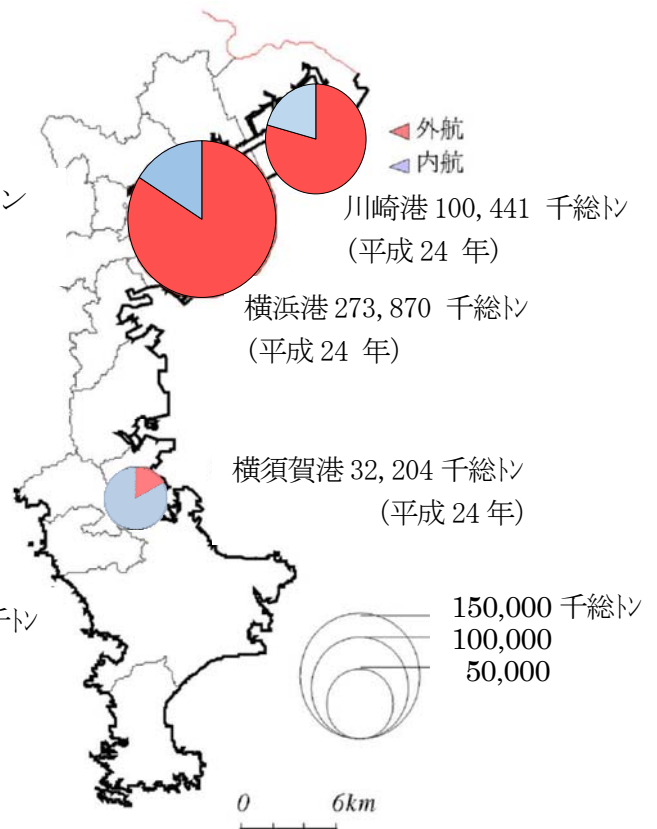
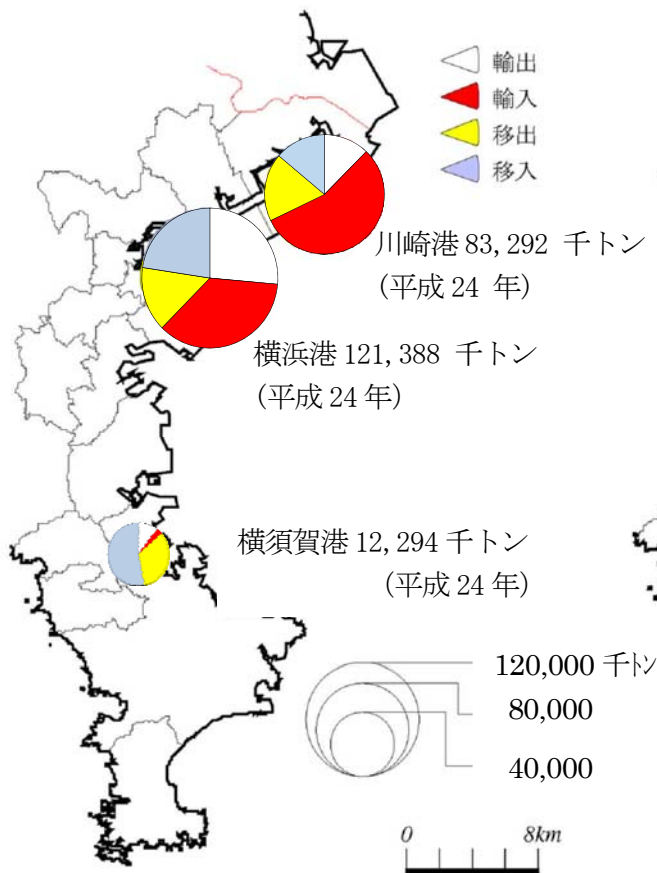


図-2.3-1 海上出入貨物量

図-2.3-2 入港船舶

(2) 海面占有（不法係留船舶）

運輸省・建設省・水産庁3省庁による平成8年度『全国プレジャーボート実態調査』によれば、神奈川県における不法係留船舶の隻数は、1,477隻、河川域を含む神奈川県全域では4,029隻であった。

神奈川県では平成10年11月に「神奈川県プレジャーボート対策要綱」を定め、不法係留艇の撤去に向けて、広報啓発、係留保管施設の整備、暫定係留区域の指定、重点的撤去区域の指定等の対策を講じるとともに、平成14年4月から「神奈川県プレジャーボートの保管場所に関する条例」が施行され、プレジャーボートの保管場所の確保を義務付けている。

また、全国の市町村自治体における先進的な事例として、横浜市では平成7年に、市内全域の公共水面における船舶の放置及び移動について規定した『横浜市船舶の放置防止に関する条例』が制定され、平成8年4月より施行されている。

横須賀市においても、船舶の安全な航行及びプレジャーボートの適正な係留を確保するため、深浦、浦賀にボートパークが設置されるとともに、『ボートパーク条例』が制定され、平成19年4月より施行されている。

こうした動きを受け、平成13年、国土交通省は漁船を除くプレジャーボート・遊漁船等小型船舶（総トン数20t未満）の所有者特定化のため「小型船舶の登録等に関する法律」を制定した。

これらの対策を推進した結果、平成22年には河川域を含む神奈川県全域の不法係留船舶は、1,997隻と半減しており、これらの対策を継続していくことが重要である。

2.4 海岸災害とその実態

2.4.1 既往災害とその実態

明治中期以降、東京湾内において観測された異常潮位のうち、最大の高潮は大正6年の台風によるもので、潮位偏差は2m以上、ほぼ満潮時と重なったこともあり、東京湾北部沿岸一帯を未曾有の高潮が襲い、深川・品川等の沿岸一帯が浸水して大災害を起こし、多摩川以南の神奈川県沿岸も家屋倒壊・流出、浸水等の被害を被った。この大正6年台風の規模はその後の東京湾沿岸防災の目標となった。被害総数は、死者・行方不明1,301人、家屋全壊43,083戸、流出2,399戸、半壊21,010戸、床上浸水194,698戸、船舶流出・沈没8,220隻に達した。

昭和13年の台風では1.94mの最大偏差を記録しているが、東京湾付近を台風が通過したのがちょうど干潮時であったため、潮位偏差が大きい割には被害は少なかったが、台風中心が東京湾の西岸に接近して北上したため、東京湾周辺に強風が吹き荒れ、暴風による家屋倒壊等の直接的被害が目立った。

昭和24年のキティ台風の最大偏差は1.41mと昭和13年のものに比べて50cmほど小さかったものの、満潮時と重なったことに加え、第2次大戦の戦中から戦後にかけての海岸施設の老朽荒廃が重なったため、甚大な高潮被害が生じた。高潮以外による被害も含めると、神奈川県における被害は死者17人、傷者92人、家屋全壊529戸、半壊1,262戸、流出97戸、床上浸水799戸、床下浸水15,721戸、道路・堤防・橋梁の損壊168箇所、船舶の沈没・流出134隻、破損84隻であった。

1985（昭和60）年の6号台風では千葉で最大瞬間風速SSW32.9m/sを記録し、最大偏差1.63mの高潮が起こったが、被害は軽微であった。これは、キティ台風以降、沿岸施設の整備や防災体制の確立等の高潮対策が進捗した効果であるといえる。

横須賀港馬堀海岸は、平成7・8年と2年連続して台風による高潮が発生し、大規模な越波により甚大な被害が発生した。特に、平成8年9月の台風17号では、背後の国道16号が2日間にわたり通行止めになり、市民の生活や経済活動が麻痺するとともに、被害は浸水面積約70ha、冠水した自動車388台に上った。東北地方太平洋沖地震で発生した津波は、横浜市、横須賀市において1.6mの高さを記録した。



平成7年9月の台風12号による越波
【横須賀港海岸馬堀地区】
(出典：神奈川新聞社)

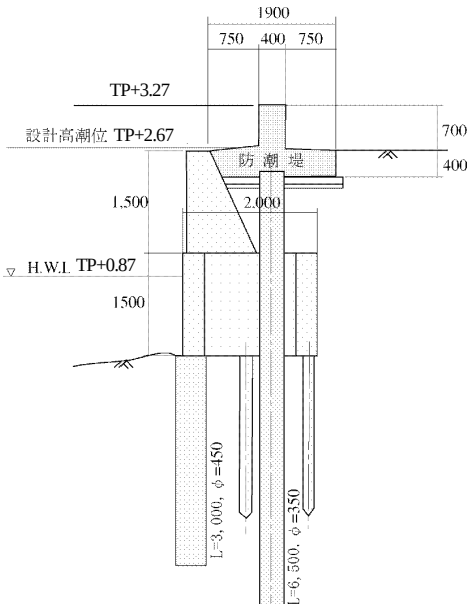
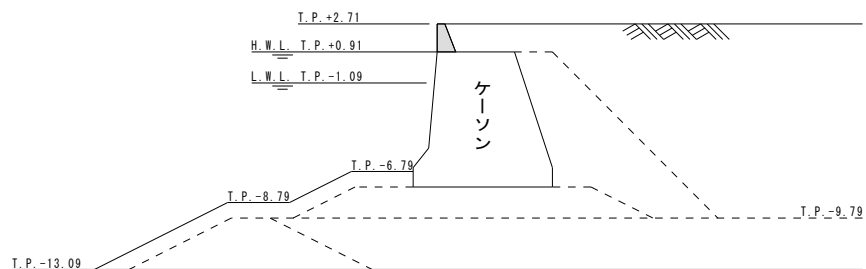
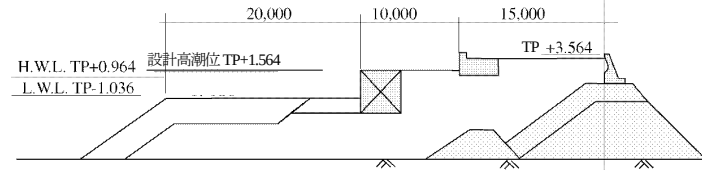
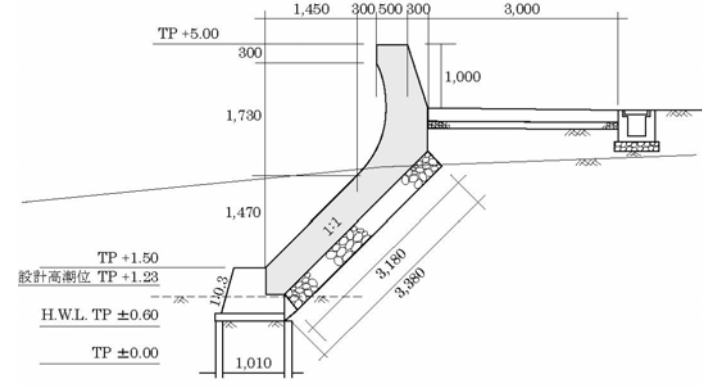


平成8年9月の台風17号越波による
浸水被害状況【横須賀港海岸馬堀地区】
(出典：横須賀市港湾部)

2.4.2 海岸事業の実態

神奈川県沿岸の海岸保全施設等の現況の施設断面の事例を下表に示す。

表-2.4-1 施設断面の事例

川崎市 (千鳥運河防潮堤)	断面図の例 
横浜市 (大黒地区: 港湾施設)	
横須賀市 (馬堀海岸)	
三浦市 (三浦海岸)	

2.5 関連する法規制・諸計画

2.5.1 関連する法規制

(1) 自然公園法等に基づく地域地区の指定状況

神奈川県沿岸における自然環境保全法に基づく自然環境保全地域、首都圏近郊緑地保全法に基づく近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区、都市計画法に基づく風致地区の指定状況は図-2.5-1に示す通りである。尚、自然公園法等に基づく自然公園地域の指定はない。

(2) 鳥獣保護及狩猟に関する法律に基づく鳥獣保護区の指定状況

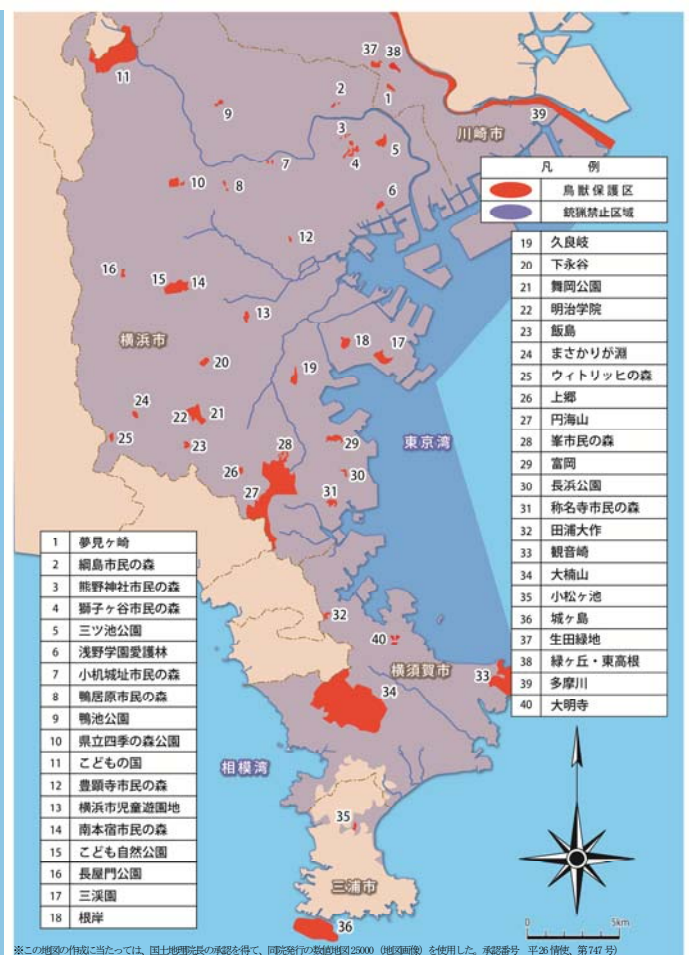
神奈川県沿岸地域における鳥獣保護及狩猟に関する法律に基づく鳥獣保護区の指定状況は、図-2.5-2に示すとおりである。なお、神奈川県沿岸地域においては、鳥獣保護区特別保護地区の指定はない。



出典：かながわの公園緑地マップ

(神奈川県, 平成23年9月改訂版)

図-2.5-1 自然環境保全地域等



出典：平成26年度鳥獣保護区等位置図

(神奈川県)

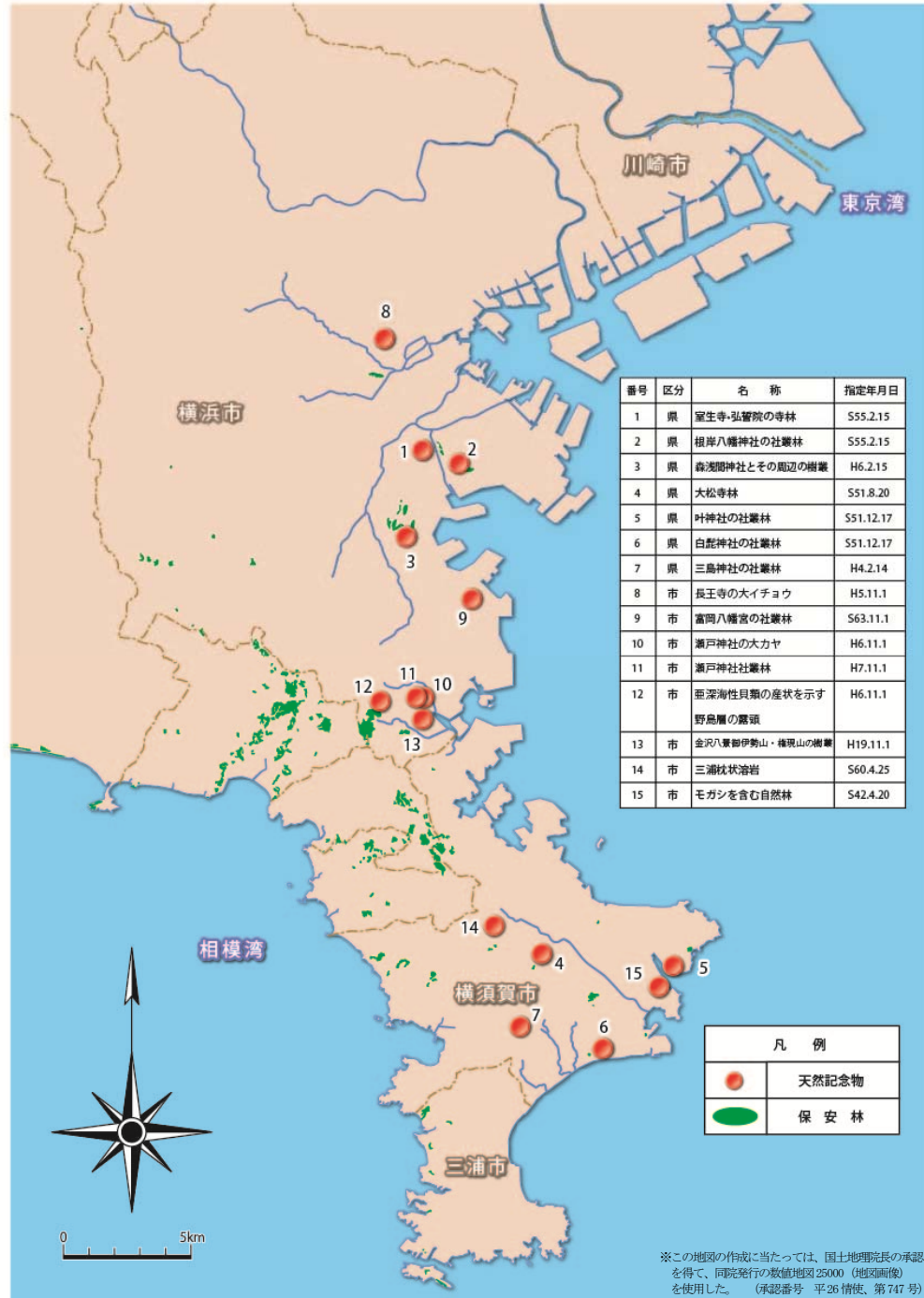
図-2.5-2 鳥獣保護区

(3) 森林法に基づく保安林の指定状況

神奈川県沿岸における森林法に基づく保安林の指定状況は、図-2.5-3 に示す通りである。

(4) 文化財保護法に基づく天然記念物の指定状況

神奈川県沿岸の文化財保護法に基づく天然記念物の指定状況は、図-2.5-3 に示す通りである。



出典：【保安林】国土数値情報 森林地域データ（平成18年3月31日現在）

【天然記念物】・神奈川県文化財目録（神奈川県教育委員会生涯学習部文化遺産課，平成26年9月）

・国・神奈川県および横浜市指定・登録文化財目録

（横浜市横浜市教育局委員会生涯学習文化財課，平成26年11月15日現在）

・横須賀市内所在指定重要文化財等一覧（横須賀市教育局委員会教育総務部生涯学習課，平成26年4月1日現在）

図-2.5-3 保安林及び天然記念物指定状況

2.5.2 関連する諸計画

国、県、市の関連する総合計画は以下に示すとおりである。

- ・国：第五次全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン」（目標年次：H22～H27年）
- ・県：『かながわグランドデザイン 実施計画』（計画期間：H24～H26年度）
- ・各市：①川崎市の総合計画 『新たな総合計画』（策定中） （計画期間：H28～H37年度）
 - ②横浜市の総合計画 『横浜市中期4か年計画』（計画期間：H26～H29年度）
 - ③横須賀市の総合計画 『横須賀市基本計画』（計画期間：H23～H33年度）
 - ④三浦市の総合計画 第4次三浦市総合計画『三浦まちづくりプラン』
(計画期間：H25～H28年度)

次に、「2.1 海岸の概要」から「2.5 関連する法規制・諸計画」の内容をまとめたものを表として示す。

ゾーン区分		川崎ゾーン	横浜ゾーン							横須賀ゾーン							浦賀・三浦ゾーン					
エリア区分		川 崎	横 浜							長 浦		本 港		馬 堀			浦 賀		北下浦	三 浦	間 口	
境 界		行政界	行政界					南本牧				行政界					観音崎	観音崎	火力発電所	行政界	行政界	金田漁港
海岸概況	行政範囲	川崎市	横浜市							横須賀市							横須賀市			三浦市		
	地区区分	川崎区	鶴見区	神奈川区	西 区	中 区		磯子区	金沢区	追 浜	長 浦	本 港	新 港	馬 堀	走 水	浦 賀	久里浜	北下浦			南下浦	
	海岸保全区域	海岸保全区域								海岸保全区域							海岸保全区域			海岸保全区域		
	管 理 者	川崎市長	横浜市長							横須賀市長							横須賀市長			神奈川県知事 (漁港は三浦市長管理)		
	港 湾	川崎港	横浜港							横須賀港							横須賀港					
	漁 港							柴漁港 金沢漁港										北下浦 漁港			金田漁港 間口漁港	
	東京湾	内湾	内湾							内湾							外湾					
	海岸形態	人工海岸	人工海岸							人工海岸				砂浜 岩礁	リブ式海岸		砂浜		岩礁			
	漂砂特性																		流出→	→流入		
	河 川	(多摩川)	鶴見川			帷子川	大岡川		堀割川		侍従川	鷹取川						平作川				
	水 質 (T-N)	基準超過	基準超過					基準超過										基準超過				
	水 質 (T-P)	基準超過	基準超過					基準超過										基準超過				
	動 植 物														観音崎イ デーク群	観音崎イ デーク群		アカカメ				
藻 場														藻場			藻場					
自然資源														海成段丘		海成段丘			波蝕台 (観崎)			
自然環境 保全区域														風致地区 鳥獣 保護区	風致地区 鳥獣 保護区		武山近郊 緑地特別 保全地区	風致地区 近郊緑地保 全地区				
利用特性	漁 業		小底引き網漁業、刺し網、あなご等の漁業					区画漁業 権区域 養殖	共同・区画漁業権区域							共同・区画・定置漁業権区域						
													海苔・わかめ・昆布養殖			わかめ・昆布養殖						
	土地利用	工業	工業	商業・業務		工業		住居 緑地	工業	軍港 商業	複合	住居 緑地		工業	住居 緑地		自然 農地					
	港湾計画	生産	生産・エネルギー		港湾管理中核・商取引		生産・エネルギー	生産	住居 緑地	交流拠点 物流		緑地	船だまり	交流地点 物流	エネルギー							
			海洋性レクリエーション				物流	海洋性レクリエーション			緑地		船だまり	船だまり								
	レクリエーション		マリナ 釣り		MM21 釣り		マリナ 釣り	マリナ					海水浴 磯遊び 釣り	マリナ 磯遊び 釣り	海水浴 ボート・セーリング 磯遊び 釣り							
									散策路 (10,000m プロムナド)				散策路 (同左)									
	観 光 等	マリナ	釣り公園	MM21		釣り公園		八景島 海の公園		グリーン公園	猿島			観音崎	燈明崎	ペリー公園	三浦海岸 観崎					
		釣り公園									三笠公園				愛宕山公園	くりはま 花の国						
		東扇島東 公園									うみかぜ公園 海びり公園											

ゾーン特性一覧

2.6 海岸への要請

東京湾沿岸は、世界的に見ても人口と資産が集中し高度な沿岸利用がなされている地域である。1997年に台北市で30ヶ国以上からの専門家が参加して開催された国際会議において、総合的沿岸管理が強く打ち出された。東京湾沿岸海岸保全基本計画（神奈川県沿岸分）を立案するにあたり、国際的な動向を参考に、神奈川県沿岸の特性を反映した計画を立案することが肝要である。

(1) 沿岸域管理の理念

国際的な合意を得られている理念には、以下のものが挙げられる。

- ①開発と環境に関する理念
- ②沿岸域と海洋の特性に係わる理念
 - (a) 沿岸域の生物的特性に関する理念
 - (b) 海洋の公共性と沿岸域・海洋資源と空間の利用に関する理念

①開発と環境に関する理念

全般的に、以下の項目をつなぐ役割を果たすのは、“持続可能な開発と発展”という目標と“総合化”の理念である。総合化の理念とは、課題間や経済発展と環境保全といった相互の関係、相互の依存性を示す。

- ・世代間の公平に関する原則
- ・開発の権利に関する原則
- ・予防理念
- ・汚染者負担の原則
- ・公開性と透明性に関する原則

② 沿岸域と海洋の特性に係わる理念

この理念の根本には、沿岸域は資源システム（Resource System）であり、また外界からの力に対して緩衝帯としての役割を持っているということを重要視している。

資源システムとは、沿岸域が人間にとって何らかの利用価値（機能）を潜在的に有する資源であるとする考え方である。ただし、そうした資源としての潜在的価値は、人間が沿岸域の利用を図ったり、逆に間違った利用によってダメージを与えたりした場合に顕在化することになる。この考え方は、沿岸域や海洋の管理政策を立案する上での基本的理念として用いられている。

(2) 海岸保全基本計画を立案するにあたっての要請事項

①海岸保全施設の整備に関する事項

現況の海岸保全施設の整備水準を適切に把握するとともに、背後地の土地利用状況等を勘案した適切な整備水準を定め、海岸保全基本計画等に位置付けるとともに、計画的かつ段階的な海岸保全施設の整備を促進する。また、関係者間の連携を図り、海岸保全施設の整備水準の連続性を確保する必要がある。

②海岸保全区域の変更に関する事項

沿岸域の土地利用状況等を適切に把握し、防護機能を確保する必要がある地区については、新たな海岸保全区域に指定するとともに、海岸保全基本計画の中に位置付け、計画的かつ段階的な整備を推進する必要がある。

③背後施設等との連携に関する事項

背後地の土地利用状況等を適切に把握し、環境や利用、親水性等を考慮した多目的利用を促進するとともに、背後施設等と連携した一体的な海岸防護を推進する必要がある。

④地球温暖化対策に関する事項

海岸関係者は、地球温暖化に伴い懸念される潮位上昇等について、検潮記録等による監視を行い、状況の把握と適切な対応に努める必要がある。

第3編 海岸保全の方向性について

3.1 海岸保全のための基本理念

東京湾沿岸においては、「首都圏の暮らしと活力をささえる、快適で美しい海岸」を次世代へ継承していくことを、海岸保全の基本理念としている。

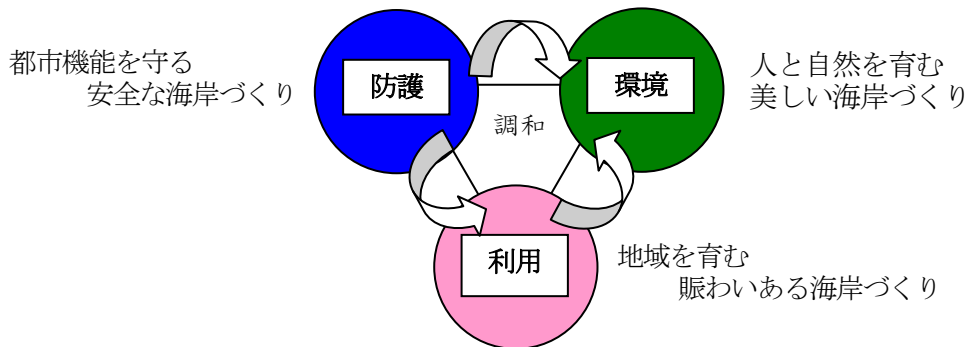
神奈川県沿岸には、低平地に高度に開発された都市域と、急峻な崖地が海岸に迫り比較的自然の多く残る地域とが存在し、沿岸域の防護資産や利用状況等が大きく異なる。沿岸域とは“資源システム”（沿岸域と海洋の特性に係わる理念^注）であり、外界からの力に対する緩衝帯としての役割を持っている。したがって、現況の海岸保全施設の整備水準を適切に把握するとともに、背後地の土地利用状況等を勘案した適切な整備水準を定め、海岸保全基本計画に位置付け、計画的かつ段階的な海岸保全施設の整備を促進することが必要である。

このような状況を鑑み、「海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針」（海岸保全基本方針）にあるように、背後地の状況や自然・社会特性等の地域（都市）特性に応じた柔軟な計画とする。

東京湾沿岸は、世界的に見ても人口と資産が集中し高度な利用がなされている地域（都市）である。1997年に台北市で30ヶ国以上からの専門家が参加して開催された国際会議では、総合的沿岸管理が強く打ち出された。神奈川県沿岸の海岸保全基本計画の立案に当たっては、国際的な動向を参考に、海岸の管理形態や利用の高度化等の神奈川県沿岸の事情を反映した計画を立案することとする。

国際的には、開発と環境に関する基本理念として“持続可能な開発と発展”（Sustainable Use and Development）という目標がある。目標達成のためには、世代間の公平に関する原則に則り、開発の権利、予防、汚染者負担、公開性と透明性といった点に配慮して計画を立案する必要がある。

神奈川県沿岸の地域特性を考慮し、地域住民が誇りと愛着を持てる「**地域とともに歩み、人・自然・都市を育む、安全で、美しく、快適な海岸**」を育て継承していくことを、今後の神奈川県に係る東京湾沿岸の海岸保全基本計画（以下「本基本計画」という）のための基本理念とする。



基本理念

～地域とともに歩み、
人・自然・都市を育む、
安全で、美しく、快適な海岸～

注）この理念の根本には、沿岸域は資源システム（Resource System）であり、また外界からの力に対して緩衝帯としての役割を持っているということを重要視している。資源システムとは、沿岸域が人間にとって何らかの利用価値（機能）を潜在的に有する資源であるとする考え方である。ただし、そうした資源としての潜在的価値は、人間が沿岸域の利用を図ったり、逆に間違った利用によってダメージを与えたりした場合に顕在化することになる。この考え方は、沿岸域や海洋の管理政策を立案する上での基本的理念として用いられている。

3.2 海岸保全の方向性

東京湾沿岸は、湾奥の江戸に幕府がおかれて17世紀以降、我が国の中心的地域へと発展した。江戸時代の東京湾は、干潟・浅場や人間活動による適度な栄養の流入が水産物の生産を支え、江戸前の海として豊かな水産物を江戸100万の住民に供給していた。

明治時代から工業集積のために埋立てが進み、高度経済成長期には、臨海部に工業地帯が発展した。さらに首都圏への一極集中に伴って、人口や都市機能が高度に集積し、都市住民の生活を支える埋立地造成が加速した。これらにより、東京湾沿岸地域は、一貫して我が国の経済成長と首都圏住民の生活を支えてきた。特に、神奈川県沿岸は、背後に大都市を抱え、都市・港湾・産業機能の中心的位置を占める。しかし、このような沿岸利用形態が人々を海や水辺から遠ざけ、身近な海の利用を疎遠にする一因ともなった。

東京湾は、富津岬・観音崎間の狭窄部を境とした内湾と外湾で、地形特性が大別できる。内湾は、閉鎖性が強く静穏であるとともに、荒川、多摩川等の大河川が流入し、浅く平坦である。また、南西に開口部をもった細長く浅い地形から、台風等による高潮の影響が大きく、これに加えて、地盤沈下に伴う低地帯に、人口や都市機能が高度に集積しているため、高潮からの防護が極めて重要となっている。一方、外湾は、外海の影響を受けやすく、海底が急峻な地形であるため内湾に比べて波浪が大きく、津波の危険性も高い。特に、大規模地震の発生の切迫性が指摘されていることから、津波に対する安全性確保も急務となっている。これまで、高潮や津波から人々の暮らしを防護するため、これまでも海岸保全施設や都市施設の整備が進められてきたものの、まだまだ大型台風等が来襲すると甚大な被害を被ることとなる。これらの対応のため、災害に対して全てを海岸保全施設等のハード面で対応していくだけでは不十分であり、警戒・避難等のソフト面の対策の役割は大きい。

本基本計画で対象とする神奈川県沿岸の内湾は、なすび型をした東京湾に位置する閉鎖された水域であることから干満差が大きく、また、湾口幅は約20kmと狭いため、湾口部で速い潮流が発生している。この湾口部を通り、多くの海生生物が出入りしている。外湾の観音崎から剣崎にかけては、砂浜・磯・藻場が多く残されており、水質も比較的良好なため、動植物の良好な生息地となっているとともに、多くの人に親しまれる海水浴場がある。

内湾は、高度成長期における都市活動の増大に伴い、首都圏からの汚濁負荷が流入し、水質悪化が進んだ。過去には、内湾にも、海水浴場や潮干狩場等広く分布していたが、高度成長期における水質悪化や臨海部の産業用地利用により減少し、人々と海岸の関わりも少なくなった。

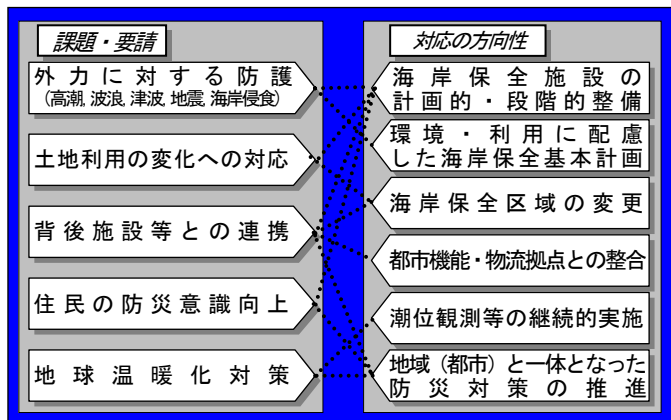
これらの状況に対応するため、流域における排水規制や下水道整備等の対策が進んだため、昭和50年代以降水質は、昭和40年代の最も悪化した状態より改善されたが、近年は、ほぼ横ばい状態である。依然として赤潮や青潮が発生しており、汚泥の残存もある。しかし、減少していた水生生物の増加等、環境改善の兆しも見られ、貴重な干潟や浅場には、希少な動植物の生息が確認されている。さらに、多様な社会ニーズに応え、昭和50年代から砂浜や干潟・浅場の再生・整備とともに、レクリエーション拠点、人工海浜、海釣り施設等の親水空間の整備も進められてきた。また、湾岸道路、東京湾横断道路の開通等により広域的なアクセス性も向上し、観光やレクリエーション活動の地域間交流も進んできている。余暇時間の増加、少子高齢化社会の到来、健康や環境への関心の高まりの中で、神奈川県沿岸に求められる役割は多様化し、年間を通じて開放された優しい海辺が要求されている。このような社会環境の変化を受けて、自然環境の保全と再生、人々に開放された海岸利用、歴史的資産との関連を考慮して、今後の方針を立案することが重要である。

神奈川県沿岸では、まず、人々の生命や財産を守ることを基本とし、人と生き物とが共生できる環境づくりを進めていくことを海岸保全の方向性として明確に打ち出すこととする。

神奈川県沿岸における海岸の防護・環境・利用の課題と対応の方向性を整理すると以下のとおりとなる。

防 護

課題と対応の方向性



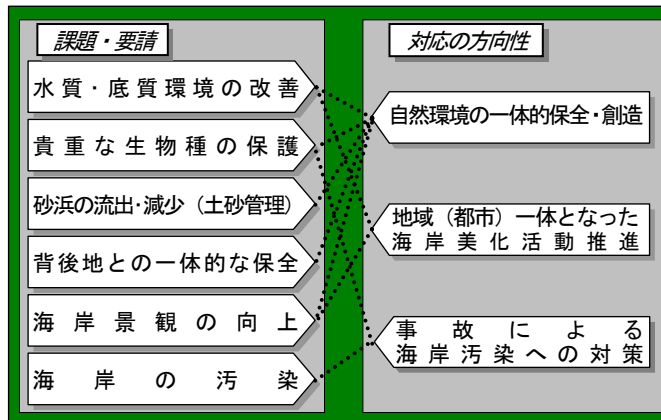
- ・海岸災害からの総合的な安全の確保
- ・地域(都市)の特色を反映した海岸
- ・官民・官官の連携による海岸づくり

海岸の目指す方向性

都市機能を守る安全な海岸づくり

環 境

課題と対応の方向性



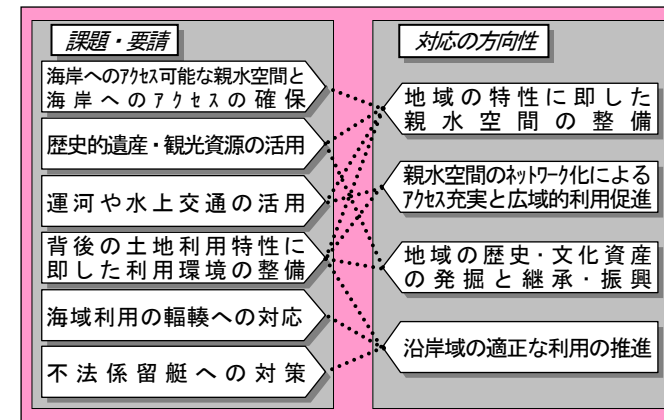
- ・自然と文化の調和する海岸
- ・生き物を育む豊かで美しい海岸

海岸の目指す方向性

人と自然を育む美しい海岸づくり

利 用

課題と対応の方向性



- ・地域の特性を活かした地域を育む海岸
- ・交流・賑わいを生む海岸

海岸の目指す方向性

地域を育む賑わいある海岸づくり

海岸保全のための基本理念

地域とともに歩み、人・自然・都市を育む、安全で、美しく、快適な海岸

第4編 海岸保全の目標と施策について

4.1 海岸防護の目標

海岸保全の方向性、海岸保全のための基本理念を踏まえ、防護すべき地域、防護水準など海岸防護の目標を以下に定める。

(1) 防護すべき地域

本基本計画において防護すべき地域とは、海岸保全施設が整備されていない場合に、海岸背後の人命や財産に対して被害の発生が予想される以下の地域とする。＊

○高潮・波浪からの防護

防護水準として設定した潮位と波浪が同時に発生した場合の浸水区域とする。

○津波からの防護

地域海岸毎に設計津波として設定した津波が来襲した場合の浸水区域とする。

○侵食からの防護

現在と同じ速度で50年間侵食が進むと想定した場合の影響区域とする。

※港湾・漁港施設等について

港湾（ふ頭）や漁港等の施設のうち、荷役作業等に利用している施設は、土地利用の状況等から防護対象としない地域も存在する。

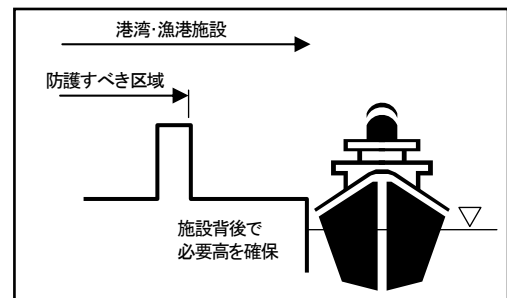


図-4.1-1 防護すべき区域

(2) 防護水準

海岸に作用する高潮や波浪等の外力は、想定外のものが発生するなど、大きさに幅がある。また、その対応方法にもソフト・ハード対策等種々考えられるが、防護の目標とすべき外力水準は、以下のとおりとする。

○高潮・波浪

“朔望平均満潮位”に“想定される最大の偏差”を加えた計画高潮位に來襲波浪によるうちあげ高を加えたものに対して防護することを目標とする。

なお、來襲波浪は原則として、港湾海岸では、50年再現確率波相当とし、一般の海岸及び漁港海岸では、30年再現確率波相当とする。ただし、背後の土地利用の状況等に応じて、柔軟に対応していく。

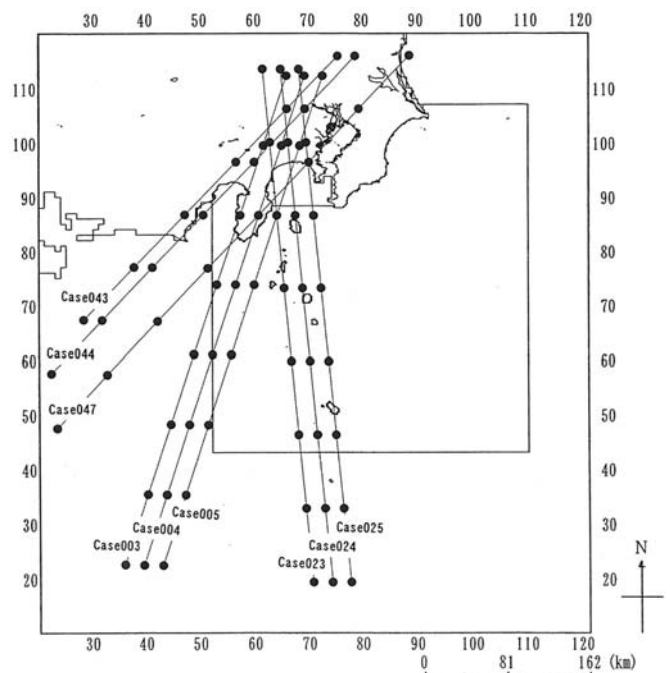


図-4.1-2 台風の想定コース

○津波

地域海岸毎に発生頻度の高い津波（数十年から百数十年に一回程度発生）を対象に、せり上がりを考慮したものに対して、防護することを目標とする。

なお、地域の実情等を勘案した海岸保全施設等の防護水準の確保についても検討する必要がある。

○海岸侵食

現状の汀線を保持することを基本的な目標とし、必要に応じて、適切な勾配の維持を含めて、砂浜海岸全体の回復を図る。

○その他

長期的には、地球温暖化に伴う海面上昇や気象・海象条件の変化も今後想定されるが、潮位観測等の継続的实施による影響把握を基本目標とし、国や沿岸自治体との連携を図り、必要に応じて防護水準に加味していき、基本計画の見直しについて検討する。

なお、計画天端高の設定方法については、越波流量にて決定する方法、余裕を見込んだ偏差量にて決定する方法等もある。また、背後地の安全性を確保しつつ、「環境」、「利用」へ配慮すれば、その他の設定方法も考えられる。

＜神奈川県沿岸 海岸保全施設の防護水準の考え方について＞

海岸保全施設の天端高は、高潮・波浪に対して必要となる高さとして津波に対して必要となる高さを比較して、高い方の値を設定する。

高潮・波浪対策のための施設の計画天端高の設定は、一般に以下の式に表される。(図-4.1-3) この計画天端高の考え方は、朔望平均満潮位 (H.W.L) 時に、設計対象の高潮と波浪が同時に発生することを想定している。

津波に対して必要となる高さ(施設の計画天端高)は、国から示された「設計津波の水位の設定方法等について」(平成23年7月8日)に基づき、発生頻度の高い津波(数十年から百数十年に一回程度発生)を対象に設定することとする。(図-4.1-4) なお、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守る事を最優先とし、住民等の避難を軸に、ハード・ソフトの施策を組み合わせた総合的な津波対策を講じていく。

$$\text{計画天端高【高潮・波浪】} = \text{朔望平均満潮位} + \text{高潮偏差} + \text{うちあげ高} + \text{余裕高}$$

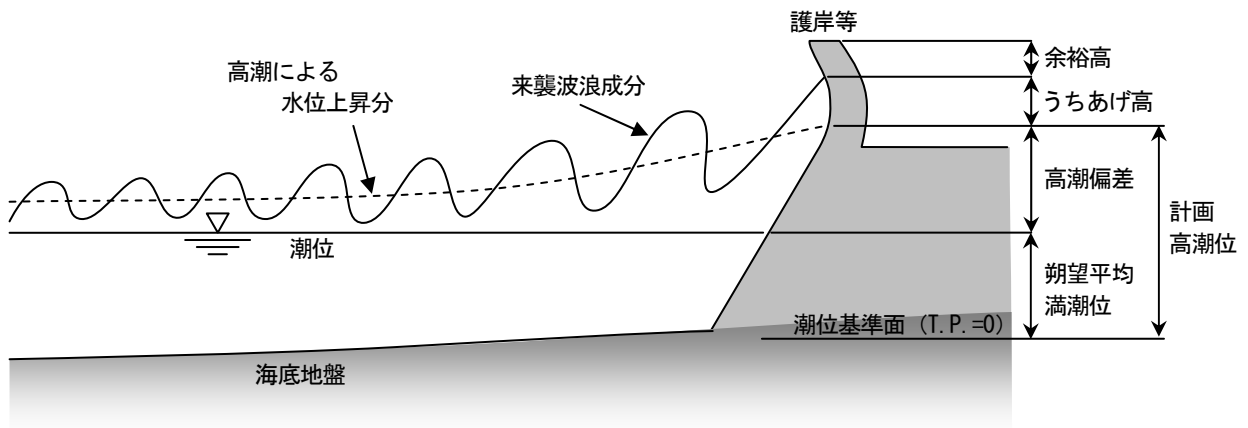


図-4.1-3 高潮・波浪に対する計画天端高の設定方法の模式図

$$\text{計画天端高【津波】} = \text{朔望平均満潮位} + \text{津波高 (せり上がり考慮)} + \text{余裕高}$$

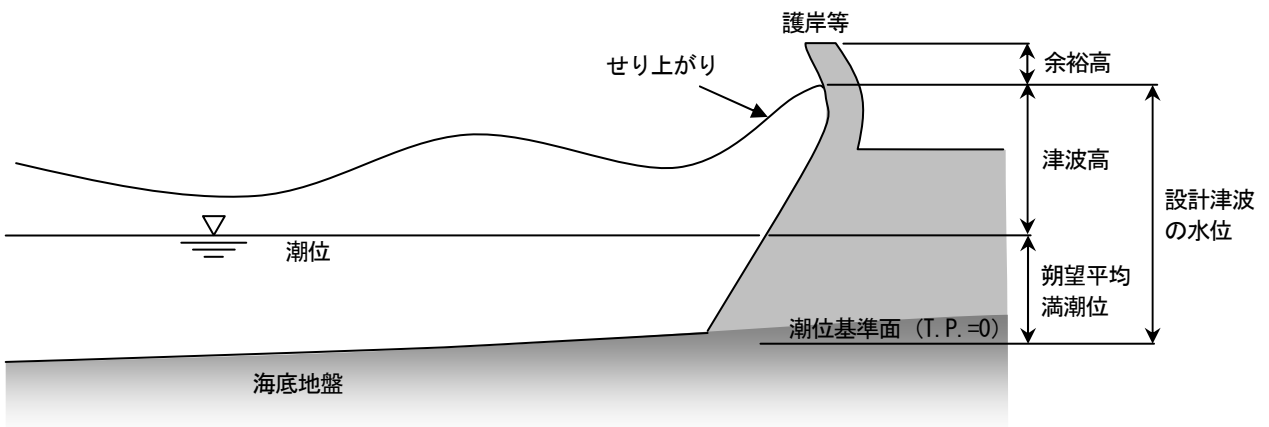


図-4.1-4 津波に対する計画天端高の設定方法の模式図

○東京湾沿岸（神奈川県区間）の設計水位

以下の表は、「湾の形状や山付け等の自然条件」等により海岸を広域的に捉えた地域海岸における設計水位を示したものである。この設計水位を基に各海岸の目指すべき計画天端高を設定する。

今後、整備にあたっては、目指すべき計画天端高を基に、海岸の機能の多様性への配慮、環境保全、周辺景観との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮しつつ、海岸管理者が適切に定めるものであることに留意する。

表-4.1- 1 地域海岸毎のうちあげ高の水位と設計津波の水位比較表

地域海岸区分		高潮に対する防護水準	津波に対する防護水準	設計水位③ (①と②を比較) (T.P.)
		うちあげ高の水位① 注1)、注2)	設計津波の水位② 注1)、注3)	
		(T.P.)	(T.P.)	
東京湾沿岸	東京湾川崎地域	+2.666m ～ +3.03m	+2.5m	+2.666m ～ +3.03m
	東京湾横浜地域 注4)	+2.71m	+2.6m	+2.71m
	東京湾横須賀地域	+2.3m ～ +6.5m	+1.8m	+2.3m ～ +6.5m
	三浦半島東部地域	+1.9m ～ +6.4m	+3.7m	+3.7m ～ +6.4m

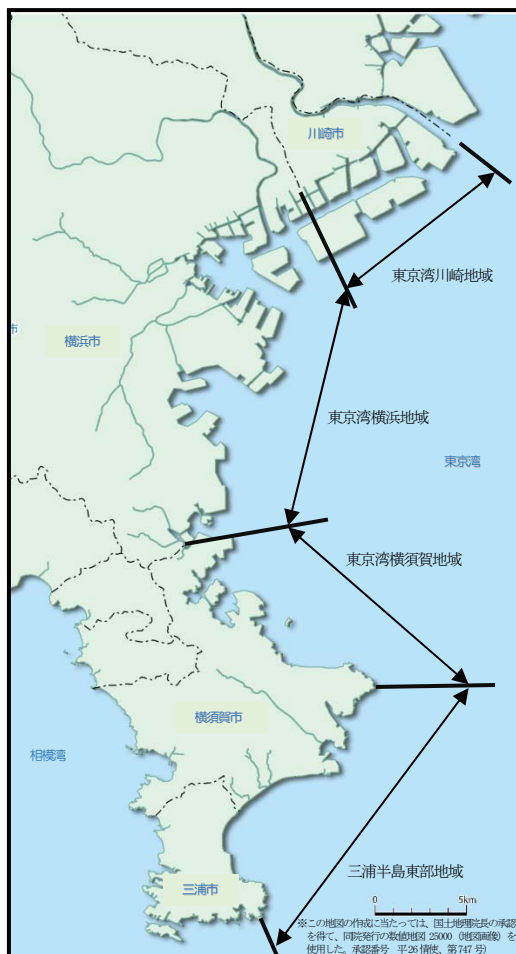


図-4.1- 5 地域海岸位置図

注1) 各水位は、各地区毎の防護ラインにおいて、直壁護岸とした場合の高さをいう。

注2) 図4.1-3〔計画高潮位（朔望平均満潮位＋高潮偏差）＋うちあげ高（横須賀市は、越波流量を考慮した高さ）〕を示した値。

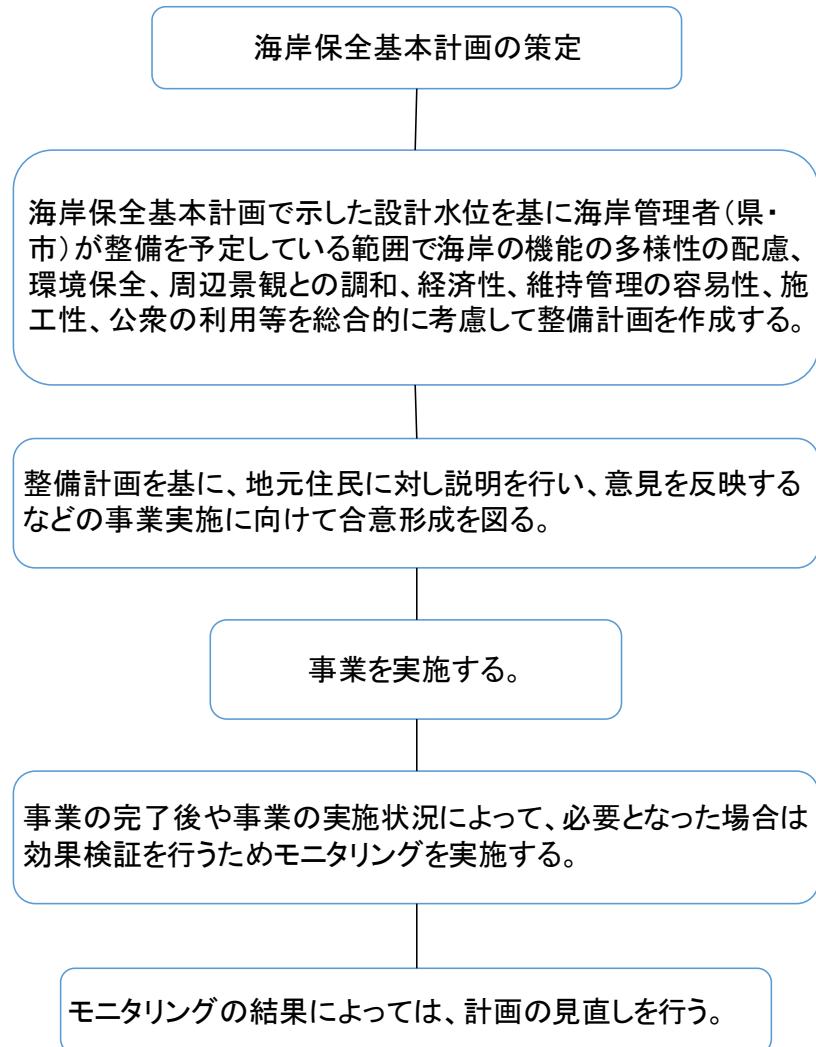
高潮偏差は、〔平成11年度東京湾高潮対策調査報告書（平成12年8月）、運輸省第二港湾建設局企画課〕の成果より、各海岸に対して最悪となる偏差を抽出し、地形的特性等を考慮し区間毎に計画値を設定する。なお、横須賀市の追浜地区については、上記の成果がないことから、同条件で計算された〔東京湾の大規模高潮浸水想定（平成21年4月2日公表）、国土交通省港湾局〕の成果を補完的に用いて設定する。

注3) 図4.1-4〔朔望平均満潮位＋津波高（せり上がり考慮）〕を示した値。〔平成26年度海岸高潮対策工事設計業務委託 県単（その1）津波予測調査業務委託〕による。

注4) 東京湾横浜地域（横浜市）は、旧運輸省の推算した高潮偏差に基づき高潮に対する防護水準を定めており、埋立等、港湾整備の中でその確保を図っているが、必要に応じ、海岸保全区域を指定し、海岸保全施設を整備していく。施設整備に必要な設計水位は、各地区の防護ラインの位置等を踏まえ、設定していく。

海岸保全施設等の整備フロー(例)

海岸保全基本計画の策定から整備後までの流れについて、一例を示したものであり、実際の整備に当たっては、手法を変えたり、繰り返したりする場合があることに留意する。



4.2 海岸の保全に関する施策

海岸防護の目標を達成する目的から、「海岸の防護のための施策」を以下に示す。また、基本理念を踏まえ、「海岸環境の整備及び保全のための施策」、「海岸における公衆の適正な利用を促進するための施策」についても、併せて示す。

(1) 海岸の防護のための施策

海岸の保全を適切かつ効果的に進めていくために、関係住民、漁業者、海岸利用者等、地域の意向を十分配慮し、地域との連携を図れるよう努めるものとする。

① 海岸保全施設の計画的・段階的整備

県民生活の安全を確保する目的から、津波、高潮、越波、海岸侵食等の海岸災害からの防護に重点をおいた対策が必要であり、沿岸の海象特性や地形特性等に応じて、適切な対策を検討し、計画的・段階的に整備を進めることが肝要である。既存の堤防や護岸等の海岸保全施設については、老朽化対策を検討する必要がある。特に、背後地に多くの資産を抱える地区については、地震・水害（高潮、津波、地下空間への浸水等）に対する防護の観点から、施設の老朽化対策に加え、施設の耐震補強や液状化対策についても長期的に取り組んでいく。さらに、中央防災会議の「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」によると「海岸保全施設等については、設計対象の津波高を越えた場合でも施設の効果が粘り強く発揮できるような構造物の技術開発を進め、整備していくことが必要である。」とある。また、三浦海岸の砂浜やリアス式海岸に点在する砂浜等においては、長期的かつ広域的な視点より、侵食対策を検討する必要がある。

なお、海岸保全は、地区海岸毎の、防災上あるいは利用、環境の多様性を十分に考慮して検討を行うとともに、費用とそれから生まれる効果等を踏まえて計画・実施するものとする。

② 環境及び利用に配慮した海岸保全基本計画

海岸災害からの防護に当たっては、「海岸環境の整備及び保全」及び「海岸における公衆の適切な利用」を図り、これらが調和した総合的な海岸の管理を実現することであるが、今後、計画・実施に当たっては関係住民、漁業者、障害者、海岸利用者等の意見を聴き、海岸保全の多様な面のバランスを考慮し、策定していくものとする。

都市機能の拡充、港湾施設としての利用や海岸環境の保全等をバランスさせつつ、可能な限り自然の営力の活用も含めて検討することとする。特に海岸堤防は、嵩上げにより産業活動への影響や利用上の制約、海岸へのアクセスの分断、景観への影響等も懸念されるため、防災面のみならず、環境及び利用にも配慮していく。

海岸の整備にあたって、海岸につながる通路等の開口部については、津波、高潮、越波等により波の浸入が想定されるため、海岸管理者と通路等の管理者が技術協力等、安全を確保出来るように連携を図るよう努める。

③ 海岸保全区域の変更

神奈川県沿岸は、約 280km の延長に対して約 48km の海岸保全区域が設定されている。背後地の資産状況や開発計画の進捗に合わせ、適宜、海岸保全区域の変更を行っていくことが必要である。

現在、海岸保全区域を設定していない自治体については、必要に応じて海岸保全区域の設定について検討する。参考までに、海岸法の改正により一般公共海岸区域が新設されたが、現在、神奈川県沿岸では約 7 km の一般公共海岸区域が設定されている。

④ 都市機能・物流拠点との整合

都市機能、物流拠点が臨海部に集積している神奈川県沿岸では、防災を目的とする面的整備を推進する上で、港湾施設の維持管理が今後、重要な位置づけとなる可能性がある。

港湾のみならず海岸保全施設の維持・管理・更新は、都市基盤整備の重要課題であり、利用や景観

上も神奈川県沿岸のイメージを形成する重要な要素であるため、環境・利用面からの配慮も必要である。

⑤ 潮位観測等の継続的实施

長期的な視点から見た地球温暖化による海面上昇への対応のため、気象・海象や水質等に関するモニタリングデータを継続的に収集していく。モニタリングの結果、ならびに国内外の研究機関の動向に基づき、必要に応じて温暖化による海面上昇量を防護水準に加味していく。

⑥ 地域（都市）と一体となった防災対策の推進

海岸保全施設の整備等ハード面の対策の他に、災害発生時の避難経路や避難場所の確保、緊急時支援物資の貯蔵等ソフト面の対策も必要であり、県及び各市で作成されている地域防災計画の充実を図ると共に、市町村間の広域的連携を図っていく。

海岸における具体的なソフト対策として、津波をはじめ高潮・波浪等の気象注意報・警報情報を表示し、危険を知らせる津波情報盤、津波の浸水区域等を示した津波情報看板を設置している。また、海岸利用者に対して津波警報・注意報の発令を知らせるオレンジフラッグの掲出の推進や情報の周知を図ることが必要である。

また、日ごろから初等教育等による防災教育、後世への伝承、防災訓練への参加や、行政機関が作成するハザードマップ等を基に、避難経路や避難場所を確認するなど、行政をはじめ、地域や企業の一人ひとりが防災時に自ら考え、行動できる力を身につけることが重要となる。



津波情報盤（三浦海岸）



津波情報看板（三浦海岸）



津波情報看板の記載内容（三浦海岸）



津波避難場所図記号



津波避難ビル図記号

(2) 海岸環境の整備及び保全のための施策

① 自然環境の一体的保全・創造

神奈川県沿岸には、日本でも有数の工業地帯やその産業活動を支える港湾が立地し、その発展の経緯から沿岸域の多くが埋め立てによる人工的な海岸となり、生物の生息環境として重要な干潟・藻場等の浅場は減少している。しかし、三浦半島先端部の帯状に発達した砂浜・岩礁地帯の海岸植生、観音崎のイノデタブ群集等の特定植物群落、観音崎から剣崎周辺にかけて帯状に分布する藻場、アカウミガメの生息・繁殖地等、貴重な動植物やその生息環境が現在でも確認されている。また、県指定天然記念物である叶神社や白髭神社の社叢林等海岸背後地の自然環境は、生息環境としてのみならず沿岸域の文化的環境としても重要な存在であり、海岸はこうした背後地と一体的に捉えられるべきである。

こうした観点から、背後地を含めた沿岸域の自然環境の保全に努めるとともに、土地利用の再編に伴う海岸事業等の際には、周辺の土地利用特性や自然特性等を考慮しながら、砂浜や干潟の回復・再生や藻場の造成、海岸緑地の再生・創造等を研究機関やNPO等との調整・連携・支援を図っていく。

また、東京湾に流入する汚水による環境負荷は、富栄養化による赤潮の発生等、生物環境にも大きなダメージを与える他、漁業等の生産活動にも大きな影響を与える。特に、工場等の事業系の排水とともに、一般家庭から排水される生活系の排水による水質の汚染が懸念される。

したがって、海域のみならず、下水道や水処理施設の高度化等河川流域や内陸部との連携による水質・底質環境の維持・改善に努め、海岸美化活動や海岸域でのイベント活動等の機会を通じて、住民の生活と海岸環境との関わりについての理解と協力を積極的に推進していく。

② 地域（都市）一体となった海岸美化活動推進

河川等からの東京湾への汚水の流入のほか、漂着ごみや海岸利用者によって放置されたゴミや釣り糸・針等は、沿岸域の生物環境に大きな影響を及ぼすのみならず、海岸の美的環境を著しく損なう原因となっており、神奈川県沿岸域の利用者や海岸利用者のモラルの向上が望まれている。

このような状況下、東京湾においては国土交通省関東地方整備局や港湾管理者による東京湾クリーンアップ大作戦等の海岸美化活動が行われているが、県としてもバックアップする立場で海岸の清掃活動を推進し、こうした活動やイベント等を通じて海岸利用者のモラル意識向上を図るとともに、住民主体による日常的な海岸美化活動等を積極的に支援していく。

③ 事故による海岸汚染への対応

環境庁では大規模油流出事故への対応を目的とした「1990年の油汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約」(OPRC条約)を受けて1995年12月に閣議決定された「油汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」の円滑な推進を図るため、油汚染事件発生時の環境保全の観点から脆弱性沿岸海域図を作成・公開している。

海上保安庁では官民一体となった対処が必要との認識から、官民合同の調整・防除機関である協議会の設置、民間の防除機関である海上災害防止センターの指導・育成等、関係機関相互の協力体制の強化を進めている。東京湾沿岸においては、「東京湾排出油防除協議会」、「三浦半島排出油防除協議会」、油防除の専門家らからなる「横浜機動防除基地」等が設置されており、油汚染事故発生時に甚大な影響を受ける自然環境の把握に努めるとともに、国や東京湾沿岸自治体等関係各所との連携を図り、このような広域災害時の協力体制を強化し、事故時の迅速・適切な対応について検討していく。

(3) 海岸における公衆の適正な利用を促進するための施策

① 地域の特性に即した親水空間の整備

京浜工業地帯として工業的な土地利用が卓越する川崎市や、港とともに歩んできた都市の歴史と現代的都市空間が水辺と融合する横浜市の都心臨海部、リアス式の複雑な海岸地形を有し、自然環境の多く残る横須賀市や三浦市等、神奈川県沿岸の海岸地形特性や水際線の利用特性、周辺の土地利用特性は非常に多様性に富んでいる。

港湾施設や工場が集積する地域等は、今後も引き続き物流や生産活動を通じて地域の発展を支える重要な地域である。こうした地域については、土地利用の再編等に応じて水際線の開放、親水空間の拠点的整備に取り組むほか、運河を利用した水上交通等による沿岸域利用の促進を図っていく。

海水浴利用等により多数の利用者が訪れる砂浜海岸等については、誰もが水際線にアクセス可能なユニバーサルデザインに配慮した海岸保全施設等の整備・充実を図っていく。この際、砂浜海岸や背後地の自然との調和を損なわないよう海岸保全施設等の設計・配置に十分配慮する。

② 親水空間のネットワーク化によるアクセスの充実と広域的利用の促進

港湾や工業地域等の埋立地前面の土地利用状況、海岸の地形的条件等を考慮すると、アクセス可能な水際線を増やすことが現実的には困難な場所が存在する。また、三浦半島先端の一部は、地理的にアクセスの利便性が必ずしも満足できるものではない状況にある。

このような観点から、土地利用再編や交通体系の見直し等の関連計画に対応・連携してアクセスルートを整備するとともに、海上ルートや海上クルーズ等の既存の海上交通網を活用した新たな広域的な「海遊ルート」の形成、運河の活用、神奈川県「三浦半島ぐるり一周プロムナード」構想等と連携し水辺を結ぶ散策路の整備等、海陸交通網の連携によって各地の拠点を結ぶ親水空間のネットワーク化を図り、広域的な利用・交流と各拠点の活性化を促進していく。また、海陸交通網を基盤に、海洋性レクリエーションや漁業・地場産業・観光・商業・サービス業等の多様な連携によって地域の活性化を促進し、広域的に多様な親水の間を提供していく。

③ 地域の歴史・文化資産の発掘と継承・振興

神奈川県は東京湾沿岸には地域の歴史や文化にまつわる数多くの文化財が存在し、それに関わる祭り等の海岸を利用したイベントも開催されている。

住民の地域に対する誇りと愛着、海岸に対する意識の向上を図るため、地域が一体となって地域独自の歴史・文化資産や観光資産の掘り起こしを図るとともに、散策ルートの提案、海岸利用マップの作成、イベントの開催等による広報活動を通じて広くその普及に努め、広域的な海岸利用の促進、地域の活性化を図っていく。

④ 沿岸域の適正な利用の推進

東京湾には、首都圏の経済活動を支える物資輸送用の船舶が多数出入りしているほか、漁業利用、遊漁、海上クルーズ、海洋性レクリエーション利用等、沿岸域は高密度に利用されている。

沿岸域の適正で安全・快適な利用を図るため、海洋性レクリエーション参加者への法令・条例遵守の呼びかけ、監視体制の構築、係留施設の整備等により、総合的な不法係留対策を推進していく。

プレジャーボートなど海洋性レクリエーション利用に供する沿岸域の設定や海岸利用のルールづくりを検討し、海岸利用者への情報提供・普及を推進していく。

海岸利用に伴い必要となるトイレなどの施設については、ユニバーサルデザイン化が進んでいるが、子供、お年寄り、障害者等が安心して利用できるよう、海岸管理者や関係行政機関、地域の活動団体等と連携した管理、運営を図るものとする。

4.3 ゾーン毎の施策

(1) ゾーン区分

神奈川県沿岸について、海岸の特性、環境特性、利用状況、行政区域等から、以下のように9つのエリアと、4つのゾーンに区分した。

表-4.3-1 神奈川県沿岸のゾーニング

行政界	ゾーン	エリア	備 考
川崎市	⑦川崎ゾーン	⑦-1 川崎エリア	川崎区 (川崎港)
横浜市	⑧横浜ゾーン	⑧-1 横浜エリア	鶴見区、神奈川区、西区、中区、磯子区、金沢区 (横浜港)
横 須 賀 市	⑨横須賀ゾーン	⑨-1 長浦エリア	追浜、深浦、長浦
		⑨-2 本港エリア	米軍基地、横須賀本港、新港、平成
		⑨-3 馬堀エリア	大津・馬堀、走水、観音崎
	⑩浦賀・三浦 ゾーン	⑩-1 浦賀エリア	鴨居、浦賀、川間東、久里浜
		⑩-2 北下浦エリア	野比、北下浦漁港
⑩-3 三浦エリア		三浦海岸（県管理）	
⑩-4 間口エリア		金田漁港～剣崎	
三浦市			

※ゾーン、エリアの番号について、①～⑥は、千葉県、東京都が対象

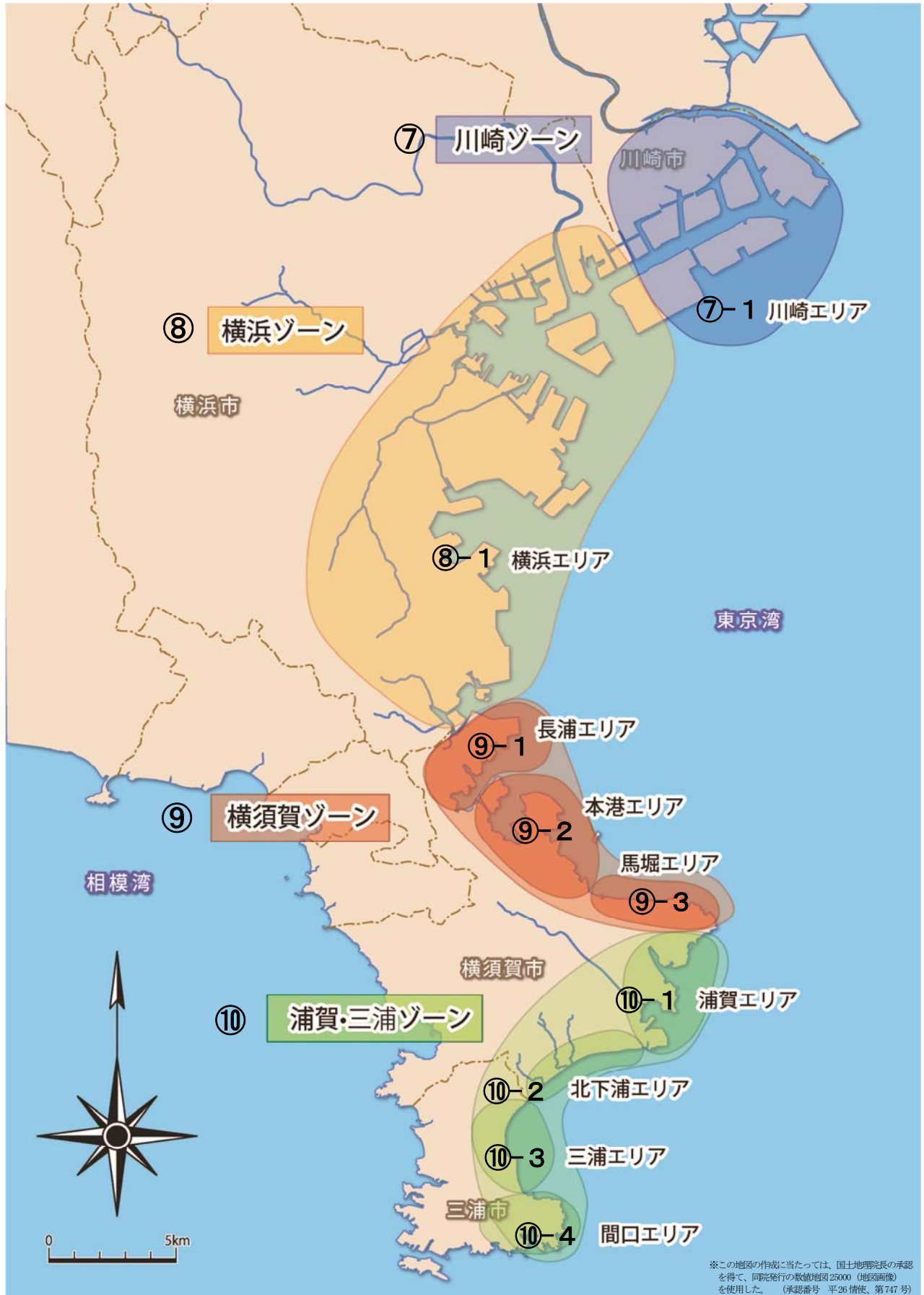


図-4.3-1 東京湾沿岸のゾーン区分図

【各ゾーンの特徴】

⑦川崎ゾーン

川崎ゾーンは、東京都界の多摩川から横浜市との行政界までの海岸線区間とする。

元々の地形は、多摩川の沖積平野に位置し、海域は遠浅海岸だったが、現在は前面に埋立地が張り出して、その人工地盤上に日本有数の工業地帯である京浜工業地帯の工場群が立地している。海岸保全施設は最奥部に位置しており、その前面には工場や港湾施設が立地する埋立地が存在するため、波浪の影響は受けにくい地域である。陸域は、京浜工業地帯の中核地区であり、その土地利用は、東扇島、千鳥町及び夜光等の商業地域を除き、臨海部のほぼ全域が工業専用地域となっている。

土地利用上海岸利用の観点での制約はあるが、工業地帯の呈する独特の景観を有しており、現在工場夜景として人気を博している。

この区間は、埋立地最奥部の白石町から小島町（旧末広町）に至る海岸線 13,515m が川崎市長管理の海岸保全区域に指定されている。

⑧横浜ゾーン

横浜ゾーンは、川崎市との行政界から横須賀市との行政界までの海岸線区間とする。

元来の地形は、鶴見川やその他の河川がつくる沖積低地上に発展した都市であり、海岸は比較的遠浅の海岸であったが、現在の沿岸地域の陸域は、ほぼ全域が埋立造成によって形成された海岸線である。この埋立地に日本を代表する国際コンテナ戦略港湾としての港湾施設と工業地帯が形成されており、用途地域上も商業地域（港湾地区）及び工業地域がほぼ全域を占めている。しかし、一方で、みなとみらい地区や新港地区などは港と共に発展した横浜市の歴史・文化と現代の都市の機能・賑やかさ華やかさを併せ持つ都市と水域とが融合した現代的な水辺空間を形成しており、また、金沢区ではベイサイドマリーナや海の公園、八景島等のレクリエーション空間が形成されるなど、これらは横浜の沿岸域の大きな魅力となっている。

横浜市の沿岸は、大部分が横浜港港湾区域であり、既定の計画高さまではこれまでの港湾整備等によって確保されていたが、最新の知見による想定や、護岸の経年変化による沈下等を踏まえ、海岸保全区域を指定し、海岸保全施設を整備していく。

⑨横須賀ゾーン

横須賀ゾーンは、横須賀市夏島町地先（横浜市との行政界）から横須賀市鴨居地先の観音崎までの海岸線区間とする。

陸域は、標高 100m以下の丘陵地をバックにし、その丘陵地と海岸に挟まれた細長い平坦地に市街地・住宅地が形成されている。この区間の原海岸地形は、リアス式海岸、岩礁・砂浜海岸であるが、走水・観音崎地区を除くほぼ全域が埋立による人工海岸となっている。

海岸は、観音崎を境に比較的静穏な水域である東京湾内湾部に位置するが、特に大津・馬堀地区の海域は東京湾の海底谷から発する幾つかの支谷が伸びる比較的急深な海域で、高波浪が発生しやすい性質を持っており、順次、高潮対策事業が実施されている。

米軍基地及び関連する米軍関連施設、海上自衛隊関連施設が存在する特徴的な地域を有し、その周辺の横須賀本港・新港地区臨海部は、横須賀市の拠点として商業・業務系の機能が集中する他、様々な都市機能や物流機能、居住機能等が集中する複合的土地利用が進んでいる。こうした機能とともに「ヴェルニー公園」、「三笠つり公園」、「うみかぜ公園」、「海辺つり公園」が整備され、JR 横須賀駅からこれらを結びながら観音崎に至る「海と緑の 10,000m プロムナード」が海岸沿いに整備されている。一方、走水・観音崎地区の岩礁・砂浜は、海水浴、釣り、磯遊びの場として多くの人々に利用されており、追浜・深浦・長浦地区は大部分が生産系の産業が多く立地する工業地域である。

全区間が横須賀港港湾区域であり、米軍基地などを除く海岸の大部分は、横須賀市管理の海岸保全区域に指定されている。

⑩浦賀・三浦ゾーン

浦賀・三浦ゾーンは、三浦半島の南東部に位置し、横須賀市鴨居地先の観音崎から東京湾沿岸の終点である剣崎までの海岸線区間とする。

陸域の大部分を丘陵地・台地とし、海岸は、横須賀市野比海岸から三浦市の金田漁港以北まで続く、大きく緩やかな曲線を描く浜地形を中心に、その南北に複雑な地形の出入を持つリアス式地形を有した、自然海岸の原地形形態を特徴とする海岸である。

海岸は観音崎を境とする東京湾外湾部に当たり、波浪の影響を受けやすい地域であり、海岸と背後の丘陵・台地に挟まれた細長い低平地に、住居地域を主とした市街地、あるいは工業地域が形成されている。

沿岸域は、砂浜海岸やリアス式の岩礁海岸等の自然的海岸地形を活かした海水浴、釣り、磯遊び等の利用が盛んで、その他ボードセーリングや遊漁、漁業利用等による沿岸利用の輻輳が進んでいる。風致地区や近郊緑地保全地区に指定される丘陵地・台地や自然海岸を背景として、随所に観光名所、公園、散策路等を配しながら、漁港や住宅地等の生活の風景が溶け込んだゾーンである。

横須賀市の海岸の大部分が横須賀市長管理の海岸保全区域に、金田漁港以北の三浦市の海岸が神奈川県知事管理の海岸保全区域に指定され、金田漁港以北の三浦市の海岸が漁港を除き一般公共海岸区域となっている。

【各エリアの特性】

⑦-1 川崎エリア

川崎エリアは、東京都界の多摩川から横浜市との行政界までの海岸線区間とする。

元々の地形は、多摩川の沖積平野に位置し、海域は遠浅の海岸だったが、現在前面に埋立地が張り出して、その人工地盤上に日本有数の工業地帯である京浜工業地帯の工場群が立地している。海岸保全施設は最奥部に位置しており、その前面には工場や港湾施設が立地する埋立地が存在するため、波浪の影響は受けにくい地域である。陸域は、京浜工業地帯の中核地区であり、その土地利用は、東扇島、千鳥町及び夜光等の商業地域を除き、臨海部のほぼ全域が工業専用地域となっている。

土地利用上海岸利用の観点での制約はあるが、工業地帯の呈する独特の景観を有しており、現在工場夜景として人気を博している。

この区間は、埋立地最奥部の白石町から小島町（旧末広町）に至る海岸線 13,515m が川崎市長管理の海岸保全区域に指定されている。

⑧-1 横浜エリア

横浜エリアは、川崎市との行政界から横須賀市との行政界までの海岸線区間とする。

元来の地形は、鶴見川やその他の河川がつくる沖積低地上に発展した都市であり、海岸は比較的遠浅の海岸であったが、現在の沿岸地域の陸域は、ほぼ全域が埋立造成によって形成された海岸線である。この埋立地に日本を代表する国際コンテナ戦略港湾としての港湾施設と工業地帯が形成されており、用途地域上も商業地域（港湾地区）及び工業地域がほぼ全域を占めている。しかし、一方で、みなとみらい地区や新港地区などは港と共に発展した横浜市の歴史・文化と現代の都市の機能・賑やかさ華やかさを併せ持つ都市と水域とが融合した現代的な水辺空間を形成しており、また、金沢区ではベイサイドマリーナや海の公園、八景島等のレクリエーション空間が形成されるなど、これらは横浜の沿岸域の大きな魅力となっている。

横浜市の沿岸は、大部分が横浜港港湾区域であり、この中に柴漁港、金沢漁港があり既定の計画高さまではこれまでの港湾整備等によって確保されていたが、最新の知見による想定や、護岸の経年変化による沈下等を踏まえ、海岸保全施設の整備が必要な場所に海岸保全区域を指定する。

⑨-1 長浦エリア

長浦エリアは、横須賀市夏島町地先（横浜市との行政界）から横須賀市田浦港町地先までの海岸線区間とする。海岸は、追浜地区と吾妻島とに挟まれた長浦湾沿岸で、大小の入り江を持つリアス式海岸を形成している。

追浜地区を中心とした沿岸部は埋立により開発が進み、臨海部の大部分は生産系の産業が多く立地して工業地帯を形成しており、一部に米軍・海上自衛隊関連施設が立地する。都市計画の用途地域上は、追浜地区は工業専用地域、その他大部分が工業地域（一部、準工業地域）である。

深浦湾及び長浦湾奥部（田浦港町・長浦町）に面する海岸等が、海岸保全区域に指定されている。

⑨-2 本港エリア

本港エリアは、横須賀市長浦町1丁目地先から横須賀市平成町3丁目地先までの海岸線区間とする。

陸域沿岸部は、標高 50～60m の台地を背後にし、崖地形の下部前面に広がった埋立地である。海岸は、東京湾の内湾部に位置し、東京湾の西南に面したリアス式の人工海岸である。海域はやや遠浅であるが、東京湾の海底谷から伸びる支谷が存在する。

物流拠点や官公庁等の他、横須賀本港・新港地区には、米軍基地及びそれに関連する米軍関連施設及び海上自衛隊関連施設が多く立地する特徴的な地区であり、更にその背後には、業務系の機能が集積する横須賀市臨海部の都市的拠点となっている。

沿岸には、「記念艦三笠」が停泊する「三笠公園」、「うみかぜ公園」や「海辺つり公園」が整備され、観光客や、散策や釣りを楽しむ人々で賑わっており、公園、都市機能、住宅、物流、米軍など様々な分野の機能が集中した地域である。

本区間は、全区間が横須賀市長管理の横須賀港港湾区域であり、米軍基地などを除く区間が海岸保全区域に指定されている。

⑨-3 馬堀エリア

馬堀エリアは、横須賀市三春町4丁目地先から横須賀市鴨居4丁目地先の観音崎までの海岸線区間とする。

陸域は、商業施設や住宅等が立地する大津地区、宅地造成に伴う埋立地である馬堀地区と標高100m以下の丘陵地を背後にした崖地形の下部に発達する走水地区に区分される。海岸は、東西に伸びて東京湾を北側に臨み、リアス式の岩礁海岸、砂浜海岸、人工海岸からなっている。海域は、東京湾の海底谷から幾つかの支谷が伸び、比較的急深で高波浪を発生し易い性質を持っている。このため、馬堀地区では平成7年・8年の台風による高潮のために背後の住宅地が浸水被害を受け、国土交通省（京浜港湾事務所）直轄事業により高潮対策事業が実施された。大津地区では度重なる高潮越波被害や護岸の老朽化対策として、現在、高潮対策護岸の整備が進められている。また、走水地区においては、砂浜海岸の一部が侵食する傾向にある。

大津地区及び馬堀地区は、埋立造成地上に商業施設や住宅が密集し、一方、走水地区は海岸と崖地との間に発達する狭い隆起平坦地へ細長く住宅等が建ち並んでいる。

沿岸には、走水神社や走水隧道、横須賀市風物100選に選ばれている走水の「水道水源地」などの名所があり、海岸沿いには「海と緑の10,000メートルプロムナード」も整備されている。また、走水地区には砂浜があり海水浴場として利用され、閑静な住宅地等と背後の豊かな自然とが調和した風景美を持つエリアである。

全区間が横須賀市長管理の横須賀港港湾区域内にあって、これらの区域は海岸保全区域に指定されている。

⑩-1 浦賀エリア

浦賀エリアは、横須賀市鴨居3丁目地先から横須賀市久里浜9丁目地先（東京電力横須賀火力発電所）までの海岸線区間とする。

陸域は、標高50～100mの丘陵地・低山地とそれらが侵食されて形成された平野や谷地形を成し、その最大の平坦地は平作川河口部である。海岸は、一様に東京湾浦賀水道の北西側に面し、浦賀湾、久里浜湾を有するリアス式の岩礁海岸であり、一部岬部の突端部は埋め立てられかもめ団地や横須賀火力発電所等として利用されている。海域は比較的急深で、高波浪を発生し易い性質を持っている。

比較的広い平野を形成する平作川河口部背後には住宅や事業所、店舗等の資産が集中しているが、それ以外は、埋立地又は海岸と崖地との間に発達する狭い隆起平坦地に細長く住宅等が建ち並んでいる。沿岸には、東叶神社、愛宕神社の樹蒼、横須賀市風物100選に選ばれている燈明堂等の名所がある。資産の集中する区域と美しい自然が残る区域が混在し、リアス式地形の海岸沿いに住宅地が調和した風景を呈するエリアである。

地形的に良港が多く、全区間横須賀市長管理の横須賀港港湾区域内に位置し、浦賀港や東京湾フェリーの定期航路がある久里浜港等が存在する。これらの区域は一部地域を除き海岸保全区域に指定されている。

⑩-2 北下浦エリア

北下浦エリアは、横須賀市野比5丁目地先から三浦市との行政界までの海岸線区間とする。

陸域の南西側は、なだらかに傾斜する段丘地形を呈し、北東側は丘陵地形を呈している。海岸は、金田湾の北側に位置し、やや幅の狭い砂礫海岸と一部には岩礁が露出し、緩やかにカーブを描く形態が特徴である。

沿岸部は比較的平坦地であり、国道134号の背後は住宅地や商業施設が全体的に形成されている。また、県道久里浜港線に沿った区間は、やや地形的にも高いため、住宅は少ないが、景観がよく、独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター等が設置されている。

沿岸には、白髭神社の樹蒼、長岡半太郎記念館や若山牧水夫婦歌碑などの名所もあり、北下浦海岸の長く続く汀の景観は横須賀風物100選の一つであり、農地と住宅地が織りなす風景や、自然と保養地の香りを残すエリアである。

全体的に遠浅な海岸であるが、ゾーン南にある北下浦漁港付近の沖合は、東京湾の海底谷から伸びてくる支谷が存在し、波の拡散・収れんを受け易い場所に位置する。このため、全域にわたり護岸前面の砂浜が侵食する傾向にあり、侵食対策として離岸堤等の整備が進められている。

本区間は横須賀市長管理の横須賀港湾区域と北下浦漁港区域内に位置し、全区間が海岸保全区域に指定されている。

⑩-3 三浦エリア

三浦エリアは、三浦市上宮田地先の北下浦漁港南側端から三浦市南下浦町金田地先にある金田漁港の北側端までの海岸線区間とする。陸域は、なだらかに傾斜する段丘地形を呈している。海岸は、一様に金田湾の西側に面し、比較的幅の広い緩やかにカーブを描く砂浜海岸が特徴である。全体的に遠浅な海岸であるが、本区間北端の北下浦漁港付近の沖合は、東京湾の海底谷から伸びてくる支谷が存在し、波の拡散・収れんを受け易い場所に位置する。

比較的平坦地であり、国道134号や県道上宮田金田三崎港線の背後等は三浦市の市街地が全体的に形成されており保全対象は多い。また、全区間が堆積傾向にある砂浜であり、遠浅海岸でもあるため海水浴場の適地となっている。そして、海岸には岩礁が海上に露出した特異な地形や古墳などもあり、田園と住風景がミックスし、自然と歴史の香りを残すエリアである。

全区間が神奈川県知事管理の海岸保全区域に指定されており、T.P. +5m以上の護岸が整備されている。

⑩-4 間口エリア

間口エリアは、三浦市南下浦町金田地先にある金田漁港を含む区間から東京湾沿岸の終点である剣崎までの海岸線区間とする。

三浦半島の南東部に位置し、陸域は一様に標高30m前後の台地である。海岸は、東京湾へ突き出しており、三浦市雨崎より南側は東京湾西側に面し、北側は金田湾の南側に面する平磯隆起海岸地形を呈し、入り組んだリアス式の海岸線が特徴である。沖の海底地形は、海脚部の尾根地形を呈しており、波の収れんを受け易い場所に位置する。

背後地は、間口漁港、大浦海岸、金田漁港周辺の低平坦地で小集落が形成されているのみで保全対象は少ない。全区間が近郊緑地保全区域に指定され、磯伝いに「三浦・岩礁のみち」が通り、また、岩礁海岸の間に砂浜の残る大浦海岸はポケットビーチとなっており、原海岸風景と漁港風景を兼ね備え持つ手つかずの自然が残るエリアである。

本区間は、海岸保全区域には指定されていないが、間口漁港、金田漁港の他は、一般公共海岸区域となっている。

(2) ゾーンごとの施策

各ゾーンおよびエリアごとの「海岸の防護」、「海岸環境の整備及び保全」、「海岸における公衆の適正な利用促進」に関する施策を、以下に示す。

表-4.3-2 ゾーン毎の施策一覧表（防護）

	施策	川崎ゾーン	横浜ゾーン	横須賀ゾーン			浦賀・三浦ゾーン				
				長浦 エリア	本港 エリア	馬堀エリア	浦賀エリア	北下浦エリア	三浦エリア	間口エリア	
防 護	海岸保全施設の計画的・段階的整備	- 海岸保全施設の適切な維持・管理を実施する。 - 一部の海岸保全施設について最大クラスの津波である慶長型地震に対応した嵩上げを行う。	- 最新の知見による想定や、護岸の経年変化による沈下等を踏まえ、海岸保全区域を指定し、海岸保全施設を整備していく。 - 施設整備に必要な設計水位は、各地区の防護ラインの位置等を踏まえ、設定していく。 - なお、海岸保全予定区域内において、水際線を防護ラインとした場合の、横浜市が推算した設計水位は以下のとおり。 - 鶴見～根岸地区、平潟(漁港)地区 T.P.+2.71m - 金沢地区 T.P.+3.43m	防波堤などの外郭施設が比較的整備されているため、波浪からの遮蔽効果が期待できるが、高潮からの防護に主眼を置いた対策が重要である。			高潮や波浪からの防護に主眼を置いた対策が重要である。大津・馬堀地区では高潮対策に組み、走水地区では、侵食対策を検討していく。	防波堤などの外郭施設が比較的整っているため、波浪からの遮蔽効果が期待でき、相対的に津波より高潮が高いので、高潮からの防護に主眼を置いた対策が重要である。	相対的に津波より高潮が高いので、高潮や波浪からの防護に主眼を置いた対策が重要である。北下浦漁港地区及び野比海岸では、砂浜の侵食対策に取り組む。	- 本エリアは相対的に津波より高潮が高く、高潮防護水準をほぼ満足しているため、海岸保全施設の適切な補修・維持・管理を実施する。 - 老朽施設の更新の際は、背後地の資産状況等を考慮し、計画的・段階的な整備を実施していく。	海岸保全施設は無いが、高潮や津波に対しては背後地の利用状況等を考慮しながら必要な防護を検討していく。
	環境・利用に配慮した海岸保全基本計画	背後地の土地利用転換等に合わせ、環境や利用にも配慮した海岸保全施設を検討する。	地域の土地利用状況に応じて、環境や利用に配慮した計画を検討していく。	- 自然環境や現在の港湾利用、市民利用に配慮する。 - 将来計画に当たっては、港湾の開発、利用を規定する港湾計画、環境のあり方を規定する港湾環境計画と一体的に策定する。さらに、背後地域のまちづくりに資するよう配慮していく。						自然環境や利用に配慮する。	現況の自然環境の保全に努めていく。
	海岸保全区域の変更	将来的な土地利用動向等を見ながら、適宜、検討していく。	将来的な土地利用動向や防護対策のあり方を検討し、適宜海岸保全区域を設定していく。							将来的な土地利用動向、海岸保全の必要性等を見ながら、適宜、検討していく。	
	都市機能・物流拠点との整合	- 港湾・産業機能の維持・発展を基本的な目標とする。 - 土地利用転換等に応じて、利用や環境に配慮した検討を行う。	地域特性に応じて、利用や環境に配慮した検討を行う。							—	
	潮位観測等の継続的実施	潮位等のデータ収集を継続的に実施し、その影響の把握に努める。	潮位等のデータ収集を継続的に実施し、その影響の把握に努める。	潮位・水質環境等に関するデータ収集を継続的に実施し、その影響の把握に努める。						潮位等のデータ収集を継続的に実施し、その影響の把握に努める。	
	地域(都市)と一体となった防災対策の推進	「川崎市地域防災計画」、「川崎市臨海部防災対策計画」等との連携を図っていく。	- 横浜市防災計画との連携を図っていく。 - 情報の公開により住民の防災意識の高揚を図っていく。	地域防災計画に基づき、防災当局との連携をとっていく。						地域防災計画との連携を図っていく。	

表-4.3-3 ゾーン毎の施策一覧表（環境）

	施策	川崎ゾーン	横浜ゾーン	横須賀ゾーン			浦賀・三浦ゾーン			
				長浦エリア	本港エリア	馬堀エリア	浦賀エリア	北下浦エリア	三浦エリア	間口エリア
環 境	自然環境の一体的保全・創造	- 背後地の土地利用転換等に合わせ、他事業との連携を図りながら、緑地の創造、水と緑のネットワークの形成等について検討していくとともに、海岸施設の整備の際には水生生物に配慮した構造を可能な限り取り入れるよう検討していく。 - 水質等に関する継続的なモニタリングを実施していく。	水質の改善や環境負荷の低減対策を関係諸機関と連携して推進する。	- 防衛省、米軍施設が沿岸部に点在し、沿岸の多くが石積やコンクリートの人工的海岸域である。環境モニタリングを実施することにより、水質環境等を監視していく。 - 海岸事業実施時において、環境に配慮した構造も検討していく。	- 自然海岸が残っており、侵食対策により砂浜の保全に努める。走水、観音崎のアマモ場や磯場、砂浜など、生物生息に適した場の保全に努める。 - 走水地区では豊かな漁場環境の維持に配慮した砂浜保全を検討する。	沿岸部に自然海岸が残っており、海岸事業実施時において、海域環境への負荷を軽減できるよう、十分に配慮していく。	- 藻場等の海域生物相や陸域の生物相、緑地環境に配慮し、背後地を含めた沿岸域の自然環境の一体的な保全に努めていく。 - 背後地の自然や海域の自然との調和の取れた施設整備を検討していく。 - 海浜植生等、貴重な生物の生息が確認されており、現況の自然環境の保全に努めていく。			
	地域（都市）一体となった海岸美化活動推進	イベント等の機会を活用して、公共財産としての海岸の美化への意識の高揚を図っていく。	- NPO や市民による自主的な海岸清掃活動等を支援していく。 - イベントなどによる海岸利用の促進を図りつつ、公共財産としての海岸の美化への意識の高揚を図っていく。	人工的な護岸が大部分であるが、水際線に公園等が点在しており、施設管理者と連携を図りながら沿岸部の景観・美化活動を推進していく。	海岸におけるマナーの向上やボランティア等による環境美化を推進する。（里親制度）	- NPO や市民による自主的な海岸清掃活動等を支援していく。 - イベントなどによる海岸利用の促進を図りつつ、公共財産としての海岸の美化への意識の高揚を図っていく。				
	事故による海岸汚染への対応	国や沿岸自治体と連携し、油汚染や漂着ごみへの対応・防止策について引き続き実施していく。	国や沿岸自治体と連携し、油汚染や漂着ごみへの対応・防止策について検討していく。	国や沿岸自治体と連携し、油汚染や漂着ごみへの対応・防止策について検討していく						

表-4.3-4 ゾーン毎の施策一覧表（利用）

	施策	川崎ゾーン	横浜ゾーン	横須賀ゾーン			浦賀・三浦ゾーン			
				長浦エリア	本港エリア	馬堀エリア	浦賀エリア	北下浦エリア	三浦エリア	間口エリア
利用	地域の特性に即した親水空間の整備	・ユニバーサルデザインに配慮した施設の導入について検討していく。 ・背後地の土地利用転換等に合わせ、他事業との連携を図りながら、水際線の開放について検討していく。	・地域特性に応じて、水際線の開放や親水空間の整備について検討していく。	・防衛施設が点在している沿岸部の水際線へのアクセスが可能となるよう検討していく。		・「海と緑の10,000m プロムナード」の区間であるため、関係部局と連携して検討していく。	・造船所跡地利用計画と一体的に検討していく。 ・自然海岸が残る部分は、その保全に配慮していく。	・自然海岸の保全に配慮していく。	・遊歩道等、利用に配慮した親水空間の整備を進める。	・漁業拠点として海の総合的な活用のあり方につき、関係諸機関と連携しながら検討していく。
	親水空間のネットワーク化によるアクセスの充実と広域的利用の促進	・「川崎緑の基本計画」、「かわさき臨海のもりづくり緑化推進計画」等と連携とりながら、親水空間等の充実を進めていく。	・京浜臨海部の再編計画や都市計画、港湾事業等と連携しながら、検討していく。			・自然海岸が残る部分は、その保全に配慮していく。				
		・他事業・他市との連携を図りながら、親水空間のネットワーク化、海陸アクセスのあり方等について検討していく。								
	地域の歴史・文化遺産の発掘と継承・振興	・地域住民やNPO等と連携しながら、イベントなどを通じた地域資産の発掘と普及を進めていく。	・NPO や地域住民と連携しながら、歴史や文化の保存に配慮する。	・各地区に残された歴史・文化遺産の保全及び自然、景観に配慮する。					・利用マップの作成等を視野に入れ、NPO や地域住民と連携しながら、散策ルートの提案、イベントを通じた地域資産の発掘と普及を積極的に進めていく。 ・NPO や地域住民によるガイドボランティアなどを支援していく。	
	沿岸域の適正な利用の推進	・総合的な対策を検討していく。	・船舶の放置防止に関する条例の活用などにより、沿岸域の適正な水域利用を進めていく。	・港湾内の船舶航行や一般公衆の港湾・海岸利用等に障害となる不法係留艇等に対し規制し、放置等禁止区域の指定とその受け皿となる係留・保管施設の整備により、適正な水域利用を推進していく。					・一般公衆の海岸利用等に障害となる不法係留艇の総合的対策を進めていく。	

第5編 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

第5編では、第2編に示した自然的・社会的特性や目標等に基づき、海岸の保全のために実施する海岸保全施設の新設又は改良に関する事項及び維持又は修繕に関する事項について示す。

5.1 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項

5.1.1 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域

(1) 施設整備の意義

神奈川県沿岸は、首都圏に位置し、背後地に人口や都市機能が高度に集積している。

第2編で述べたように、東京湾は南西に開口部をもった細長く浅い地形であるため、内湾部では、台風等による高潮の影響が大きく、風向きによっては、例外的に波浪が大きくなる。これに加え、地盤沈下に伴うゼロメートル地帯等の低地帯に生命・財産が集積していることから、高潮・波浪等による浸水の危険性が高い。

神奈川県沿岸の海岸保全施設は、伊勢湾台風を契機に集中的に整備されたため、建設後30～40年経過したものもあり、老朽化が進展しているものや耐震性が十分確保されていないものが存在する。南関東地震等、大規模地震の発生も想定されているため、施設の耐震性を確保することや、外湾部における津波対策が重要となっている。

また、神奈川県沿岸に残された貴重な砂浜等では、河川からの流出土砂の減少や、土砂動態の変化等により、侵食が進行している箇所が見られる。このため、国土の保全とともに、首都圏住民の憩いの場や生物の生息環境を保全する観点から、砂浜等の侵食を防止することが重要である。



H.8年 台風17号による浸水
(神奈川県横須賀市)



H.7年 台風12号による越波
(神奈川県横須賀市)

神奈川県沿岸は、背後に首都圏の多くの人口や都市機能を抱えているため、計画的な施設整備を進め、高潮や津波、侵食等の自然災害に対する安全性を確保していく必要がある。

このため、海岸に作用する外力や地域特性に応じて、ソフト対策等も含め、適切な防護方式や施設配置等を検討し、効果的な施設整備を行っていく。加えて、既存の施設について、適切な維持管理を行い、必要に応じて老朽化対策や耐震性の向上、液状化対策を図ると共に、設計対象の津波高を超える津波が来襲し、海岸堤防等の天端を越流することにより、海岸堤防が破壊、倒壊する場合であっても、施設の破壊、倒壊までの時間を少しでも長くする、あるいは、全壊に至る可能性を少しでも減らすことを目指した、粘り強い海岸堤防等の構造上の工夫を検討していく。これらにより、首都圏の安全で安心できる暮らしを守っていく。

また、整備にあたっては、防護だけでなく、水生生物への配慮や景観の形成、水際へのアクセス確保等、環境や利用面にも十分配慮して、首都圏の暮らしと活力をささえる、快適で美しい海岸や水辺を創造していく。

(2) 整備計画の位置づけ

整備計画では、ゾーン毎の目標等に基づき、各海岸において実施しようとする整備の対象区域及び整備方針を示す。

各海岸における整備計画は、現時点での海岸の現況特性、地元住民の意向や現地の実態に即した基本的な実施内容及び実施箇所を示している。そのため、今後の地元住民との調整、背後や水域利用の

状況等の変化に応じて、適切な整備を推進していく。

また、整備予定となっていない箇所や既に整備が終わっている箇所についても、今後、新たに整備が必要となる場合も予想され、部分的な変更が生じることも考えられるので、整備計画は、今後の状況の変化に応じて見直しを行うなど、適切な措置を行っていく。

5. 1. 2 海岸保全施設の種類、規模及び配置

海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域内で、整備しようとする海岸保全施設の配置を（海岸保全施設平面図）に、種類及び規模を表-5. 1-1～7（海岸保全施設の整備に関する基本的な事項）に示す。

5. 1. 3 受益の地域

海岸保全施設の新設又は改良によって、津波、高潮、越波、海岸侵食による災害から防護される地域である受益地域については、（受益地域図）にその範囲を示す。また、受益地域における現況の土地利用の状況については、表-5. 1-1～7（海岸保全施設の整備に関する基本的な事項）に示す。

5.2 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

5.2.1 海岸保全施設の存する区域

海岸保全施設は、背後地を津波、高潮等の災害から防護する機能を効率的・効果的かつ長期的に確保することが重要であり、適切な維持又は修繕を行うことが必要である。維持又は修繕の対象となる海岸保全施設の存する区域を、(海岸保全施設平面図)に示す。

5.2.2 海岸保全施設の種類、規模及び配置

維持又は修繕の対象となる海岸保全施設の種類及び規模を表-5.1-1～7(海岸保全施設の整備に関する基本的な事項)に、配置を(海岸保全施設平面図)に示す。

5.2.3 維持又は修繕の方法

海岸保全施設の定期的な巡視、点検を行い、施設の損傷・劣化、その他の変状の把握に努め、変状が認められたときには、適切な措置を講じ、施設の機能維持を図る。

また、海岸保全施設は、今後、急速に老朽化が進行することが見込まれていることから、長寿命化計画を策定するなど、施設の維持又は修繕を計画的に実施し、施設を良好な状態に保つよう努める。

海岸保全施設の維持又は修繕の実施にあたっては、以下の点に留意する必要がある。

- ① 海岸保全施設においては、変状による性能の低下が、直接防護機能の低下につながりやすい。
- ② 長い延長の一箇所でも破堤すると他が健全でも大きな被害をもたらす可能性がある。また、施設の天端高が不足すると、施設本体は破堤しなかったとしても、背後地に大きな被害をもたらすことになる。
- ③ 海岸保全施設の変状は、主に地震、津波、高潮、高波浪の発生時に進展するとともに、海岸の地形や構造物の配置等によって、劣化や被災による変状が起こりやすい箇所がある。
- ④ 構造物の破壊に至る変状連鎖の第一段階が堤体材料の吸出しであり、これにより堤体内の空洞化が進行するケースが多いが、基礎部分が海面下に没していることが多く変状を発見しにくい。
- ⑤ 堤体材料の吸出しや堤体の変状に対する予防保全として、堤防前面に十分な幅の砂浜が確保されている状態を維持することが重要であるため、堤防だけでなく砂浜の変化に対する点検もあわせて実施していく必要がある。

なお、海岸保全施設ごとの維持又は修繕の方法を表-5.1-1～7(海岸保全施設の整備に関する基本的な事項)に示す。

5.2.4 受益の地域

維持又は修繕の対象となる海岸保全施設によって、津波、高潮、越波、海岸侵食による災害から防護される地域である受益地域については、(受益地域図)にその範囲を示す。また、受益地域における現況の土地利用の状況については、表-5.1-1～7(海岸保全施設の整備に関する事項一覧表)に示す。

表-5.1-1 海岸保全施設の整備(新設又は改良及び維持又は修繕)に関する基本的な事項(その1)

ゾーン名	番号	海岸名 (地区名等)	市名 (管理者)	所管	種類	新設・改良	規模(現況)		規模(計画)		整備方針	平面図	受益の地域	維持又は修繕の方法
							延長等 (m)	天端高 (T.P.m)	延長等 (m)	天端高 (T.P.m)				
川崎ゾーン	1	川崎港 (小島町)	川崎市 (市)	国土交通省 港湾局	胸壁		1,815	3.11	—	—	安全で快適な海岸づくりに 向けて海岸保全施設の適 正な機能維持を図り、背後 地の土地利用転換等に合 わせて海岸保全施設の見 直しを行い、運河等を活用 した親水空間や緑地の創 出に努め、水と緑のネット ワークの形成を図る。	1	工業・住宅・ 商業	・胸壁及び護岸については、施設の 損傷・劣化等の変状について、日常 的な巡視や原則として5年に1回程 度の定期的な点検・評価を行い、変 状の進行に応じた長寿命化を図る など、施設の機能が維持されるよう、 適切な維持・修繕に努める。 ・陸間については、日常的な巡視、 台風期前などにおける開閉点検及 び原則として5年に1回程度の定期 的な点検を行い、施設の機能が維 持されるよう、適切な維持・修繕に努 める。
					陸間	改良	12 (2基)	3.11	未定	未定				
					護岸		91	3.11	—	—				
	2	川崎港 (夜光町)			胸壁		4,285	3.11	—	—				・胸壁、護岸及び堤防については、 施設の損傷・劣化等の変状につい て、日常的な巡視や原則として5年 に1回程度の定期的な点検・評価を 行い、変状の進行に応じた長寿命 化を図るなど、施設の機能が維持さ れるよう、適切な維持・修繕に努め る。 ・陸間については、日常的な巡視、 台風期前などにおける開閉点検及 び原則として5年に1回程度の定期 的な点検を行い、施設の機能が維 持されるよう、適切な維持・修繕に努 める。
					陸間	改良	258.69 (30基)	3.11	未定	未定				
					護岸		115	3.11	—	—				
	3	川崎港 (池上町)			堤防 (二線堤)		6	3.11	—	—				・胸壁及び堤防については、施設の 損傷・劣化等の変状について、日常 的な巡視や原則として5年に1回程 度の定期的な点検・評価を行い、変 状の進行に応じた長寿命化を図る など、施設の機能が維持されるよう、 適切な維持・修繕に努める。
					胸壁	改良	2,249	3.11	未定	3.90				
					堤防 (二線堤)		25	3.11	—	—				

表-5.1-2 海岸保全施設の整備(新設又は改良及び維持又は修繕)に関する基本的な事項(その2)

ゾーン名	番号	海岸名 (地区名等)	市名 (管理者)	所管	種類	新設・改良	規模(現況)		規模(計画)		整備方針	平面図	受益の地域	維持又は修繕の方法		
							延長等 (m)	天端高 (T.P.m)	延長等 (m)	天端高 (T.P.m)						
川崎ゾーン	4	川崎港 (南渡田・浅野町)	川崎市 (市)	国土交通省 港湾局	胸壁		3,097	3.11	—	—	安全で快適な海岸づくりに 向けて海岸保全施設の適 正な機能維持を図り、背後 地の土地利用転換等に合 わせて海岸保全施設の見 直しを行い、運河等を活用 した親水空間や緑地の創 出に努め、水と緑のネット ワークの形成を図る。	1	工業・住宅・ 商業	・胸壁及び護岸については、施設の 損傷・劣化等の変状について、日常 的な巡視や原則として5年に1回程 度の定期的な点検・評価を行い、変 状の進行に応じた長寿命化を図る など、施設の機能が維持されるよう、 適切な維持・修繕に努める。 ・陸閘及び樋門については、日常的 な巡視、台風期前などにおける開閉 点検及び原則として5年に1回程度 の定期的な点検を行い、施設の機 能が維持されるよう、適切な維持・修 繕に努める。		
					陸閘	改良	21.48 (3基)	3.11	未定	未定						
					護岸		159	3.11	—	—						
					樋門		2	3.11	—	—						
	5	川崎港 (白石町)			胸壁		1,629	3.11	—	—				・胸壁及び護岸については、施設の 損傷・劣化等の変状について、日常 的な巡視や原則として5年に1回程 度の定期的な点検・評価を行い、変 状の進行に応じた長寿命化を図る など、施設の機能が維持されるよう、 適切な維持・修繕に努める。 ・樋門については、日常的な巡視、 台風期前などにおける開閉点検及 び原則として5年に1回程度の定期 的な点検を行い、施設の機能が維 持されるよう、適切な維持・修繕に努 める。		
					護岸		36	3.11	—	—						
					樋門		6	3.11	—	—						

表-5.1-3 海岸保全施設の整備(新設又は改良及び維持又は修繕)に関する基本的な事項(その3)

ゾーン名	番号	海岸名 (地区名等)	市名 (管理者)	所管	種類	新設・改良	規模(現況)		規模(計画)		整備方針	平面図	受益の地域	維持又は修繕の方法
							延長等 (m)	天端高 (T.P.m)	延長等 (m)	天端高 (T.P.m)				
横浜ゾーン	6	横浜港 (鶴見:現在、海岸保全区域の指定は無い)	横浜市 (市)	国土交通省 港湾局	—	—	—	—	—	—	水際線の利用、海辺の賑わい、景観等に十分配慮しながら、海岸保全施設の整備を進める。	2	—	—
	7	横浜港 (内港:現在、海岸保全区域の指定は無い)			—	—	—	—	—	—				—
	8	横浜港 (山下・本牧:現在、海岸保全区域の指定は無い)			—	—	—	—	—	—				—
	9	横浜港 (根岸湾周辺:現在、海岸保全区域の指定は無い)			—	—	—	—	—	—				—
	10	横浜港 (金沢:現在、海岸保全区域は無い)			—	—	—	—	—	—				—
	11	横浜港 (平潟湾周辺:現在、海岸保全区域は無い)		水産庁	—	—	—	—	—	—				—

表-5.1-4 海岸保全施設の整備(新設又は改良及び維持又は修繕)に関する基本的な事項(その4)

ゾーン名	番号	海岸名 (地区名等)	市名 (管理者)	所管	種類	新設・改良	規模(現況)		規模(計画)		整備方針	平面図	受益の地域	維持又は修繕の方法
							延長等 (m)	天端高 (T.P.m)	延長等 (m)	天端高 (T.P.m)				
横須賀ゾーン	12	横須賀港 (追浜)	横須賀市 (市)	国土交通省 港湾局	護岸	—	1,180	2.4～3.0	—	—	工業専用地域としての土地利用を尊重しつつ、隣接する横浜市との連携を図りながら、水際線の開放や生物生息、水質浄化等の向上を図る。	3	工業	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。
	13	横須賀港 (深浦)			護岸		1,829	1.5～3.5	—	—	水際線を開放し、地域住民のレクリエーションや憩いの場として親水空間の機能向上を図る。		住宅地	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。
	14	横須賀港 (長浦)			護岸		1,642	2.8～3.0	—	—	横須賀港らしい景観と親水性を創出し、水とのふれあいの楽しめる親水空間を整備する。		工業・防衛	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。
	15	横須賀港 (本港)			護岸		2,208	2.8～3.6	—	—	防衛関連施設による独特の景観を生かした親水空間を整備する。		公園・防衛	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。

表-5.1-5 海岸保全施設の整備（新設又は改良及び維持又は修繕）に関する基本的な事項（その5）

ゾーン名	番号	海岸名 (地区名等)	市名 (管理者)	所管	種類	新設・改良	規模(現況)		規模(計画)		整備方針	平面図	受益の地域	維持又は修繕の方法
							延長等 (m)	天端高 (T.P.m)	延長等 (m)	天端高 (T.P.m)				
横須賀ゾーン	16	横須賀港 (新港)	横須賀市 (市)	国土交通省 港湾局	護岸		556	1.5～2.3	—	—	高潮越波に対する防護施設を整備するとともに、三笠公園等の自然、歴史資産を保全、活用しつつ、親水空間の充実を図り、海を資源とする観光・レクリエーション空間を整備する。	3	公園・港湾	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。
	17	横須賀港 (平成:現在、海岸保全区域の指定は無い)			—	—	—	—	—	—	海辺つり公園等の親水空間の充実を図り、海を資源とする観光・レクリエーション空間を整備する。		港湾	—
	18	横須賀港 (大津・馬堀)			護岸		4,128	3.0～3.8	—	—	高潮越波に対する防護施設を整備するとともに、市民の憩いの場として、港湾利用と環境(景観、親水、生物生息)の調和した施設を整備する。		住宅地	・護岸、防波堤については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。
					護岸	新設	—	—	517	5.0				
					防波堤		46	3.5～3.8	—	—				
	19	横須賀港 (走水)			護岸		977	6.0	—	—	自然海浜を保全するとともに、海岸侵食を防止する施設を整備する。		住宅地	・護岸、防波堤については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。
					防波堤		651	1.3	—	—				
	20	横須賀港 (観音崎)			護岸		1,345	3.0～7.0	—	—	良好な自然環境を有しており、これらを活用、保全する一方、市街地が迫る地域においては高潮越波から防護する施設を整備する。		住宅地・森林	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。

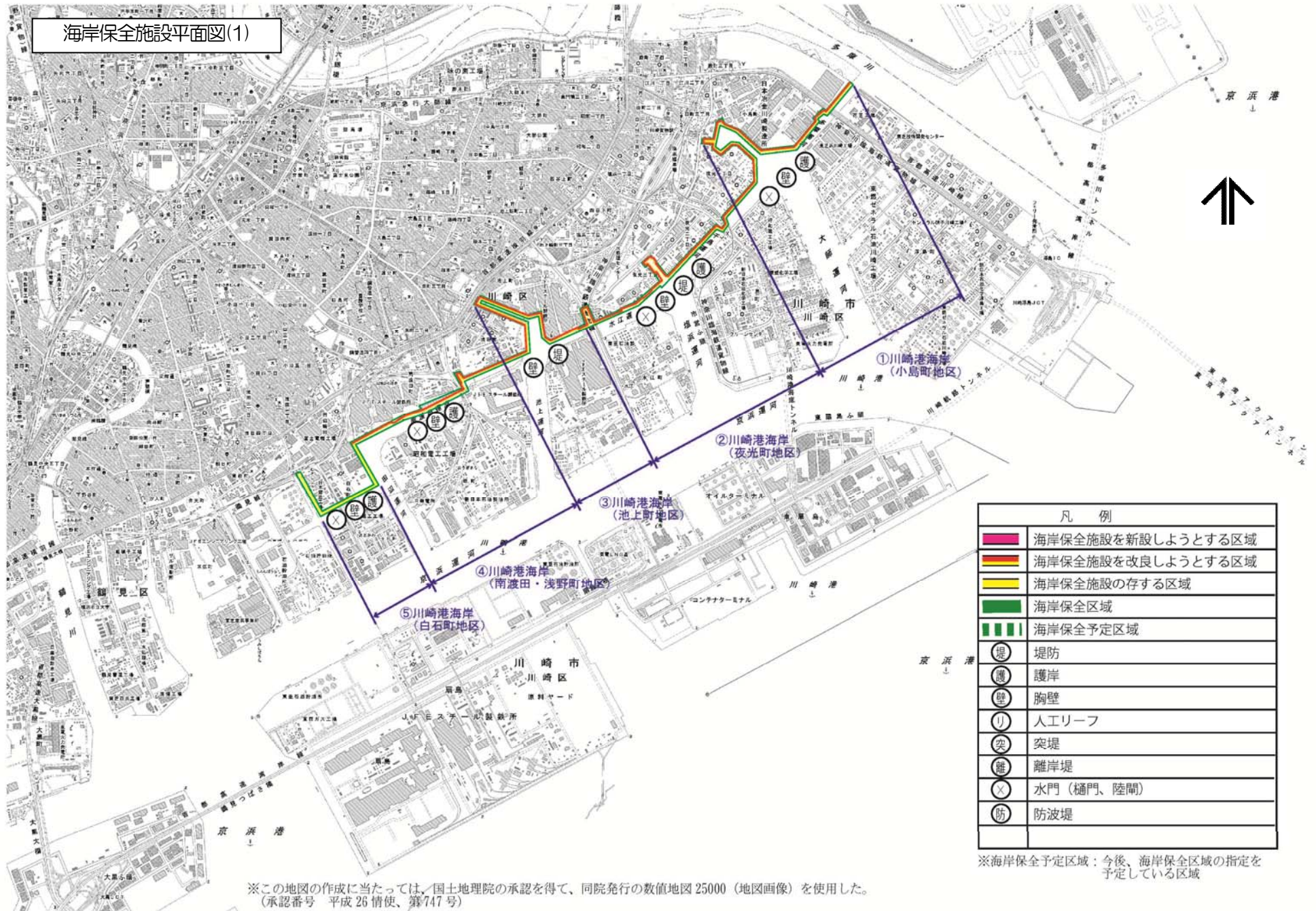
表-5.1-6 海岸保全施設の整備(新設又は改良及び維持又は修繕)に関する基本的な事項(その6)

ゾーン名	番号	海岸名 (地区名等)	市名 (管理者)	所管	種類	新設・改良	規模(現況)		規模(計画)		整備方針	平面図	受益の地域	維持又は修繕の方法	
							延長等 (m)	天端高 (T.P.m)	延長等 (m)	天端高 (T.P.m)					
浦賀・三浦ゾーン	21	横須賀港 (鴨居)	横須賀市 (市)	国土交通省 港湾局	護岸		1,693	1.5～3.9	—	—	良好な自然環境を有しており、これらを活用、保全する一方、市街地が迫る地域においては高潮越波から防護する施設を整備する。	3、4	住宅地	・護岸、防波堤については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。	
					防波堤		89	3.4	—	—					
	22	横須賀港 (浦賀)			護岸		1,481	2.0～2.6	—	—	造船所跡等を中心とした再開発計画に沿った市民の交流、憩いの空間として活用するとともに、市街地が迫る地域においては高潮越波から防護する施設を整備する。	4	住宅地・港湾	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。	
	23	横須賀港 (久里浜)			護岸		2,054	2.0～4.7	—	—	良好な自然環境の保全と既往の港湾利用との共生を図り、調和のとれた魅力ある臨海部空間を整備する。		住宅地・港湾・工業	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。	
	24	横須賀港 (野比)			護岸		477	4.1～5.9	—	—	隣接する漁港区域と連携して、砂浜を海岸侵食から防護して維持・再生できる施設を整備する		4	住宅地・道路	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・離岸堤、突堤については、ブロックの移動・散乱・沈下等について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。 ・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な砂浜の維持に努める。
					離岸堤		1,145 (6基)	2.4	—	—					
					離岸堤	新設	—	—	400 (2基)	2.4					
					突堤	新設	—	—	100 (1基)	未定					
					砂浜		—	—	—	—					

表-5.1-7 海岸保全施設の整備(新設又は改良及び維持又は修繕)に関する基本的な事項(その7)

ゾーン名	番号	海岸名 (地区名等)	市名 (管理者)	所管	種類	新設・改良	規模(現況)		規模(計画)		整備方針	平面図	受益の地域	維持又は修繕の方法
							延長等 (m)	天端高 (T.P.m)	延長等 (m)	天端高 (T.P.m)				
浦賀・三浦ゾーン	25	北下浦漁港 (長沢)	横須賀市 (市)	水産庁	護岸		1,220	3.7～6.0	—	—	隣接する港湾区域と連携して、砂浜を海岸侵食から防護して維持・再生できる施設を整備する。	4	住宅地・道路	・護岸、波除堤、防波堤については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・離岸堤、突堤については、ブロックの移動・散乱・沈下等について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。 ・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な砂浜の維持に努める。
					離岸堤	改良	460	1.6～2.3	120	2.3				
						新設	—	—	560 (4基)	2.3				
					突堤		744 (11基)	-0.6～3.1	—	—				
					突堤 (導流堤)		93 (2基)	1.9～3.6	—	—				
					波除堤		77	1.9	—	—				
	防波堤				131	3.2～4.8	—	—						
	砂浜				—	—	—	—						
	26	北下浦漁港 (津久井)			護岸		82	4.0～5.0	—	—	隣接する港湾区域と連携して、砂浜を海岸侵食から防護して維持・再生できる施設を整備する。		住宅地・道路	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・突堤、人工リーフについては、ブロックの移動・散乱・沈下等について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。 ・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な砂浜の維持に努める。
					突堤		190 (4基)	-0.2～3.2	—	—				
					人工リーフ		300 (2基)	-1.5～-2.0	—	—				
						新設	—	—	150 (1基)	-2.0				
					砂浜		—	—	—	—				
	27	三浦海岸 (三浦)			三浦市 (県)	国土交通省 水管理・国土保全局	護岸		2,745	4.03～7.81	—		—	全区間が堆積傾向にある砂浜であり、海水浴場の適地となっている。そして海岸には岩礁が海上に露出した特異な地形や古墳等もあり、田園と住風景がミックスし、自然の香りを残している。そのため整備する場合はこうした資源を活用していく。

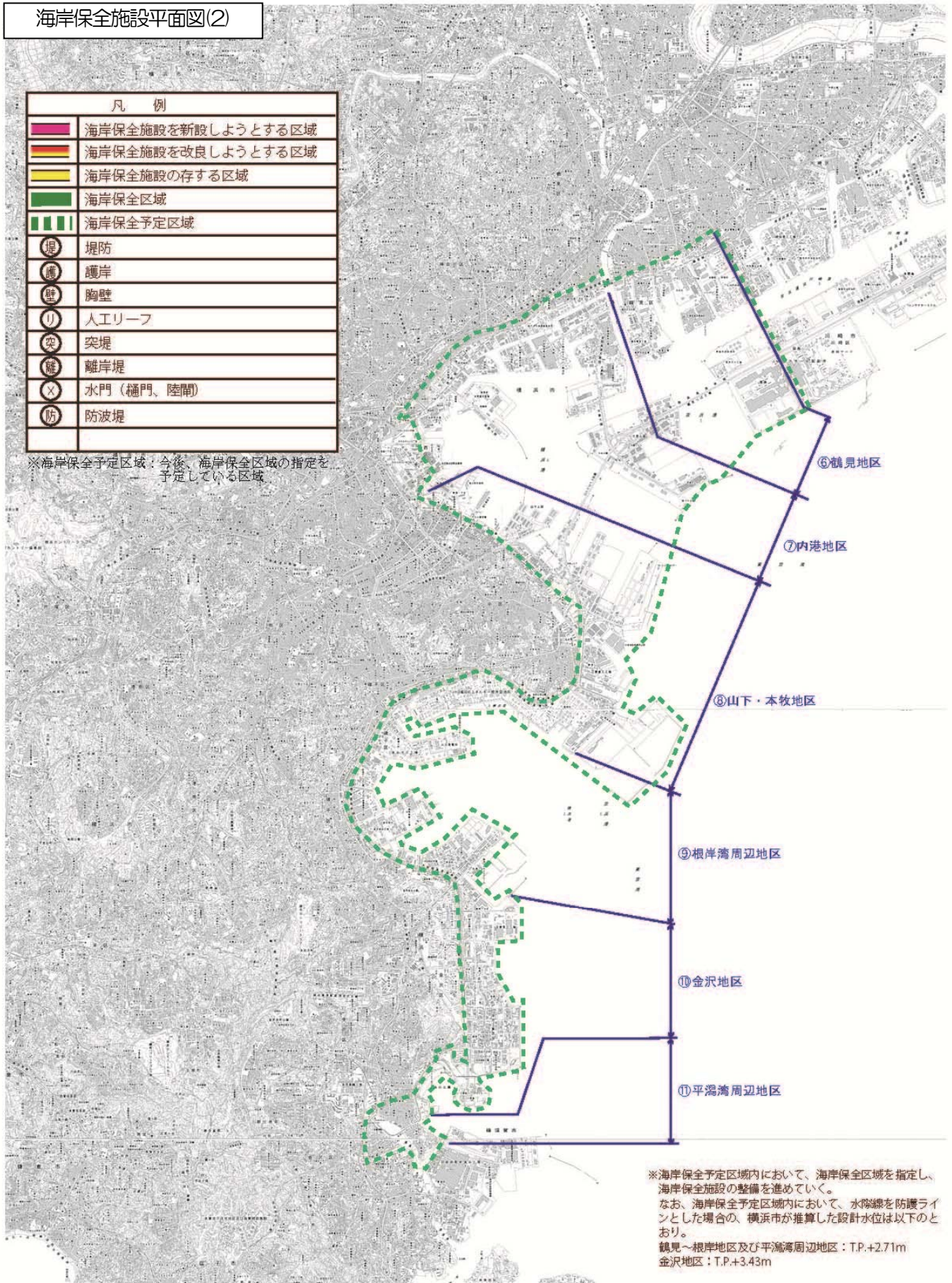
海岸保全施設平面図(1)



海岸保全施設平面図(2)

凡 例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	海岸保全区域
	海岸保全予定区域
	堤防
	護岸
	胸壁
	人工リーフ
	突堤
	離岸堤
	水門（樋門、陸閘）
	防波堤

※海岸保全予定区域：今後、海岸保全区域の指定を予定している区域

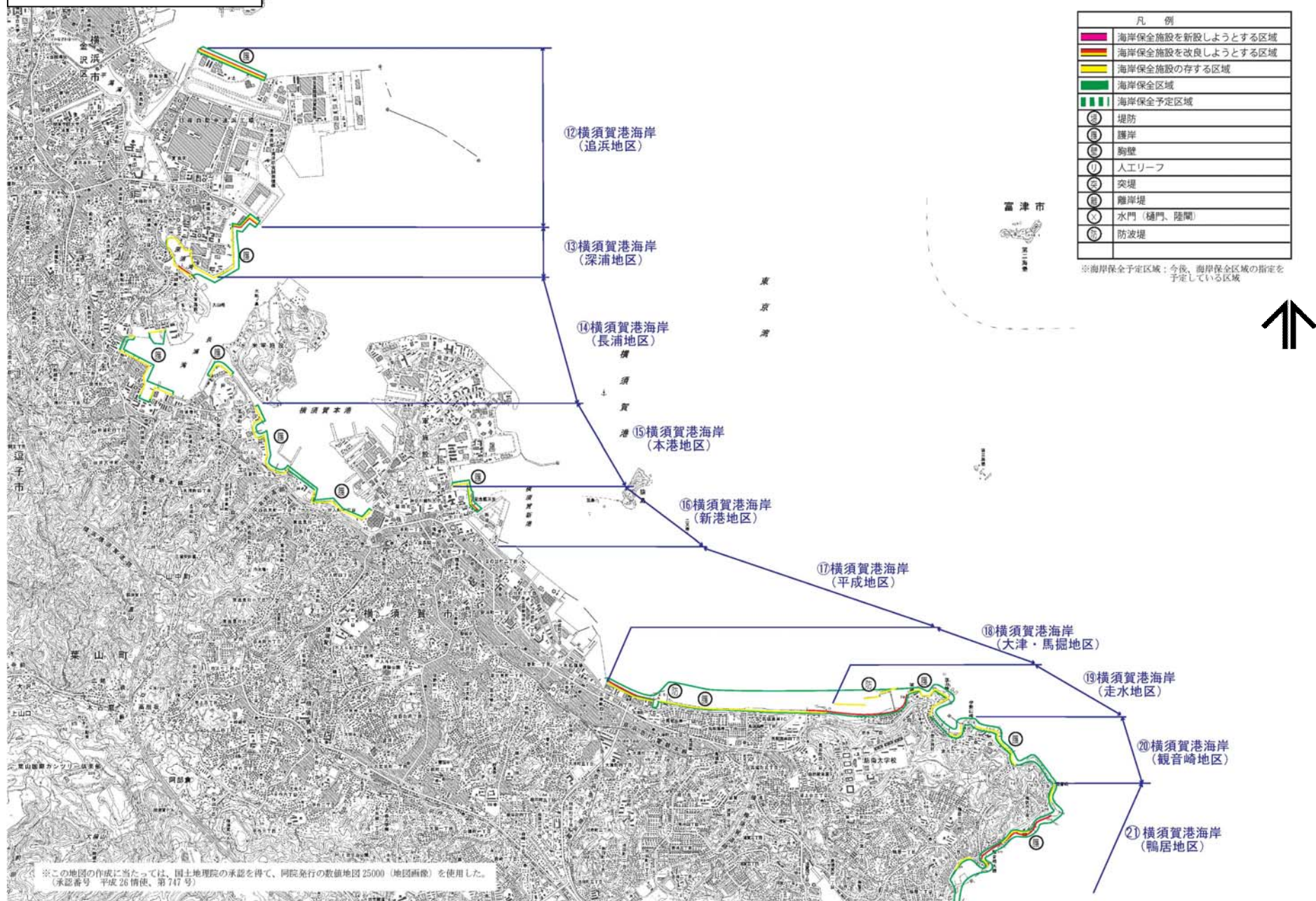


※海岸保全予定区域内において、海岸保全区域を指定し、海岸保全施設の整備を進めていく。
 なお、海岸保全予定区域内において、水防線を防護ラインとした場合の、横浜市が推算した設計水位は以下のとおり。
 鶴見～根岸地区及び平潟湾周辺地区：T.P.+2.71m
 金沢地区：T.P.+3.43m

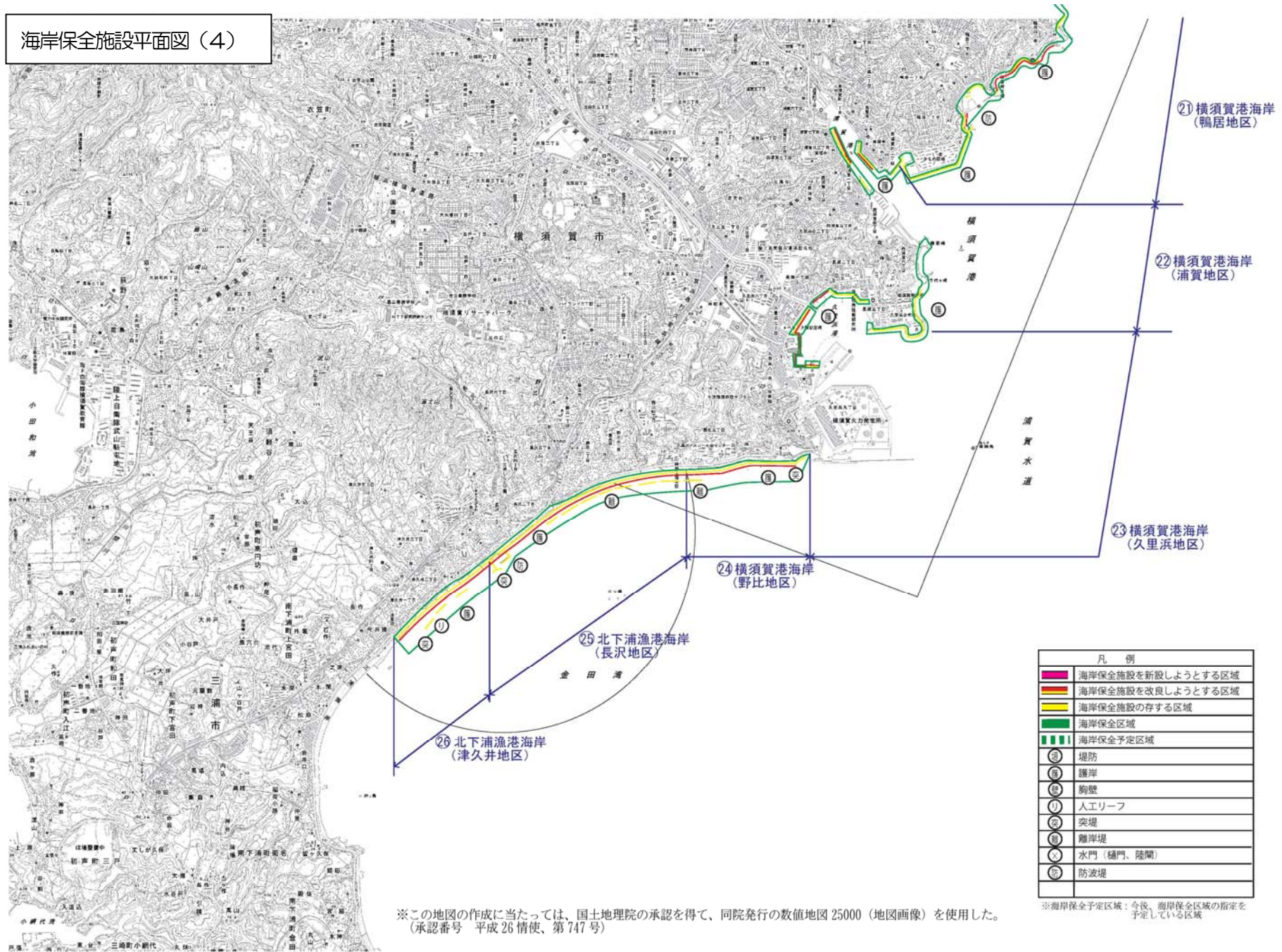
※この地図の作成に当たっては、国土地理院の承認を得て、同院発行の数値地図 25000（地図画像）を使用した。
 （承認番号 平成 26 情使、第 747 号）



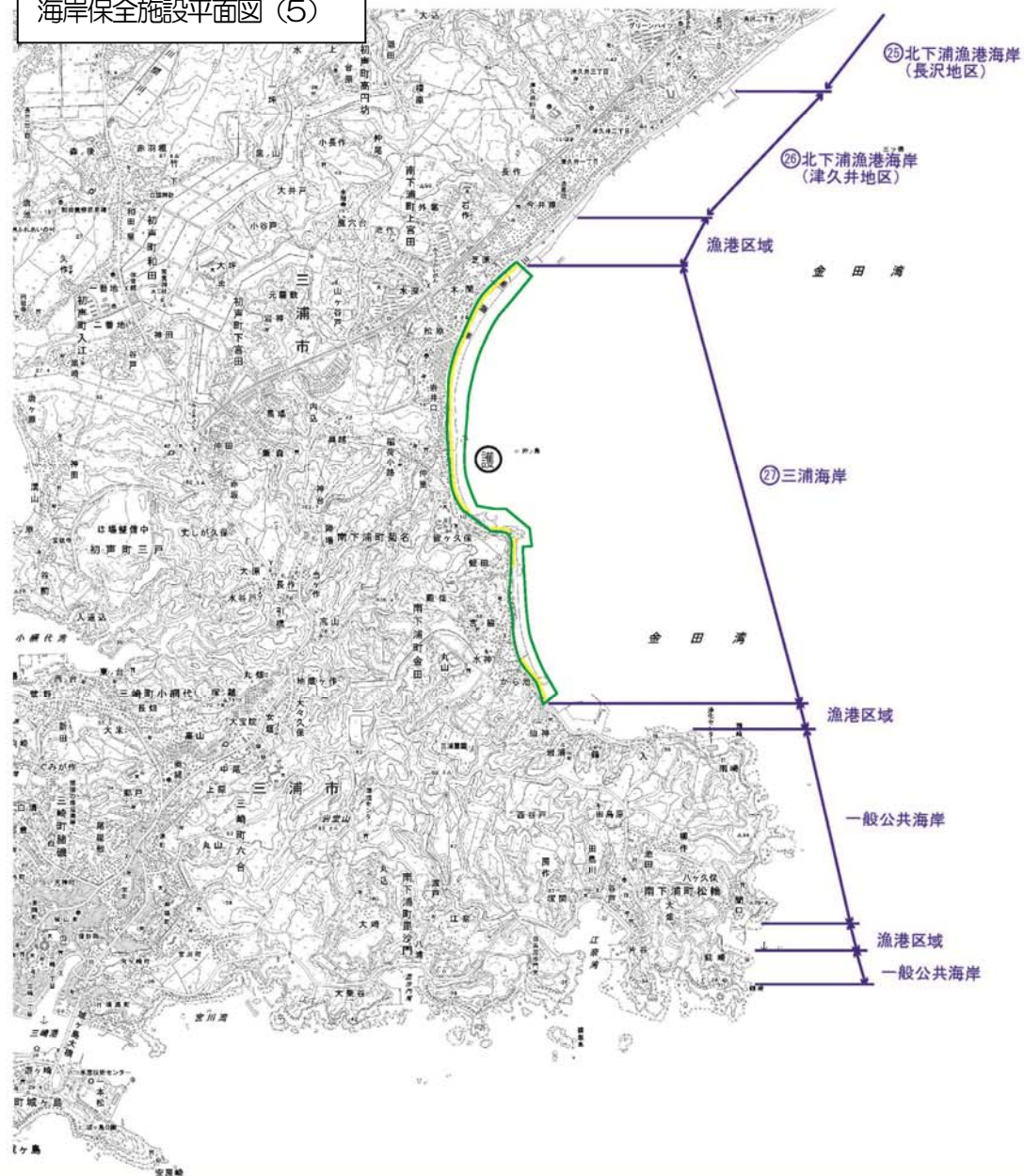
海岸保全施設平面図(3)



海岸保全施設平面図（４）



海岸保全施設平面図 (5)



凡 例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	海岸保全区域
	海岸保全予定区域
	堤防
	護岸
	胸壁
	人工リーフ
	突堤
	離岸堤
	水門 (樋門、陸閘)
	防波堤

※この地図の作成に当たっては、国土地理院の承認を得て、同院発行の数値地図 25000 (地図画像) を使用した。
(承認番号 平成 26 情使、第 747 号)

※海岸保全予定区域：今後、海岸保全区域の指定を
予定している区域

受益地域

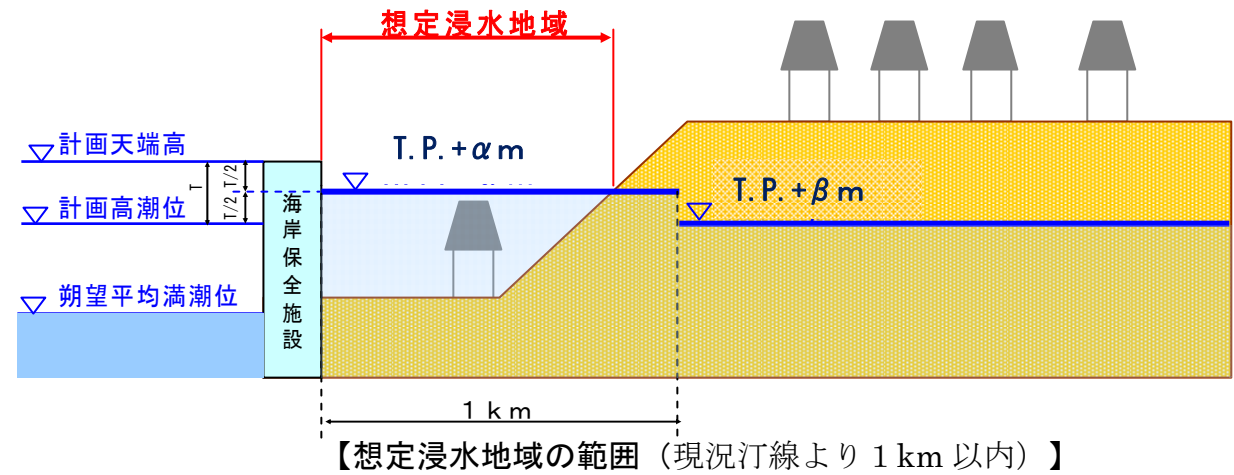
海岸保全施設の整備によって高潮災害などから防護される区域（受益地域）は、P.5-17以降に示す青色部となる。

なお、受益地域は、海岸保全施設が存在しない場合に、浸水が想定される地域（想定浸水地域）及び侵食が想定される地域（想定侵食地域）のうち、範囲の広い方とした。また、想定浸水地域及び想定侵食地域の範囲は、詳細な検討結果がある場合には、これによることとし、無い場合には、以下に示す方法により設定した。

(1) 浸水の想定される地域（想定浸水地域）

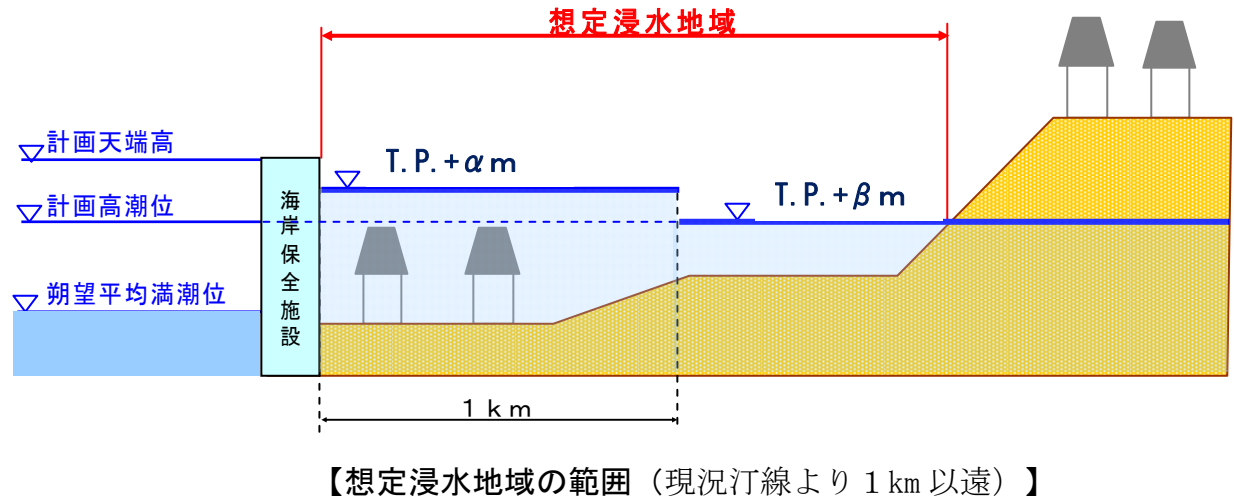
① 現況汀線より 1 km 以内：地盤高が T.P. + α m 以下の地域

$\alpha = \text{計画高潮位}^* + 1/2 \times (\text{計画天端高} - \text{計画高潮位})$



② 現況汀線より 1 km 以遠：地盤高が T.P. + β m 以下の地域

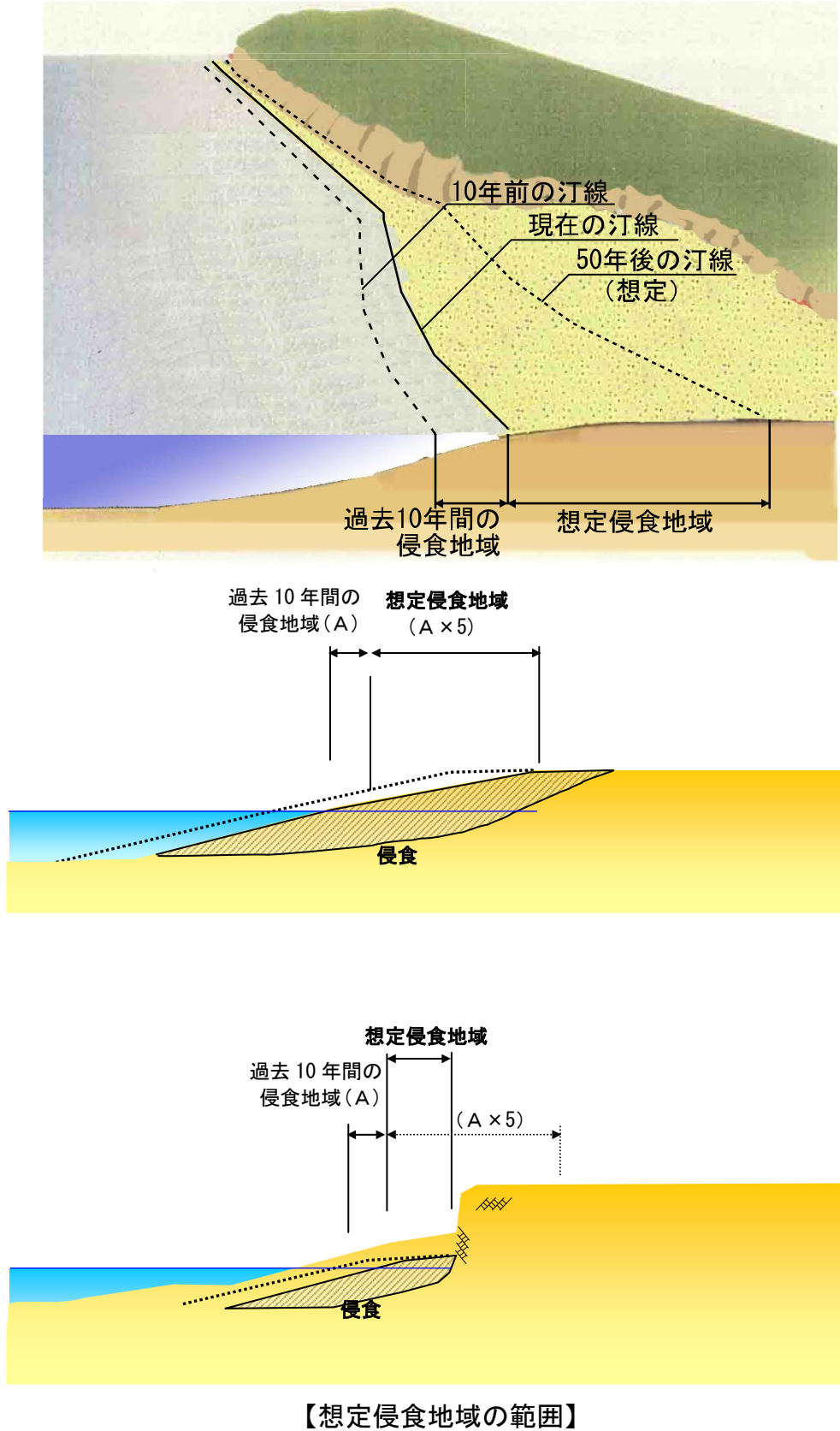
$\beta = \text{計画高潮位}$



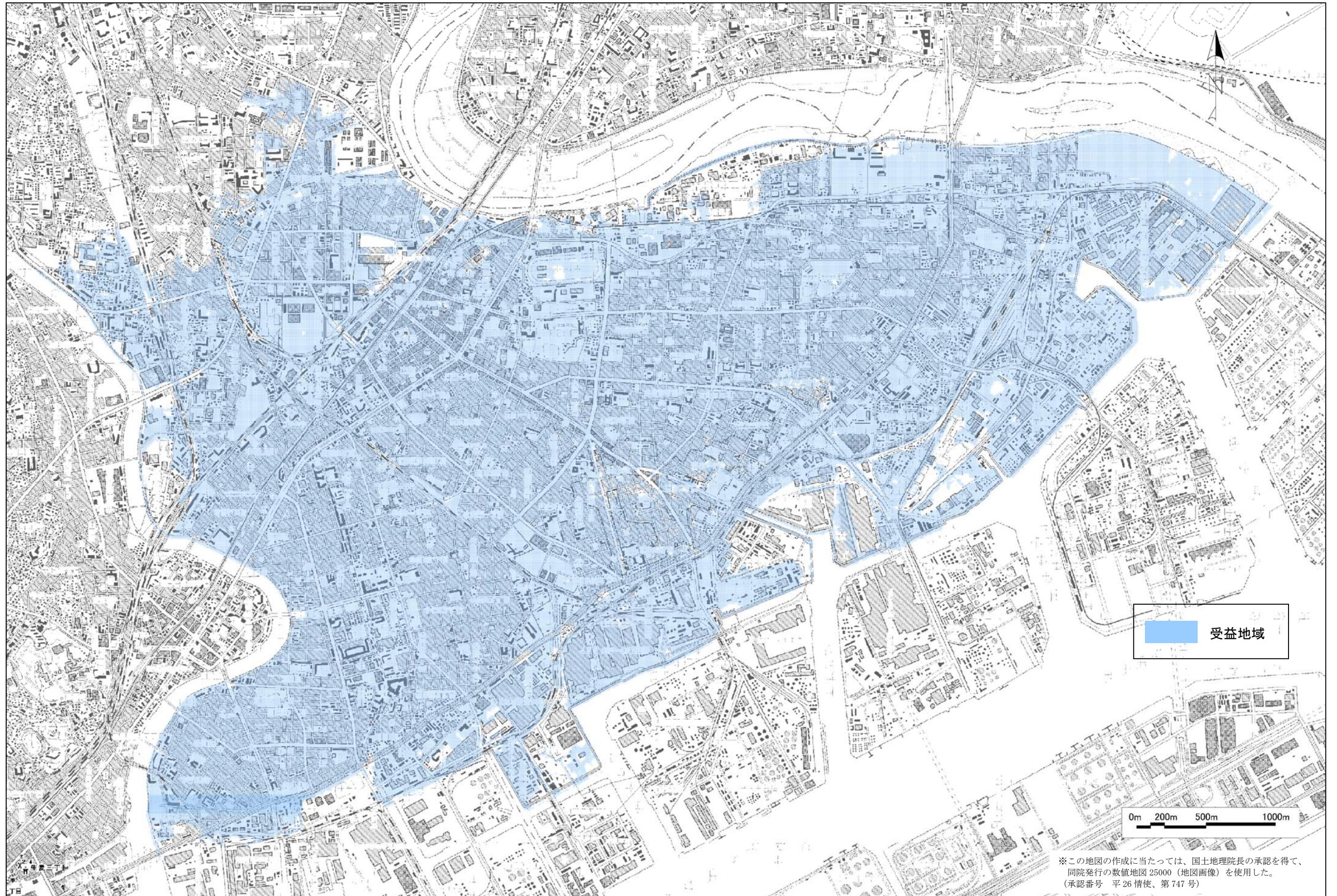
※ 計画高潮位＝朔望平均満潮位＋高潮偏差

(2) 侵食の想定される地域（想定侵食地域）

侵食による汀線後退が、現在と同じ速度で 50 年間進むと想定した場合の影響範囲



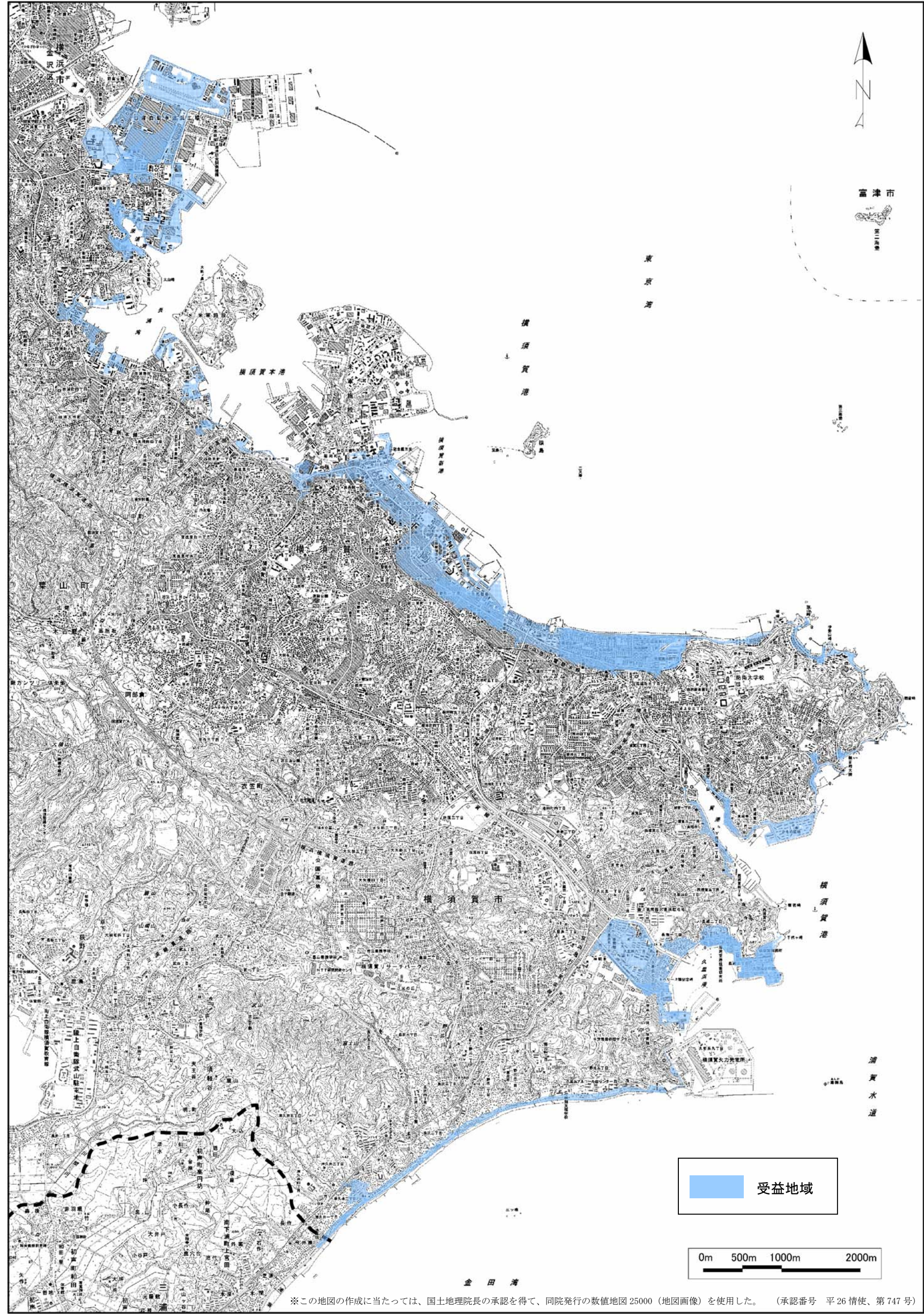
川崎ゾーン



横浜ゾーン



横須賀ゾーン





第6編 用語集

(50音順)

青潮〔あおしお〕

富栄養化などにより異常発生したプランクトンが、海底に沈殿してバクテリア分解される際、海水中の酸素が大量に消費されてできた貧酸素水塊のこと。硫黄や硫黄酸化物の微粒子が乳青色に見えることから青潮と呼ばれる。

赤潮〔あかしお〕

富栄養化などによるプランクトンの異常繁殖により、水域が赤く変色する現象。

一級河川〔いっきゅうかせん〕

国土保全や国民経済上、特別に重要な水系の中で、政令で区間を示して指定された河川。

一般公共海岸〔いっぱんこうきょうかいがん〕

一般公共海岸区域：公共海岸区域のうち海岸保全区域以外の区域。

うちあげ高〔うちあげだか〕

防護水準として設定した潮位と波浪が同時に発生した場合の堤防・護岸等に対する波のうちあがり高さのことである。原則として、[平成14年度東京湾海岸保全基本計画検討調査報告書（平成15年3月）、国土交通省関東地方整備局港湾空港部海域環境・海岸課]より、波浪変形シミュレーション等を行い、海岸毎に護岸の整備形態（直立式 or 緩傾斜＋養浜工など）を考慮し、うちあげ高を算出する。

但し、N系の波が設計条件となる海岸、既往の波浪推算資料の方が波の大きい海岸等については、照査の上、波浪条件を設定する。

越波量〔えっぱりょう〕

越波により、堤防や護岸を乗り越えて陸側に入った海水の量。

NPO〔えぬぴーおー〕

[nonprofit organization] 非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。

沿岸〔えんがん〕

海・湖・河川などの陸地に沿った部分。

海岸管理〔かいがんかんり〕

海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧等の事実行為のみならず、海岸保全区域の占用の許可、行為の制限等の行政事務をも含み、海岸保全区域について行われる海岸保全目的達成のためになされる行為をいう。

海岸侵食〔かいがんしんしょく〕

波の作用によって海岸線が後退する現象で、河川からの土砂供給量が減ったことや沿岸構造物の影響等が原因と考えられている。

海岸法〔かいがんほう〕

津波・高潮・波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護し、もって国土の保全に資することを目的として昭和31年に制定された法。平成11年に、防護・環境・利用の調和のとれた海岸を形成するため、抜本的な改正が行われた。

海岸保全基本計画〔かいがんほぜんきほんけいかく〕

海岸法に基づいて施設整備のみならず海岸の保全に関する基本的な計画として、防護・環境・利用等、地域の意見等を反映し、海岸保全基本方針に基づき都道府県知事が全国の71沿岸区分ごとに定めるもの。

海岸保全基本方針〔かいがんほぜんきほんほうしん〕

防護、環境、利用の調和のとれた海岸の保全を計画的に推進し、地域の実情に応じた海岸の保全を進めていくため、平成11年に改正された海岸法に基づき、主務大臣が定めることとされた海岸保全に関する基本的な方針であり、今後の海岸行政の指針としての役割を果たすとともに、都道府県知事が海岸保全基本計画を策定するに当たっての基本的な方向性をしめすものである。

海岸保全区域〔かいがんほぜんくいき〕

津波、高潮、波浪、その他、海水または地盤変動による被害から海岸を防護し、国土の保全に資することを目的とする海岸法に基づき、防護すべき海岸として指定された区域をいう。

海岸保全施設〔かいがんほぜんしせつ〕

海岸保全区域（津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護し、国土の保全に資する必要があると認められる海岸の一定区域）内にある、海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設。堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜など。

海底谷〔かいていこく〕

大陸棚または大陸斜面上にある谷。

海洋性レクリエーション〔かいようせいれくりえーしょん〕

海洋で行うレクリエーション。ヨット、ダイビング、ボードセイリング、サーフィン等。

レクリエーション：仕事や勉強などの疲れを癒やし、精神的・肉体的に新しい力を盛り返すための休養・娯楽。

環境基準（健康項目、生活環境項目）〔かんきょうきじゅん〕

人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましいとされる、大気・土壌の汚染、水質汚濁、騒音など、環境上の条件についての基準。公害対策基本法に基づく。

関東ローム〔かんとうろーむ〕

主として関東地方の台地や丘陵地の上部に分布している赤褐色の火山灰土。古い順に多摩ローム、下末吉ローム、武蔵野ローム、立川ロームと呼ばれている。日本統一地質分類法では火山灰質粘性土に分類される。特異な構造を持ち、自然状態での強度は大きい、乱すと極端に強度が低下する性質を持つ。

近郊緑地保全〔きんこうりょくちほぜん〕

近郊緑地保全区域：首都圏の近郊整備地帯（首都圏整備法による）では首都圏近郊緑地保全法で、近畿圏の保全区域内（近畿圏整備法による）では近畿圏の保全区域の整備に関する法律により、無秩序な市街化の防止や、住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止、文化財や緑地や観光資源等の保全などを目的として指定されるもの。近郊緑地保全区域内でこれらの効果が特に著しい地域等については、都道府県知事が都市計画に近郊緑地特別保全地区を定めることができる。

計画高潮位〔けいかくこうちょうい〕

計画高潮位とは、想定される最大規模の台風の襲来等により、高潮が発生したときの海面の上昇と、満潮位を足したもので、高潮対策施設の計画の基準とするもの。

原因者負担制度〔げんいんしゃふたんせいど〕

他の工事又は他の行為により必要を生じた当該海岸管理者の管理する海岸保全施設に関する工事の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させる制度。

公共海岸〔こうきょうかいがん〕

国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地およびこれと一体として管理を行う必要があるものとして都道府県知事が指定し、公示した低潮線（最も海面が低下した時の汀線）までの水面。

恒流〔こうりゅう〕

海水の密度差・風や地形の影響、河川水・外洋水の流入により生じた非周期的な流れ。

港湾区域〔こうわんくいき〕

港湾管理者が港湾を管理するために必要な水域。

護岸〔ごがん〕

高潮・侵食等による災害から海岸を防護するために現地盤及び埋立地盤を被覆する施設。

国際戦略港湾〔こくさいせんりゃくこうわん〕

長距離の国際海上コンテナ運送を行う国際海上貨物輸送網の拠点として、また国内海上貨物輸送網との結節点として高い機能を備えた港湾で、国際競争力の強化を重点的に図る必要がある港湾として政令で定めるもの。国際コンテナ戦略港湾として阪神港（神戸港・大阪港）と京浜港（東京港・川崎港・横浜港）、国際バルク戦略港湾として釧路港・鹿島港・名古屋港などが指定されている。

朔望平均満潮位〔さくぼうへいきんまんちょうい〕

満潮と干潮との潮位差を潮差と呼ぶ。潮差は1ヶ月の間では、新月（朔）と満月（望）よりそれぞれ1～3日遅れた頃が最も大きく、これを大潮といい、朔及び望の日から5日以内に現れる各月の最高満潮位を平均したものを朔望平均満潮位という沿岸の各潮位観測地点における潮位観測記録を基に設定する。

刺網漁業〔さしあみぎょぎょう〕

刺網：海中に張って、網目に頭をさし込ませたり体をからませたりさせて魚を捕獲する網。浮刺し網・底刺し網などがある。

里親制度〔さとおやせいど〕

1985年頃にアメリカのテキサス州で始められた制度で、海岸、道路や河川など行政の管理する公共施設の一定区間を「養子縁組」し、公共施設の維持管理を住民等から構成されるボランティア団体に任せるシステムである。Adopt system（アドプトシステム）と呼ばれ、近年、世界中に広まりつつある。

COD（化学的酸素要求量）〔しーおーでいー〕

水中の被酸化性物質を酸化するために必要とする酸素量を示したもの。代表的な水質の指標の一つであり、酸素消費量とも呼ばれる。

自然海岸〔しぜんかいがん〕

海岸（汀線）が人工によって改変されないで自然の状態を保持している海岸。

自然環境保全地域〔しぜんかんきょうほぜんちいき〕

高山性植生、亜高山性植生、優れた天然林等のうち、自然的社会的諸条件からみて、その自然環境を保全することが特に必要な地域として、自然環境保全法又は県自然環境保全条例に基づき指定した地域のことです。

重要港湾〔じゅうようこうわん〕

国際海上輸送網、又は国内海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を持つ港湾。

受益地域〔じゅえきちいき〕

海岸保全施設を設置することによって越波や侵食の被害を防護することができる地域。

循環流〔じゅんかんりゅう〕

一定空間の中を循環している流れ。

人工海岸〔じんこうかいがん〕

海岸（汀線）が、港湾・埋立・浚渫・干拓等の土木工事により著しく人工的に改変された海岸。

スタンドアップパドルボード〔すたんどあっぷばどるぼーど〕

サーフボードの上に立ったまま乗り、パドルを使用して自由に移動し、波が立つところでは波に乗ることもできるマリンスポーツ。

設計津波〔せつけいつなみ〕

一定の頻度（数十年から百数十年に一度程度）で到達するとされる津波。

せり上がり〔せりあがり〕

津波が堤防等に衝突した際、水塊が堤体に沿って上方にせり上がるさま。

全窒素〔ぜんちっそ〕

TN (Total Nitrogen)、総窒素ともいう。無機態窒素と有機態窒素の合計量。

湖沼や内湾などの閉鎖性水域の、富栄養化の指標として用いられている。水中では、窒素は、窒素イオン、窒素化合物として存在しているが、全窒素は、試料水中に含まれる窒素の総量を測定するものである。窒素は、植物の生育に不可欠なものであるが、大量な窒素が内湾や湖に流入すると富栄養化が進み、植物プランクトンの異常増殖を引き起こすとみられている。湖沼におけるアオコや淡水赤潮の発生や、内湾における赤潮、青潮の発生が問題になっている。

全燐〔ぜんりん〕

TP (Total Phosphorus)、総燐ともいう。無機態燐と有機態燐の合計量。

湖沼や内湾などの閉鎖性水域の、富栄養化の指標として用いられている。水中では、燐は、燐イオン、燐化合物として存在しているが、全燐は、試料水中に含まれる燐の総量を測定するものである。燐は、窒素と同様に植物の生育に不可欠なものであるが、大量な燐が内湾や湖に流入すると富栄養化が進み、植物プランクトンの異常増殖を引き起こすとみられている。湖沼におけるアオコや淡水赤潮の発生や、内湾における赤潮、青潮の発生が問題になっている。

想定される最大の偏差〔そうていされるさいだいのへんさ〕

東京湾において高潮偏差が高くなる想定コースを9コース(台風7920号コース、伊勢湾台風コース、キティ台風コース等)設定し、台風規模を伊勢湾台風級として高潮予測シミュレーションを行った結果より得られる、海岸毎に最大となる高潮偏差。

高潮〔たかしお〕

台風や低気圧により海水面が異常に上昇する現象。南に面した湾では、湾の西側を台風が通過するときに起こりやすい。

高潮偏差〔たかしおへんさ〕

[平成11年度東京湾高潮対策調査報告書(平成12年8月)、運輸省第二港湾建設局企画課]の成果より、各海岸に対して最悪となる偏差を抽出し、地形的特性等を考慮し区間毎に計画値を設定する。なお、横須賀市の追浜地区については、上記の成果がないことから、同条件で計算された[東京湾の大規模高潮浸水想定(平成21年4月2日公表)、国土交通省港湾局]の成果を補完的に用いて設定する。

中潮帯〔ちゅうしおたい〕

潮間帯の一部。小潮平均干潮線～小潮平均満潮線。

潮間帯〔ちようかんたい〕

満潮時に水没し干潮時に露出する部分。大潮最低干潮線～大潮最大満潮線。

鳥獣保護区〔ちようじゅうほごく〕

野生鳥獣の保護・増殖を図るために狩猟を禁止する区域。特に鳥獣の保護・育成を図る必要がある鳥獣保護区の区域内には特別保護地区を指定することができる。鳥獣保護区では鳥獣の捕獲が禁止され、特別保護地区では開発行為に規制がかかる。この法律の対象となる鳥獣は、通常、山野等に生息している野生の鳥獣で、生活環境の改善または農林水産業の振興に何らかの関連を持ち、狩猟の対象物としての価値などを持っているものをいう。環境大臣の設定する国設鳥獣保護区と、都道府県知事の設定する県設鳥獣保護区とがあり、土地に対する規制等に変わりはない。鳥獣保護区の種類は、森林鳥獣生息地の保護区、大規模生息地の保護区、集団渡来地の保護区、集団繁殖地の保護区、特定鳥獣保護区、誘致地区の保護区、愛護地区の保護区に分けられる。

鳥獣保護区特別保護地区〔ちょうじゅうほごくとかくべつほごちく〕

環境大臣または知事は、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めた場合、鳥獣保護区の区域内に、特別保護地区を指定することができる。特別保護地区内では水面の埋立、干拓、立木竹の伐採等、鳥獣の保護繁殖に影響を及ぼすおそれのあるものは許可を必要とする。

潮上帯〔ちょうじょうたい〕

満潮時にも水没しない部分。小潮平均満潮線以上の高いところ。

潮流〔ちょうりゅう〕

潮の流れ。海の干満によっておこる海水の流れ。一日に二回ずつ、その流れの方向が逆になる。

津波〔つなみ〕

海底地震の際の地殻変動によって広範囲に海底が急激に上下運動し、それに応じて起こる周期の長い水波。

津波高〔つなみだか〕

津波の高さ、と言う意味で用いられる表現。

定置網〔ていちあみ〕

定置網は別名大敷網とも称され、回遊する魚を誘い込んで捕る日本古来の漁法。

低潮帯〔ていちょうたい〕

潮間帯の一部。大潮最低干潮線～小潮平均干潮線。

堤防・防潮堤〔ていぼう・ぼうちょうてい〕

高潮、波浪、侵食等による災害から海岸を防護するために現地地盤を盛土またはコンクリート打設などによって増高させる施設。

天端高（計画天端高）〔てんばだか〕

構造物（防波堤、防潮堤、護岸等）の頂部を天端といい、天端高とは、基本水準面（T.P.=0）から天端までの高さをいう。

二級河川〔にきゅうかせん〕

一級河川以外の水系で公共の利害に重要な関係のある河川のうち、都道府県知事が指定したもの。

粘り強い構造〔ねばりづよいこうぞう〕

設計対象の津波高を超え、海岸堤防等の天端を越流した場合でも、施設の破壊、倒壊までの時間を少しでも長くする、あるいは、全壊に至る可能性を少しでも減らすことを目指した構造上の工夫。

**ハザードマップ〔はざーどまっぷ〕**

火山噴火や洪水、土砂災害、津波等の自然災害に対して、被害が予測される区域および避難地・避難路等が記載されている地図。

パブリックコメント〔ぱぶりっくこめんと〕

政府の政策立案過程で国民から意見を公募し、その意思決定に反映させることを目的とする制度。

例えば行政機関が命令や規則を策定し、または変更することを検討している場合に、ホームページなどでその素案を公表し、国民から意見を募る。意見を述べようとする国民は、電子メールや郵便など定められた方法により、期限までに意見を述べる。

葉山層群〔はやまそうぐん〕

前期・中期中新世の地層。岩相は、下位から森戸硬質泥岩層・鎧摺砂岩泥岩互層・大山凝灰質砂岩層・矢部凝灰質砂岩泥岩互層に区分されている。2列の地塁を形成して、神奈川県の大井町の中央部を横断して分布する。

干潟〔ひがた〕

一般的には「干潮時に広く出現する砂泥底の平坦面」を指し、面積や底質の性状で区分した明確な定義はない。浅海域に広がる干潟生態系は、水質の浄化機能を有するとともに、鳥類をはじめとする生物の生息地として重要な生態系であるが、遠浅な地形は埋立てが容易であるため、開発行為による減少が続いている。

飛沫〔ひまつ〕

細かく飛び散る水滴。しぶき。

漂砂〔ひょうさ〕

沿岸域における砂の移動。移動する砂自体をさすこともある。

漂着ゴミ〔ひょうちゃくごみ〕

海岸に漂着したゴミ。

発生頻度の高い津波〔はっせいひんどのたかいつなみ〕

数十年から百数十年に一度程度の頻度で発生する津波のことである。

設計津波の水位は、この津波を対象として、国から示された「設計津波の水位の設定方法等について」（平成23年7月8日）に基づき設定する。

風衝地〔ふうしょうち〕

強風にさらされる当たりが強い地区。

富栄養化〔ふえいようか〕

水中の溶存物とくに栄養塩類の増加による植物プランクトンなどの生物生産が増大する現象。

不法係留船〔ふほうけいりゅうせん〕

河川、湖沼、港、海岸などに、管理者の許可なく放置、係留している船舶のこと。

保安林〔ほあんりん〕

水源の涵養や土砂の流出防止、保健・風致等の目的を達成するため森林法第25条に基づいて、農林水産大臣または知事が指定し、森林の施業や転用に一定の制限が課せられている森林。保安林には、水源涵養保安林や土砂流出防備保安林など17種類がある。

防波堤〔ぼうはてい〕

外海からの波を防ぎ、港湾内を穏やかに保つために海中に築造された突堤。（出典：三省堂大辞林）
景観上阻害要因になる場合がある。

三浦層群〔みうらそうぐん〕

中期中新世-鮮新世の地層。岩相は、三浦半島の三浦層群は、三崎層、初声層、逗子層、池子層に区分されているが、これらは一部同時異相の関係にある。三浦半島では、下位の葉山層群が2列の東西方向にのびた地塁を形成しているために、その上位の三浦層群は南部・中部・北部の3体に分かれて分布している。

面的防護方式〔めんてきぼうごほうしき〕

堤防、砂浜、離岸堤等を面的に配置し、高潮、侵食等から海岸を防護する整備方式。災害に対して粘り強く、耐久性に優れ、かつ海辺へのアクセスや景観等に優れている。堤防や消波工のみで海岸線を防護する線的防護方式に比して使われる。

藻場〔もば〕

沿岸浅海域で海草藻類のある一つの種または一つのグループが、高い密度で繁茂している場所。稚魚生育場所などとして重要である。藻場を形成する代表的な種類として、外海に面した岩礁域に発達するホンダワラ類や内湾の砂泥底に発達するアマモ、コアマモが挙げられる。前者から成る藻場をガラモ場、後者から成る藻場をアマモ場という。なお、アマモ、コアマモは厳密には藻ではなく、陸上植物が水中に逆進出した顕花植物である。

ユニバーサルデザイン〔ゆにばーさるでざいん〕

小さな子供から成人、高齢者を含め誰にでも使いやすい設計のこと。

養浜〔ようひん〕

海岸に人工的に土砂を供給することにより海岸の生成、改良および維持を行い、侵食された海岸の回復を図る。

余裕高〔よゆうだか〕

堤防天端高設定における若干の不確実性を考慮して設定する高さであり、最大1.0mを限度に決定されることが多い。

リアス式海岸〔りあすしきかいがん〕

〔rias coast〕 出入りの複雑な海岸線を示し、入江や湾に富む海岸。開析された山地が沈水してできたと考えられ、三陸海岸の南半部、若狭湾などに見られる。呼称はスペイン北西部ガリシア地方のリア（ria 入江）の多い海岸にちなむ。リアス海岸線。

離岸堤〔りがんてい〕

海岸より離れた沖合に、海岸線とほぼ平行に石材や消波ブロック等を積み上げて造られた堤体で、消波または計画波高減衰効果あるいは海浜の前進を図る施設。